

第三次岩手県循環型社会形成推進計画
(第五次岩手県廃棄物処理計画)
(岩手県ごみ処理広域化計画)
(案)

令和2年12月

岩手県

—目 次—

<この計画で用いられているキーワード> 1
<この計画における法令の略称> 4

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の趣旨 5
第2節 計画の性格 6
第3節 計画の期間 7

第2章 循環型地域社会の形成に係る現状と課題

第1節 資源循環の概況（物質フロー） 8
第2節 一般廃棄物（ごみとし尿） 11
1 ごみの排出の状況 11
2 ごみの循環的利用 13
3 ごみの適正な処理 14
4 ごみの広域的処理 16
5 ごみ処理事業 17
6 し尿の処理 18
7 前期の目標達成状況 19
第3節 産業廃棄物
1 産業廃棄物の排出・処理の状況 21
2 本県における産業廃棄物等の現状と課題 23
3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状と課題 25
4 産業廃棄物処理施設の整備状況 26
5 産業廃棄物処理における公共関与 27
6 前計画の目標達成状況 28
第4節 廃棄物の不適正な処理（不法投棄等） 29
1 大規模不法投棄事案（青森県境産業廃棄物不法投棄事案） 29
2 不適正処理の現状と課題 30
第5節 循環型地域社会の形成を推進するビジネス・技術 31
第6節 廃棄物分野における温室効果ガスの削減 32
第7節 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保 33
第8節 放射性物質汚染廃棄物等の処理 33

第3章 目指す姿

第1節 目指す循環型地域社会の姿 34
1 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 34
2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確立 35
3 廃棄物の適正処理の徹底 36
第2節 目標 37
1 廃棄物の将来予測 37
2 一般廃棄物に関する目標 41

コラム 県民一人1日あたりごみ排出量削減のための優良事例	43
3 産業廃棄物に関する目標	44
4 産業廃棄物の不適正処理の防止等に関する目標	44
5 資源循環に関する目標《参考指標》	45

第4章 施策の展開方向

第1節 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進	46
1 一般廃棄物に関する施策	46
(1) 各主体と連携した循環型地域社会形成施策の推進	46
(2) ごみの発生・排出の抑制、循環的利用の推進	46
(3) 海岸漂着物の発生抑制と回収・処理	48

コラム 海岸漂着物の概要と県の取組	49
2 産業廃棄物に関する施策	50
3 その他の個別のリサイクル法等による取組	52

コラム 一般廃棄物リサイクル率向上のための優良事例	55
4 循環型地域社会の形成に関する条例等による取組	56
5 循環型社会の形成を推進するビジネス・技術の振興	57

第2節 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保	57
1 ごみの適正処理の推進	57
2 ごみの広域的処理の推進	58
3 し尿処理及び生活雑排水対策	59
4 適正な処理に必要な産業廃棄物処理施設の最適化	59
5 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備等	60
6 万全な災害廃棄物処理体制の構築	60
7 廃棄物分野における脱炭素社会の実現に向けた取組	61
第3節 廃棄物の適正処理の徹底	62
1 不適正処理の防止のために必要な監視・指導その他の措置	62
2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する施策	63
3 放射性物質汚染廃棄物等の処理の促進	63
4 大規模不法投棄事案（青森県境産業廃棄物不法投棄事案）への対応	63

第5章 循環型地域社会の形成に向けた各主体の役割

第1節 県民の役割	64
第2節 事業者の役割	64
第3節 市町村の役割	65
第4節 県の役割	65

第6章 計画の推進

第1節 進行の管理	66
第2節 進捗状況の公表	66

<この計画で用いられているキーワード>

SDGs

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称で、発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを基本方針としています。

また、SDGsの17のゴールはそれ自体では関連性を持ちませんが、2030年アジェンダでは地球環境時代の行動規範を目指して、経済・社会・環境の3層が理念構成の柱とされていることから、17のゴール群を、「経済・環境・社会」の観点から関連付け並べ替えた先導的事例も示されています。

県では、この計画の推進に当たり、SDGsの各ゴールや「経済・環境・社会」との関連性も意識しながら、他分野と連携して統合的に施策を展開していくこととしています。



【図：SDGs ロゴ・アイコン¹（左）とSDGs ウェディングケーキモデル²（右）（SDGsの各ゴールを経済・社会・環境で関連付け）】

地域循環共生圏

各地域が地域資源を最大限活用し、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完しあいながら、環境・経済・社会の一体的向上による持続可能な地域づくりを目指す考え方です。

脱炭素社会

令和元年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が採択され、国では長期的な気候変動政策の最終到達点として「脱炭素社会」を掲げています。当該戦略において、脱炭素社会は「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源に

¹ 国際連合広報センターホームページ (https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/) から引用

² ストックホルム・レジリエンス・センターホームページ (<https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>) から一部加工の上引用

よる除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること」と定義されています。国では、脱炭素社会の早期実現に向けて、2050年までに80%の温室効果ガスの排出を削減するという長期的目標を掲げています。

廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、また他人に有償売却できないため不要になった固形状又は液状のもの」をいい、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。

（産業廃棄物）

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など廃棄物処理法で定められた20種類のをいい、すべての業種に共通するもの（燃え殻、汚泥など）と特定の業種に限定されるもの（紙くず、木くずなど）があります。

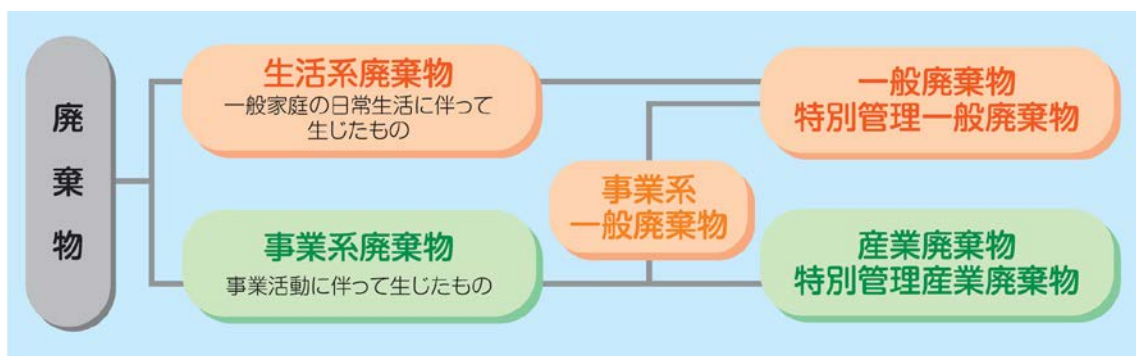
産業廃棄物の処理責任は排出者にあり、自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理することになります。

（一般廃棄物）

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、日常生活に伴って排出される生活系廃棄物（ごみ、し尿）と事業活動に伴って排出される廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物（事業系一般廃棄物）をいいます。事業系一般廃棄物には、事務所、商店等から排出される紙くず等があります。

市町村は、一般廃棄物の処理に関する計画を定め、計画に従って、生活環境の保全上支障が生じないように収集、運搬、処分をしなければなりません。

なお、事業者は、事業活動に伴って排出するすべての廃棄物について処理責任があります。



（岩手県「産業廃棄物の適正処理のために」（令和2年8月）から抜粋）

2R（ツーアール）

3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース、リユースを特に抜き出して「2R」としてまとめて呼称しているものです。「リデュース」は、廃棄物等の発生自体を抑制することです。廃棄物等は、いったん発生してしまえば、資源として循環的な利用を行う場合であっても少なからず環境への負荷を生じさせます。このため、廃棄物等の処理に由来する環境負荷を

低減させるためには、これを発生させないことが最も効果的となります。「リユース」は、いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用することです。形状を維持したまま使用することから、リサイクルに比べ、一般的に資源の減失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少ないことが特徴です。

災害廃棄物

環境省の「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月）によると、自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するものを指します。

国の「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 3 月）では、「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避することが目標に掲げられています。各自治体においては、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成に努め、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応をとるとともに、災害廃棄物の分別、選別、再生利用などによる減量化を行うことができる処理体制を確保していく必要があります。

(モノの)ライフサイクル

経済社会の物質フローについて、資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階を指します。

これまでは、自然から大量の資源を取り出し、大量に生産・消費して、不要となったものを大量に廃棄することで経済発展がもたらされてきましたが、資源需給のひっ迫や環境破壊を引き起こすなど、さまざまな問題が生じています。

今後は、経済全体を「量から質へ」転換し、「必要なモノ（サービス）を、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、現在の経済社会の物質フローを、環境保全上の支障が生じないことを前提にライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うフローに最適化していくことを目指していく必要があります。

海洋ごみ

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号）では、「海洋ごみ」を「漂流ごみ等」（沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物）と「海岸漂着物等」（海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等）に分類しています。

海洋ごみは海洋生物や漁業、観光等に影響を与え、近年ではマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されています。

<この計画における法令の略称>

この計画に掲げる法令については、本文中において、次のとおり略称を使用して記載しています。

法令の名称（法令番号）	略称
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	廃棄物処理法
循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）	循環型社会形成推進基本法
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）	容器包装リサイクル法
特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）	家電リサイクル法
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）	小型家電リサイクル法
食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）	食品ロス削減推進法
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）	食品リサイクル法
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）	自動車リサイクル法
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）	海岸漂着物処理推進法
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（平成13年法律第65号）	PCB特措法
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）	産廃特措法
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）	放射性物質汚染対処特措法

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の趣旨

これまで我が国では、数次にわたる廃棄物処理法の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等を行い、廃棄物の適正な処理に取り組んできました。

また、平成12年には循環型社会形成推進基本法が制定されたことに伴い、同法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」を策定して、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減される循環型社会の形成に向けて、関連施策を推進してきました。

本県においても、廃棄物処理法第5条の5第1項に基づき、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に即して、「岩手県廃棄物処理計画」（第一次計画期間：平成13年度～平成17年度、第二次計画期間：平成18年度～平成22年度）を定めるとともに、循環型地域社会の形成に関する条例や岩手県産業廃棄物税条例等を制定し、廃棄物の発生抑制及び循環的利用並びに適正処理に関する取組を進めてきました。

第三次岩手県廃棄物処理計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）については、廃棄物処理計画としての性格に加え、国の循環型社会形成推進基本計画の策定を受けて、事業者等によるゼロエミッション化をはじめとする3Rの取組や、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携して循環型社会形成を推進し、将来の世代も持続可能な発展ができるようにするため、岩手県循環型社会形成推進計画として策定しました。

第四次岩手県廃棄物処理計画（第二次岩手県循環型社会形成推進計画。計画期間：平成28年度～令和2年度。以下「前計画」という。）については、廃棄物の排出動向や将来推計を踏まえながら、引き続き、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に取り組むとともに、東日本大震災津波による新たな課題の解決を図ることや教訓を活かした施策の展開を図るための基本計画として策定しました。

しかしながら、近年、東日本大震災津波をはじめとした災害の影響等により、東日本大震災津波以前（平成22年度）と比較して廃棄物の排出量は高止まりの状況となっているほか、東京電力福島第一原子力発電所事故を起因として発生した放射性物質汚染廃棄物の処理等についても安全で円滑な処理が引き続き求められています。

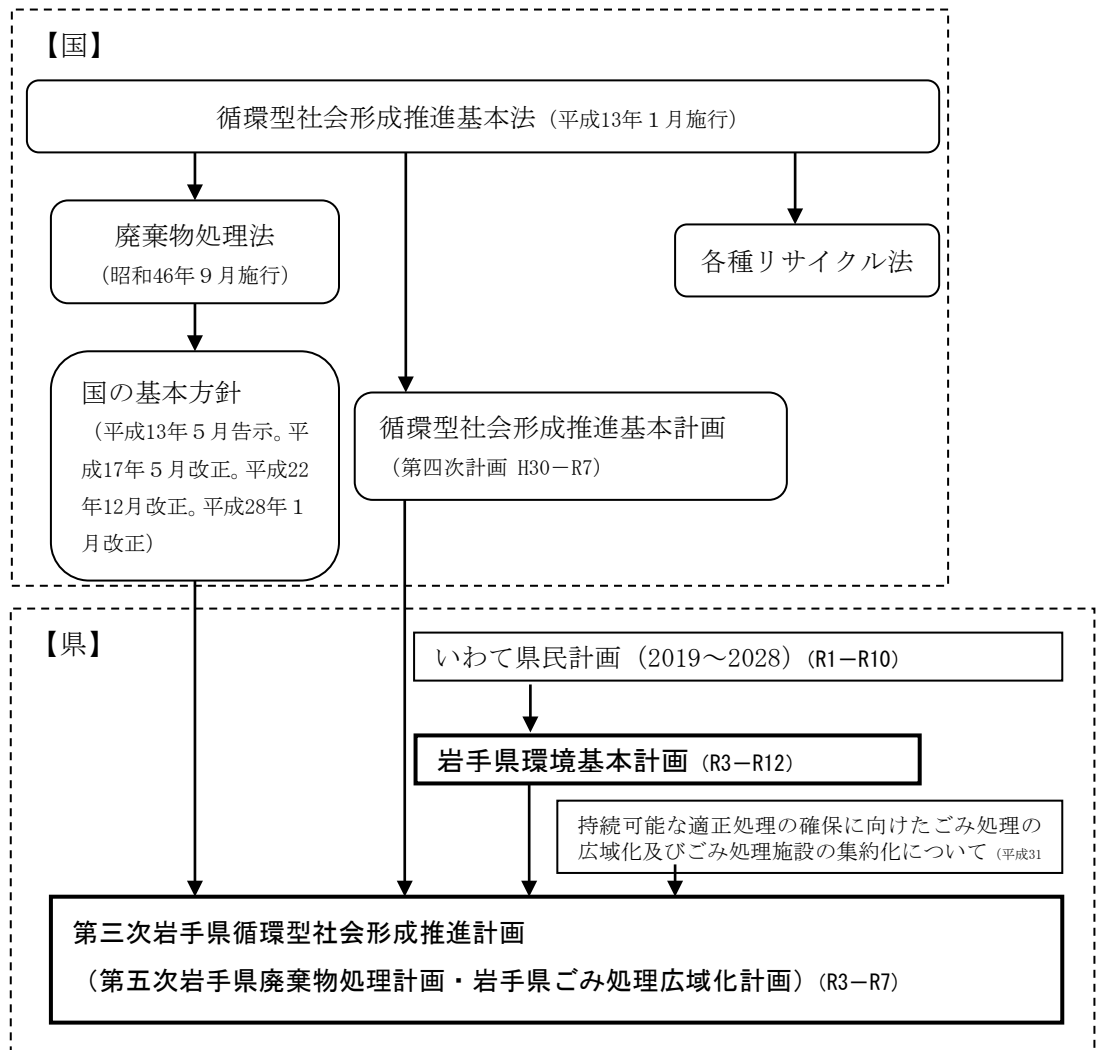
さらに、SDGsが掲げる「誰一人として取り残さない」という理念のもと、頻発する自然災害に対応するための廃棄物処理体制の強靱化、脱炭素社会の形成推進や、海洋ごみへの対応など、次々と生じる多様な課題についても解決するための取組を進めていく必要があります。

第五次岩手県廃棄物処理計画（第三次岩手県循環型社会形成推進計画・岩手県ごみ処理広域化計画）は、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる「一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手」の実現を目指しながら、「地域循環共生圏」を構成する「循環型地域社会」の構築に向けて、これらの課題を解決するための実効的な施策の展開を図るための基本計画として作成したものです。

第2節 計画の性格

本計画は、次のとおり関係法令に基づいたものであるとともに、本県の循環型地域社会の形成に関する施策を実行していくための部門計画としての性格も併せ持っています。

- ① 廃棄物処理法第5条の5第1項に基づく本県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画です。
- ② 循環型社会形成推進基本法第10条に基づく循環型社会の形成に向けた施策等を盛り込んだ基本計画です。
- ③ 「いわて県民計画（2019～2028）」及び「岩手県環境基本計画」を踏まえた廃棄物処理を含む循環型地域社会の形成に関する部門計画です。
- ④ 平成31年3月環境省通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」により都道府県知事が策定することとされた「ごみ処理広域化・集約化計画」です。



第3節 計画の期間

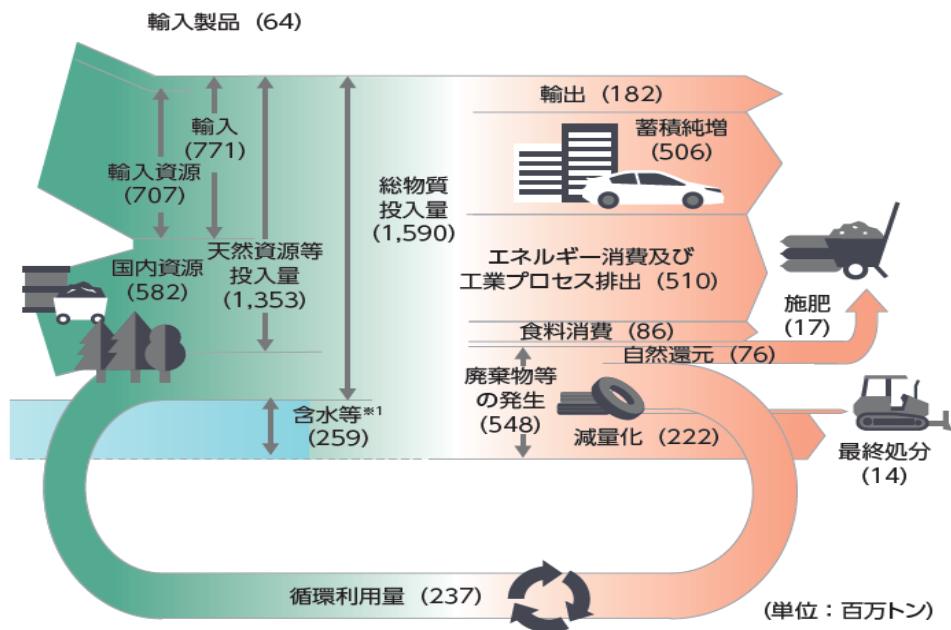
国の循環型社会形成推進基本計画や岩手県環境基本計画の計画期間を踏まえるとともに、前計画を引き継ぎ、令和3年度から令和7年度までとします。

第2章 循環型地域社会の形成に係る現状と課題

第1節 資源循環の概況（物質フロー）

循環型社会の形成を推進するためには、経済社会において、どれだけ資源が採取、消費、廃棄され、再び資源として循環しているか、という物質の流れ（以下「物質フロー」という。）を把握することが必要です。

我が国の平成29年度における物質フロー図³の概要は、図1のとおりです。



【図1 平成29年度の我が国における物質フロー図（令和2年度版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書）】 図中※1は脚注参照⁴

平成29年度に国内で採取された資源は582百万トン、輸入は771百万トン、両者を合わせた天然資源等投入量⁵は1,353百万トンになっており、廃棄物等の循環利用量（237百万トン）と合わせた総物質投入量は1,590百万トンになっています。

国の循環型社会形成推進基本計画の取組指標である資源生産性⁶、循環利用率⁷（入口、

³ 物質フロー図 資源の投入から生産、廃棄までを一連の流れとしてとらえ、移出、移入の総量を把握し、「物質の流れ」を示すもの。国の「循環型社会形成推進基本計画」において国全体の物質フローが示されています。

なお、物質フローは、資源の消費を抑制し循環の利用を進めていくという、循環型社会の物の流れを表す指標として、国の循環型社会形成推進基本計画で用いられていますが、物質フローの算定方法については、まだ確立された技法はなく、これを単純に開放系の物流構造である県に適用することは、実態を正確に把握できるかとの課題もあることから、今後国や他の自治体の動向も見ながら検討していくことにしています。

⁴ 含水等 廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）

⁵ 天然資源等投入量 天然資源等投入量とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指します。

⁶ 資源生産性（＝GDP／天然資源等投入量） 国の「循環型社会形成推進基本計画」において示されている指標で、一定量当たりの天然資源等投入量から生じる実質国内総生産を算出することによって、産業や人々の生活がいかにかを有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す指標です。

⁷ 循環利用率（入口側＝循環利用量／総物質投入量（循環利用量＋天然資源等投入量）、出口側＝循環利用量／廃棄物等の発生量） 国の「循環型社会形成推進基本計画」において示されている指標で、入口側の循環利用率は、社会に投入される資源（天然資源等投入量）のうち、どれだけ循環利用（再使用・再生利用）された資源が投入されているか

出口)及び最終処分量は、平成 29 年度には、資源生産性が 39.3 万円/トン(令和 7 年度目標 49.0 万円/トン)、入口側の循環利用率が 14.9%(令和 7 年度目標 18%)、出口側の循環利用率が 43.3%(令和 7 年度目標 47%)、最終処分量が 13.6 百万トン(令和 7 年度目標 13 百万トン)となっています。

本県における循環型社会の形成を推進するためには、国と同様に物質フローを把握することが必要であることから、この計画においては、前計画に引き続き、国の物質フローに準じて、本県における物質フローを作成しました。(図 2)

なお、本県の物質フローの特徴は次のとおりです。

■「入口」の指標：資源生産性

本県の平成 30 年度における資源生産性は 18 万 5 千円/トンで、平成 25 年度(17 万 4 千円/トン)より増加している一方で、平成 29 年度の全国値 39.3 万円/トンと比較すると本県は 2 分の 1 以下となっています。

これは、岩石・砂利や石灰石などの投入される資源の量が多く、生産された製品やサービスの付加価値が低いことが影響しており、本県の産業構造の特徴を反映した結果になっているものと思われます。

■「循環」の指標：入口側の循環利用率、出口側の循環利用率

本県の平成 30 年度における入口側の循環利用率は 18.0%で、平成 25 年度(25.9%)より 7.9 ポイント減少しています。これは、平成 30 年度と比較して平成 25 年度は東日本大震災津波からの復興工事等により、大量の天然資源が投入された一方で、災害で発生した廃棄物の大部分がリサイクルされたため、循環利用量も多かったことに起因しているものと考えられます。

また、本県の入口側の循環利用率は、平成 29 年度の入口側の循環利用率全国値 14.9%と比較すると、3.1 ポイント高くなっています。これは、本県は畜産農業が盛んであり、家畜排せつ物の循環利用量が多いことが影響しているものと思われます。

次に、出口側の循環利用率を見ると、平成 30 年度は 67.3%で平成 25 年度(75.8%)より 8.5 ポイント低下しています。これは、平成 30 年度と比較して平成 25 年度は東日本大震災津波により発生した大量の災害廃棄物が大量に発生した一方で、大部分がリサイクルされていたことが影響しているものと考えられます。

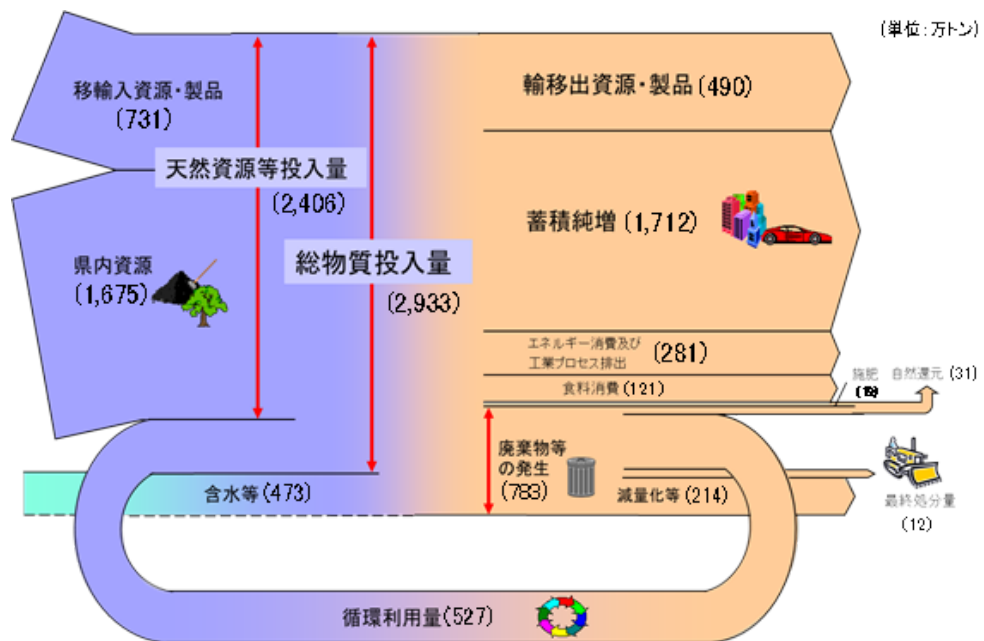
また、本県の出口側の循環利用率は、平成 29 年度の出口側の循環利用率の全国値 43.3%と比較すると、24.0 ポイント高くなっています。これも、本県は畜産農業が盛んであり、家畜排せつ物の発生量及び循環利用量が多いことが影響しているものと思われます。

を表す指標です。出口側の循環利用率は、廃棄物等発生量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す指標です。

■ 「出口」の指標：最終処分量

本県の平成 30 年度における最終処分量は 12 万トンで、平成 25 年度より 26 万トン減少しており、災害廃棄物を除いた量では、平成 25 年度より 3 万トン減少しています。最終処分率でみると、平成 30 年度の最終処分率は 1.5%で平成 25 年度より 1.5 ポイント、災害廃棄物を除いた量では、平成 25 年度より 0.2 ポイント低くなっており、平成 29 年度の全国値と比較しても低い水準を維持しています。

この計画に記載している取組の推進や県民、事業者、県、市町村をはじめとした多様な主体がその役割を果たしていくことにより、循環利用が拡大するとともに、最終処分量の削減、天然資源投入の抑制が促進されることが期待されます。



【図 2 本県の物質フロー（平成 30 年度）】

【表 1 本県及び国の資源生産性、循環利用率及び最終処分量】

	岩手県			全国値
	H25年度	H30年度	H30年度 (災害廃棄物を除く。)	H29年度
資源生産性 (万円/トン)	17.4	18.5	---	39.3
循環利用率 (%)	25.9	18.0	18.0	14.9
最終処分量 (万トン)	38	12	12	1,360

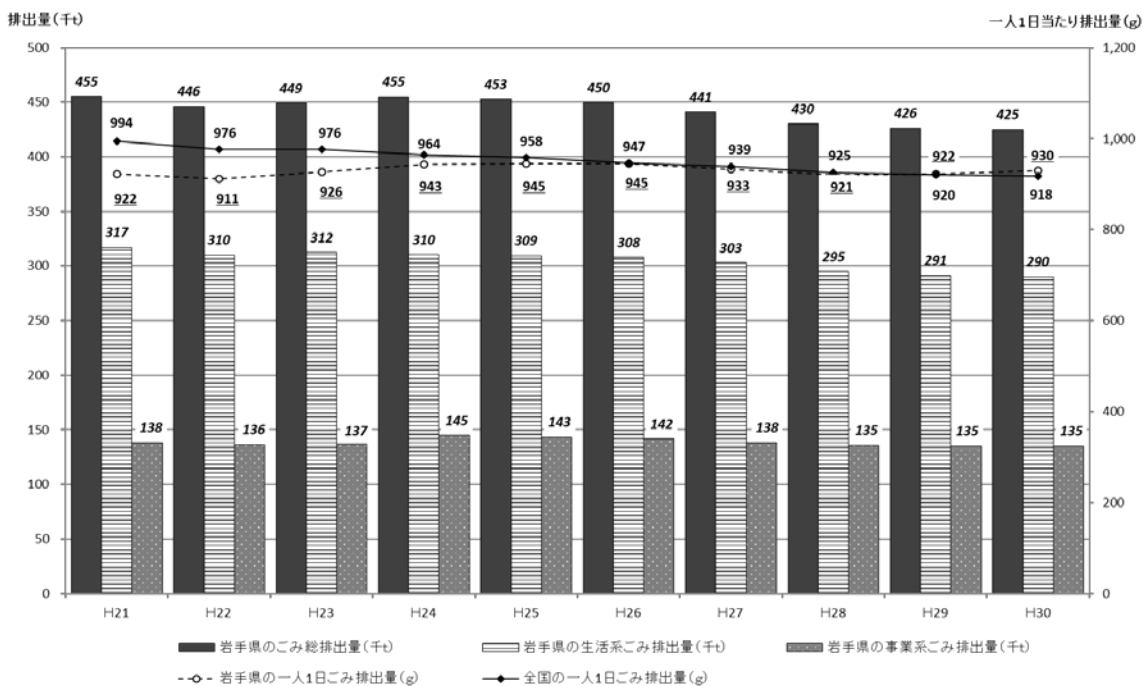
第2節 一般廃棄物（ごみとし尿）

1 ごみの排出の状況

平成30年度に県内の市町村が収集したごみの総量（総排出量＝収集ごみ＋直接搬入量＋集団回収量）は、約42万5千トンで、このうち家庭から排出された生活系ごみは約29万トン、スーパーなどの小売店や事業所等から排出された事業系ごみは約13万5千トンでした。

東日本大震災津波の影響により、復興関連作業員の増加、復興関連事業の本格化や低迷していた事業活動の再開等による事業系ごみの増加などを主な要因として平成23年度以降ごみ排出量は増加しました。その後、平成25年度をピークに減少傾向となりましたが、近年は横ばいで推移しています。（図3）

また、県民一人1日当たりごみ排出量は、平成23年度に増加に転じ、その後平成25年度をピークに減少傾向となりましたが、近年は横ばいで推移しています。平成30年度における県民一人1日当たりごみ排出量は930グラムで、前計画で設定した令和2年度の目標値911グラム及び平成30年度の全国平均918グラムを上回っています。（図3）

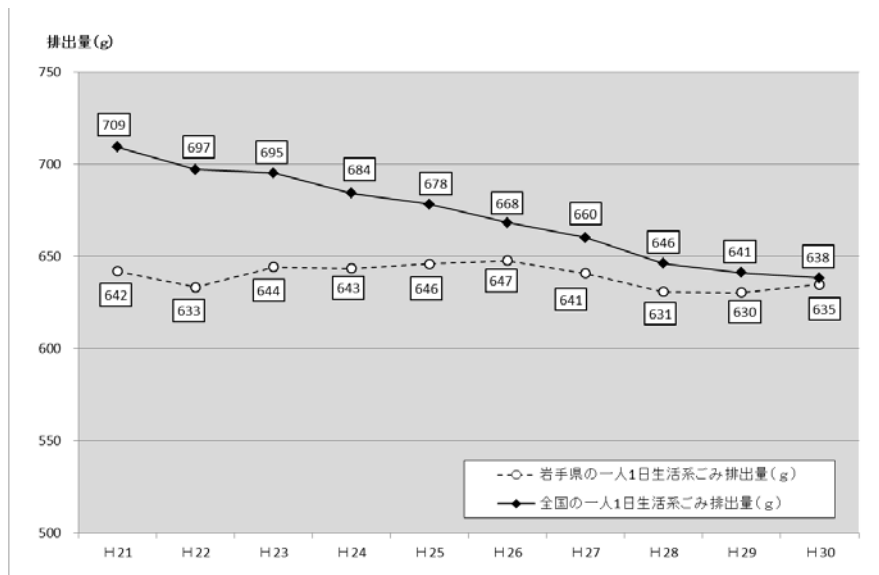


【図3 ごみ排出量等の推移】

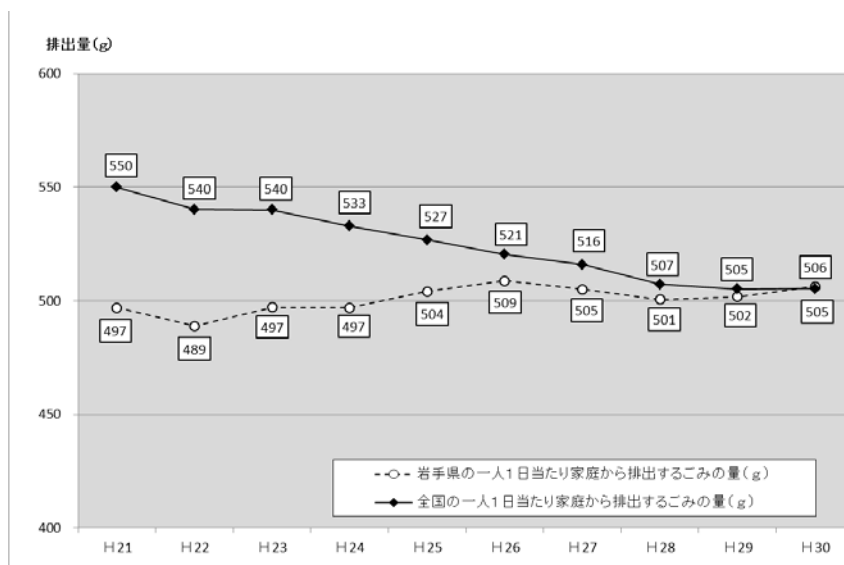
平成30年度における県民一人1日当たり生活系ごみ排出量は635グラムであり、前計画で設定した令和2年度の目標値633グラムを上回っています。（図4）さらに、平成30年度における「県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量」（生活系ごみ排出量から、集団回収量及び資源ごみ排出量を除いた量。いわて県民計画（2019～2028）の指標）は506グラムであり、近年は概ね横ばいで推移しています。（図5）これは、総人口が

年々減少している反面、世帯数が増加傾向にあることを踏まえると、各家庭から排出される基本的なごみの量が増加し、一人当たりの生活系ごみ排出量の増加につながっているものと推察されます。

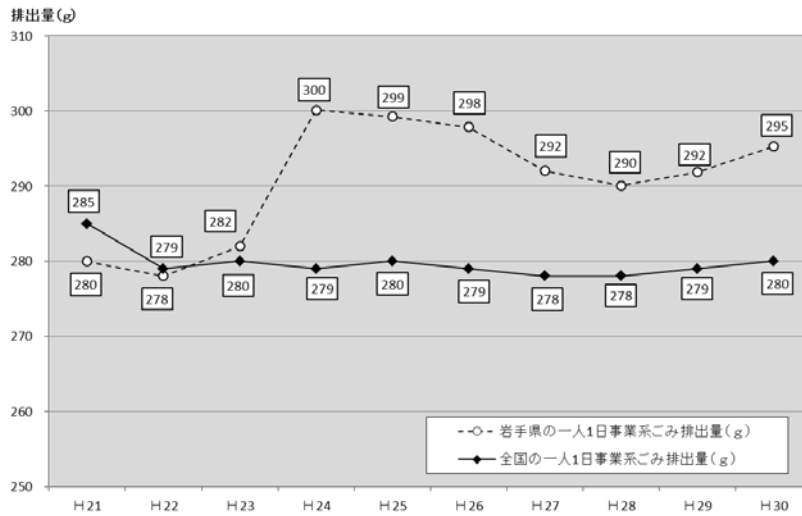
平成30年度における県民一人1日当たり事業系ごみ排出量は295グラムであり、前計画で設定した令和2年度の目標値278グラムを上回っています。平成23年度以降増加傾向にありますが、増加の要因としては復興関連事業の増加や本格化のほか、震災により低迷していた事業活動の再開、経済・消費活動の活発化等が考えられます。(図6)



【図4 県民一人1日当たり生活系ごみ排出量の推移】



【図5 県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移】



【図6 県民一人1日当たり事業系ごみ排出量の推移】

国の第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年5月策定）の減量化目標（目標年：令和7年度）では、一人1日当たりごみ排出量が850グラム、一人1日当たり家庭系ごみ排出量は440グラムとなっており、当県においては平成30年度実績と比較してごみ排出量は約80グラム、家庭系ごみ排出量は約66グラムの削減が必要です。

循環型地域社会の形成を推進するためには、県民、事業者、市町村、県、国等をはじめとした多様な主体が、積極的に連携して3Rの取組を進めることが重要です。特に、県民や事業者については、再生利用（リサイクル）はもとより、2Rに重点を置いたライフスタイルや環境配慮型の事業経営への転換を更に進めることが求められます。

2 ごみの循環的利用

市町村によって収集されたごみのうち、資源として再生利用された量（以下「リサイクル量」という。）は、平成30年度は約7万7千トンで、ごみ処理量全体に占める割合（以下「リサイクル率」という。）は18.2%でした。ここ数年、リサイクル量・リサイクル率ともにほぼ横ばいの状況が続いており、前計画で設定した令和2年度の目標値20.6%に及ばない状況にあります。（図7）

市町村における分別収集品目数は以前よりも増えており、ペットボトルや食品トレイ以外のプラスチック製容器包装類や紙パック以外の紙製容器包装類、生ごみ、古着、使用済小型家電等を新たに分別収集する取組が進められています。

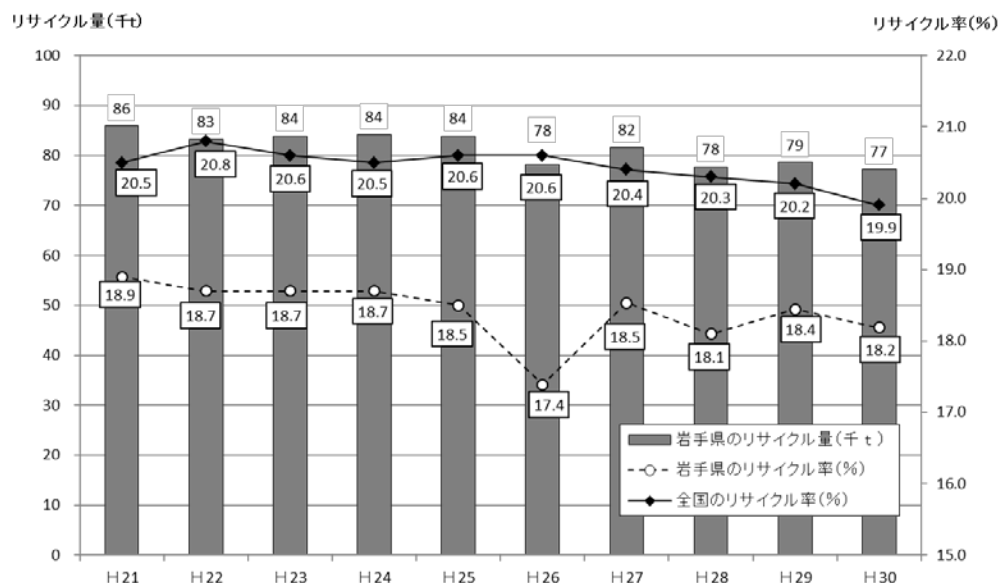
なお、これらの回収資源は、ペットボトルについては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のリサイクルルートに乗り、卵パックやユニフォーム等の衣類、飲料容器回収ボックス等のプラスチック製品にリサイクルされます。プラスチック製容器包装類については、材料リサイクルとして再生樹脂や物の運搬時に使用するプラスチ

ック製パレット、ケミカルリサイクルとして高炉還元剤等に利用されます。紙製容器包装類については、段ボールや板紙、固形燃料等にリサイクルされます。生ごみは、県内の一部の市町村において回収が行われており、堆肥化やメタン発酵によるエネルギー回収等が行われています。古着は、県内の一部の市町村において回収が行われており、工場で使用されるふきんやクッション中詰材等にリサイクルされています。使用済小型家電は、国の認定事業者により分解・破砕され、金属の種類やプラスチックごとに選別され、金属精錬事業者により金属資源としてリサイクルされます。

一方で、紙パックやペットボトル、古紙などをスーパー等の小売店において回収する店頭資源回収の取組が広がっており、その利便性から行政回収だけではなく店頭資源回収を利用する県民も増えていることから、行政回収量に基づくリサイクル率が横ばいとなっているものと推察されます。

一方、事業系ごみは、リサイクルのルートが確立されていないことや処理料金が産業廃棄物と比べて安価に設定されていることなどによりリサイクルされずに焼却や埋立処分される場合が少なくありません。このような状況を踏まえ、ごみの循環的利用を一層推進することが必要です。

さらに、上記のリサイクルの取組と並行して、進んでいない2Rに係る取組も推進していく必要があります。



【図7 リサイクル率等の推移】

3 ごみの適正な処理

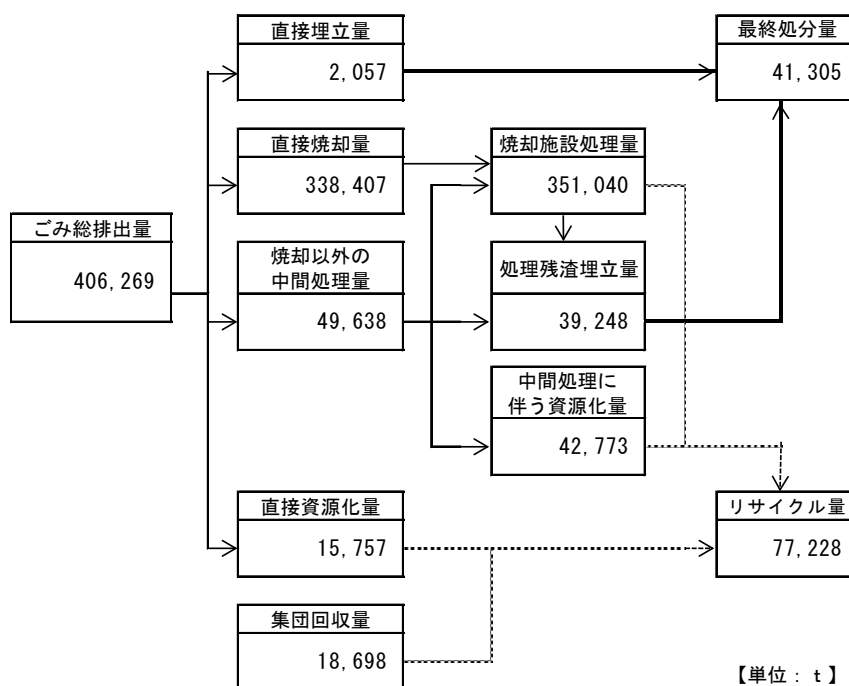
平成30年度の収集量約40万6千トンのうち、約35万1千トンが焼却施設で焼却処理されています。(図8) ごみの焼却処理や最終処分は、環境に大きい負荷を与えるものであり、削減が必要です。平成30年度における焼却・最終処分の処理量(焼却残さ埋立量及び焼却施設資源化量を除いた量)は、県全体では約34万4千トンで、県民一

人1日当たりの処理量は752グラムでした。一人1日当たり処理量は、平成22年度までは年々減少傾向にあったものの、焼却処理量の増加に伴い平成23年度以降年々増加し、近年は横ばいで推移しています。

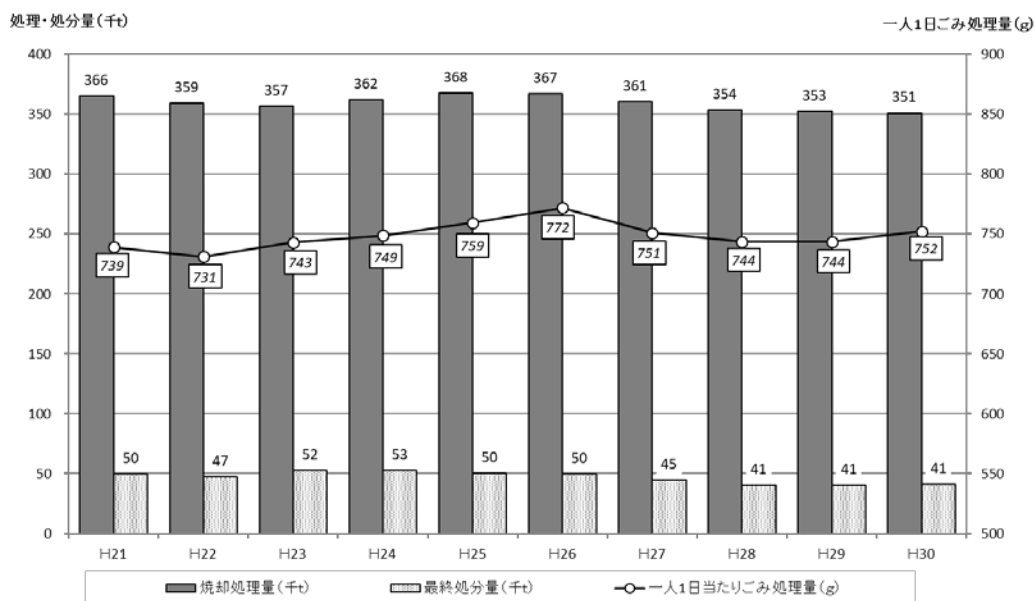
直接埋立処分される量は、平成30年度は約2千トンで、近年はほぼ横ばいで推移しています。また、焼却灰や中間処理残さの埋立量も含めた最終処分量は約41.3千トンとなっており、前計画で設定した最終処分量の令和2年度目標値47.4千トン（満足目標）を下回っている状況にあります。（図8、図9）

なお、県内に23箇所ある一般廃棄物最終処分場の残余容量は、徐々に減少し平成30年度末で約74万7千立方メートルとなっています。また、見かけ上の残余年数は、平成22年度までは20年程度で横ばいの状況が続いていましたが、平成23年度以降は東日本大震災津波により災害廃棄物の埋立量が増加したことから残余容量が減少し、平成30年度における残余年数は14.8年となりました。

廃棄物の適正処理を図るためには最終処分場の確保が欠かせないことから、ごみの減量化や最終処分場の長寿命化・延命化に努めながら、地域ごとに必要となる安全かつ適正な最終処分場を今後とも継続的に確保していく必要があります。



【図8 平成30年度のごみ処理フロー】



【図9 焼却量と最終処分量等の推移】

4 ごみの広域的処理

平成11年3月に策定した「岩手県ごみ処理広域化計画」においては、廃棄物発電や熱供給など未利用エネルギーの有効利用やごみ処理経費の低減等を図るため、地域の人口やごみ処理量、運搬距離などを勘案し、県内を6ブロック（県央、中部、県南、沿岸中部、沿岸南部、県北）として焼却施設を1つに集約化することとし、また、焼却灰等を処分する最終処分場についても広域的な確保を図る必要があるとしています。

本県の平成30年度における焼却施設数は14施設であり、規模別にみると、100トン/日未満が5施設、100トン/日以上300トン/日未満が8施設、300トン/日以上が1施設となっており、当該広域化計画策定時と比較すると施設の大規模化が進んでいます。また、大規模化に伴い全連続運転施設が増加し、14施設中11施設が全連続運転となっています。

本県の焼却施設でも余熱利用が進められ、特に発電利用している施設は5施設となっており、平成10年度と比較して増加しています。発電利用している施設は、すべて全連続運転かつ100トン/日以上規模を有しています。

県は、ごみ処理広域化計画策定後の環境変化等を踏まえ、市町村等が災害に強く持続可能なごみ処理体制を構築していくため、県内の市町村等が運営するごみ処理施設の今後の方向性について指針として平成30年3月に「岩手県ごみ処理広域化指針」をとりまとめました。当該指針においては、6ブロックでの広域化の方向性を維持しつつ、焼却施設について長寿命化・延命化を図り供用年数を伸ばすとともに、長寿命化・延命化後の性能劣化を見据えた集約化の検討を行うこととしました。

各ブロックの状況を見ると、沿岸中部ブロック、沿岸南部ブロック及び中部ブロッ

クは広域化を完了しているほか、県央ブロックでは、現在、一部事務組合の設立準備室を立ち上げ、広域化に向けた準備を進めています。

県北ブロック及び県南ブロックについては、長寿命化の考え方が打ち出されたこと、福島第一原発事故に伴う放射性物質汚染により廃棄物処理施設の整備に影響が生じていることなどから、計画策定以降の状況の変化を考慮し、長期的な方針として広域化の取組を支援する必要があります。

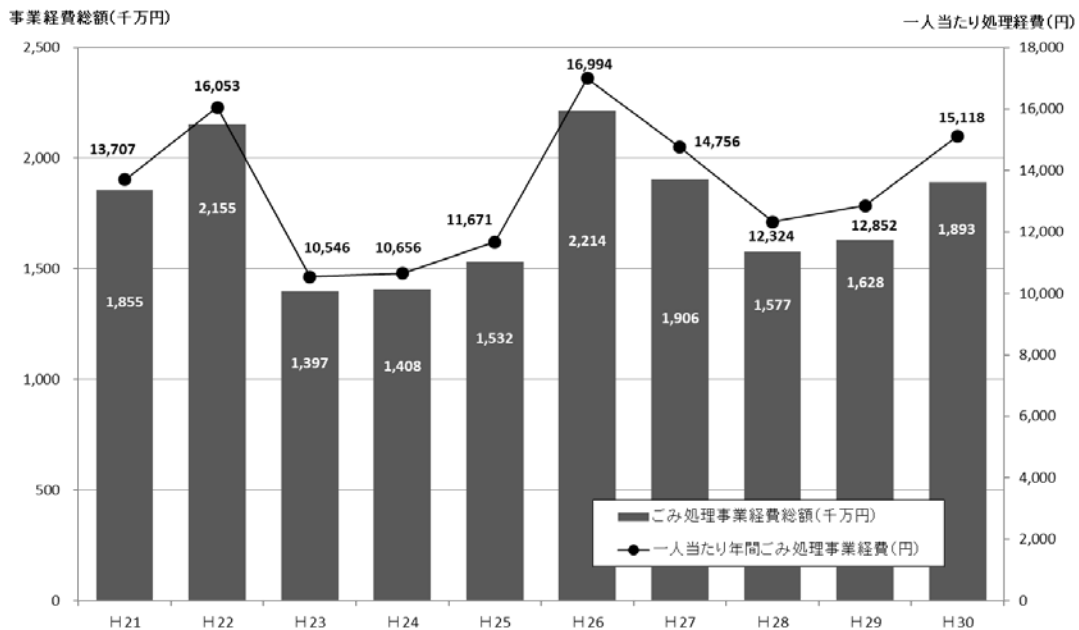
5 ごみ処理事業

平成30年度において県内市町村が一般廃棄物処理事業に要した費用は約189億3千万円で、県民一人当たりでは年間15,118円でした。そのうち、ごみの処理及び維持管理に要した費用は、141億9千万円で、県民一人当たりでは年間11,331円でした。(図10)

市町村の財政状況が厳しさを増している中、ごみ処理経費についても抑制することが求められています。市町村は、ごみの排出抑制に取り組むとともに、環境省作成の「一般廃棄物会計基準⁸」の導入を進めるなど、ごみ処理事業に係るコスト分析を行うことにより社会経済的に効率的な事業となるよう改善していくことが必要です。また、住民に対するごみ処理の経費に関する情報の提供について、一般廃棄物会計基準の導入を促進するなどしながら、一層わかりやすい形での提供を推進していく必要があります。

さらに、生活系ごみ処理の有料化や事業系ごみの処理費用の適正負担化など、経済的インセンティブを活用した排出抑制と排出量に応じた負担の公平化に取り組む必要があります。

⁸ 一般廃棄物会計基準 環境省が平成19年6月に公表した一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法で、費用分析の対象となる費目の定義、共通経費などの配賦方法、減価償却方法など、標準的な分析手法を定めています。この基準を利用して、市町村が一般廃棄物処理事業にかかる部門別費用や得られた収益、事業用資産の価値を把握することにより、住民への説明責任を果たしたり、費用対効果が優れた事業への改善を行うことを期待して作成されました。



【図 10 ごみ処理事業経費の推移】

6 し尿の処理

浄化槽⁹の普及により浄化槽汚泥¹⁰の処理量は増加傾向にありますが、公共下水道¹¹等の整備の進展に伴って、し尿の処理量は減少傾向にあります。平成 30 年度は約 52 万 5 千リットルが収集され、県内 16 箇所のし尿処理施設において適切に処理されています。

汲み取りし尿の減少量と浄化槽汚泥の増加量のバランスに留意しつつ、効率的な収集運搬区域などを考慮したし尿処理の広域化や、下水道など異なる施設での共同処理を視野に入れ、施設の更新等を計画的に進める必要があります。

また、公共下水道、集落排水処理施設等の整備と併せた本県の「汚水処理人口普及率」は、平成 30 年度末で 81.6%であり、全国平均 91.4%（東日本大震災の影響で調査不能な市町村を除いた集計値）と比較して低位にあります。中山間地等人口散在地域を多く抱える本県にとっては、浄化槽が汚水処理人口普及率の向上に果たす役割が大きいことから、今後も浄化槽の整備を推進する必要があります。

⁹ 浄化槽 汚水や雑排水を浄化処理して放流するための施設のことで、公共下水道が整備されていない地域で設置されます。汚水に加えてそのほかの生活雑排水も同時に処理するもの（浄化槽）のほか、汚水だけを処理する、いわゆるみなし浄化槽があります。

¹⁰ 汚泥 水中の浮遊している粒子状の物質が沈殿または浮上して泥状になったもの。工場排水や下水などの水処理施設の沈殿槽などで水から分離された汚濁物が泥状化したものなどをいいます。

¹¹ 公共下水道 「公共下水道」とは主として市街地における下水（し尿、生活雑排水）を排除し又は処理するために、原則として市町村が管理する下水道で、汚水を排除すべき排水施設のほとんどが暗きよである構造のものをいい、最終処理場を有するものを単独公共下水道と、流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道といいます。なお、「流域下水道」とは、2つ以上の市町村により構成する下水道であり、県が処理場と流域幹線を、市町村が行政区域内の家庭や工場からの下水を集めるための管渠を建設し維持管理を行うものをいいます。

7 前計画の目標達成状況

(1) 目標達成状況

- 前計画では、県民一人1日当たりごみ排出量、県民一人1日当たり生活系ごみ排出量、リサイクル率及び最終処分量について、表2のとおり目標を設定しました。
- 前計画では、計画期間の令和2年度までに震災前の水準（平成22年度）にまで回復するよう目標を設定しました。
- 平成30年度における目標の達成状況について、県民一人1日当たりごみ排出量は930グラムで、令和2年度を目標値として定める911グラムに対し19グラム多い状況にあります。
- 同じく、県民一人1日当たり生活系ごみ排出量は635グラムで、目標とする633グラムに対し2グラム多い状況にあります。
- また、リサイクル率については、目標とする20.6%に対し、18.2%と目標を大きく下回っています。
- なお、最終処分量については、目標とする47.4千トンに対し、41.3千トンで目標を達成しています。
- 目標値を掲げているほとんどの項目について、平成30年度時点の進捗状況から推察すると、計画最終年度（令和2年度）における目標の達成が難しい状況です。

(2) 課題

- リサイクル率が伸び悩み、県民一人1日当たりごみ排出量が増加傾向にあることから、家庭にごみを持ちこまない取組や、特に2Rの取組を促すとともに、分別の徹底をより一層推進する必要があります。
- 紙パックやペットボトルなどの店頭回収を利用する県民が増え、行政回収量が減少してリサイクル率の伸び悩みにつながっているものと推察されることから、こうした取組についても、今後、情報収集・把握に努めていくことが必要です。
- 市町村の特性に応じた施策を助言・提案するほか、「家庭ごみ有料化・減量化研究会」を引き続き開催し、先進事例の紹介等を通じて、市町村のごみ減量化の取組を支援する必要があります。
- 平成24年度から開始した「もったいない・いわて3R運動」や、エコショップいわて認定制度の普及促進、関連施策との連携により、特に2Rの取組を積極的に進めて行く必要があります。
- 事業系ごみについては、小売店舗等をはじめ、ごみの減量化や3Rの先駆的な取組を広く周知するなど、減量化や3Rを推進する必要があります。
- 事業系ごみを引き受けるリサイクル事業者の情報を整備し、排出事業者向けに広く情報提供するほか、「岩手県再生資源利用認定製品」（以下「再生資源利用認

定製品」という。)の普及を進めていく必要があります。

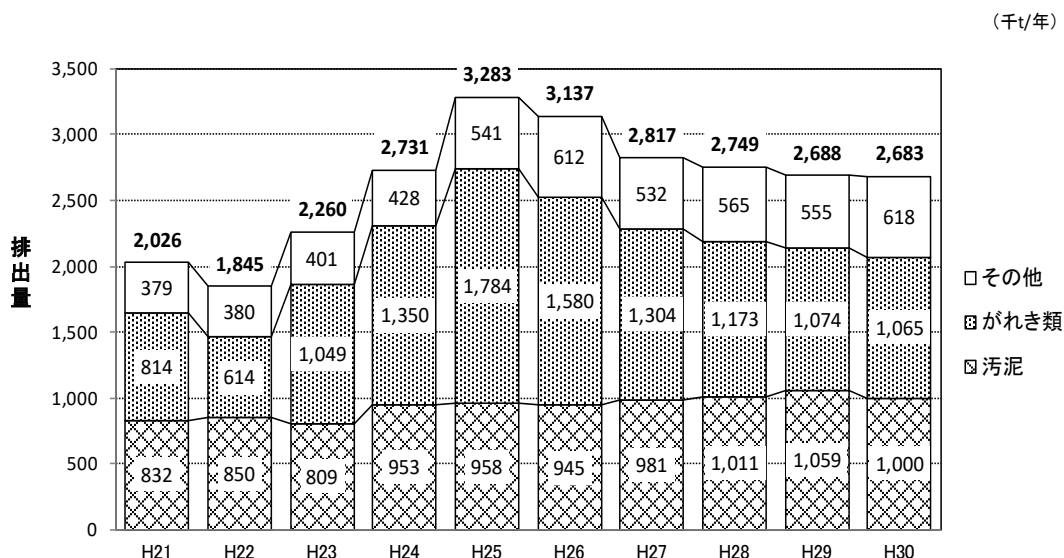
【表2 前計画の目標達成状況（一般廃棄物）】

区分	目標	目標値 (R2)	実績値		
			H28	H29	H30
一般廃棄物	県民一人1日当たりごみ排出量 (g)	911	921	922	930
	県民一人1日当たり生活系ごみ排出量 (g)	633	631	630	635
	県民一人1日当たり事業系ごみ排出量 (g)	278	290	292	295
	リサイクル率 (%)	20.6	18.1	18.4	18.2
	最終処分量 (千 t)	47.4	40.6	40.8	41.3

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出・処理の状況

産業廃棄物（家畜排せつ物を除く。）の排出量は平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度以降、東日本大震災津波からの復興関連工事の増大や経済活動の回復のため、増加していました。その後、平成25年度をピークに減少し、近年は概ね横ばいで推移しています。（図11）

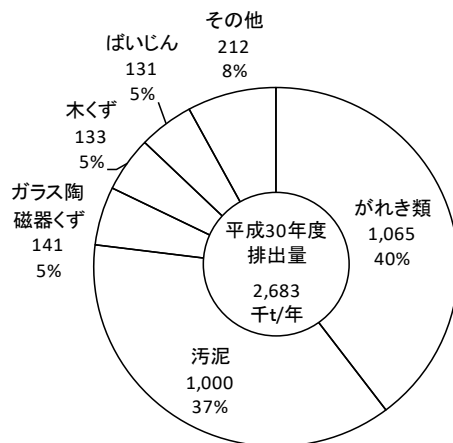


※ 図中の千t表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入の関係で、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

【図11 排出量（種類別）の推移】

(1) 種類別の排出量

平成30年度の1年間に岩手県内で排出された産業廃棄物の排出量は2,683千トンとなっており、種類別にみると、がれき類が1,065千トン(40%)で最も多く、次いで、汚泥が1,000千トン(37%)となっており、この2種類で全体の77%を占めています。（図12）

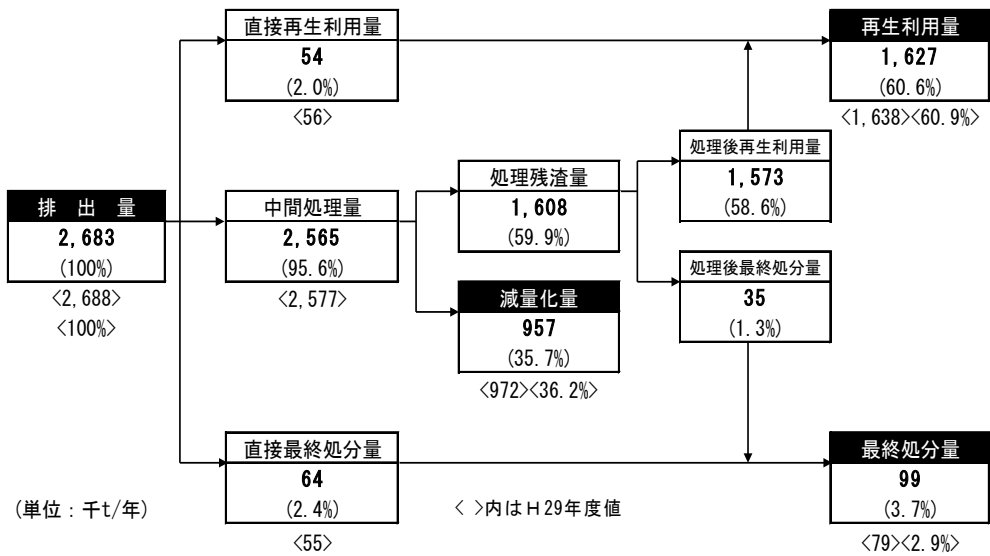


【図12 種類別の排出量】

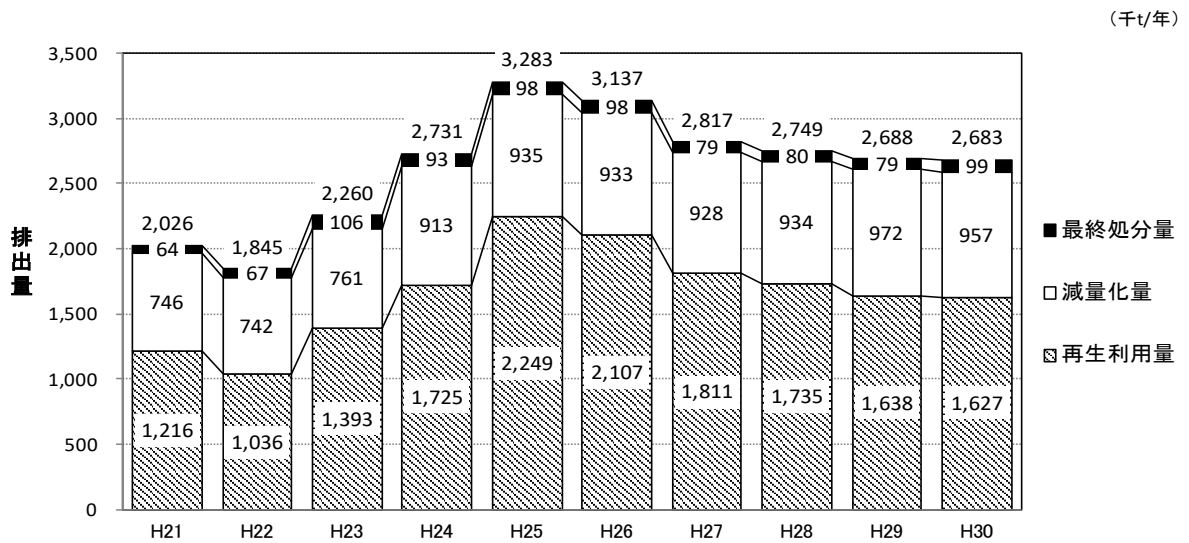
(2) 処理フロー

平成 30 年度における産業廃棄物の処理状況を見ると、排出量 2,683 千トンのうち、95.6%に当たる 2,565 千トンが中間処理量となっており、この中間処理により 957 千トン（35.7%）が減量されています。

また、再生利用量は、排出量の 60.6%に当たる 1,627 千トン、最終処分量は排出量の 3.7%に当たる 99 千トンとなっています。（図 13、図 14）



【図 13 平成 30 年度の産業廃棄物の処理フロー】



【図 14 処理量の推移】

2 本県における産業廃棄物等の現状と課題

(1) プラスチック類

本県における特徴的な廃プラスチック類には、農業用廃プラスチック及び漁業系廃プラスチック類が挙げられます。

農業用廃プラスチックには、使用済みのハウス用ビニール、マルチ、肥料袋、ラップフィルム、セルトレイ、農薬容器、育苗箱などが該当します。

平成30年度の農業用廃プラスチックの排出量は1,026トンと推計され、そのうち91%に当たる931トンが回収され、68%の700トンが再生利用されています。

今後も、農業用廃プラスチックの発生抑制を進めるとともに、発生した廃プラスチック類については、関係機関と連携して適正処理に向けた指導を行っていく必要があります。

産業廃棄物に該当する漁船、魚網、浮玉、ロープ等の漁業系廃プラスチックは、年間約2～3千トン発生しているものと推計されており、そのほとんどが廃棄物処理業者に引き取られ、焼却や再資源化がされています。

今後も、水産関係団体と県が連携して、水産庁が令和2年5月に策定した漁業系廃棄物処理推進指針に基づき、漁業協同組合をはじめとした関係事業者に対して適正処理に関する啓発や放置船発生防止に関する指導等を行っていく必要があります。

(2) 農林水産業系バイオマス

本県における家畜排せつ物の年間発生量は、令和元年度現在で約347万7千トン（乳用牛67万2千トン、肉用牛83万5千トン、豚96万2千トン、採卵鶏22万トン、ブロイラー78万8千トン）と推計されています。

家畜の排せつ物は、有機物や窒素、リンを多量に含み、土壌改良材や有機性肥料として高い価値があり、このうち、堆肥等として農地還元利用されたものが83%、浄化処理され河川等へ放流されたものが9%、炭化・焼却処理が8%と推定され、大部分が堆肥として土づくり等に利用されています。

地域によっては、堆肥需給に不均衡が見られたり、耕作面積の減少等により、堆肥の利用が十分に進んでいないなどの課題を抱えている地域もあり、今後は、こうした課題に適切に対応していく必要があります。

また、木材加工業等から発生する樹皮、おがくず及び端材等の発生量は年間約54万トン（平成23年度木質系震災廃棄物等の活用可能性調査（岩手県域調査）最終報告書より。）と推計され、これらの約92%が、堆肥原料や家畜敷料として農業分野で利用されているほか、木質バイオマス発電施設及び木質バイオマスボイラー等の燃料や製紙原料として利用されています。

林業系バイオマスの利用拡大を図るには、温水や蒸気の通年利用が期待できる産業分野への木質バイオマスボイラーの導入を促進する必要があります。

さらに、県の代表的な漁業系バイオマスであるワカメ残さ、コンブ残さ、カキ殻、

ウニ殻など漁業系廃棄物の平成 30 年度の発生量は、約 9 万 1 千トンと推計されており、このうち、ワカメ残さ、コンブ残さの約 8 割がアワビやウニの餌として漁場に給餌されています。

また、カキ殻は、養鶏用餌料、堆肥への混合、土壌改良材などに活用されているほか、ウニ殻やカキ・ホタテ付着物などが廃棄物処理業者への委託処理や自家用田畑への肥料としての利用が行われています。

今後も、機能性食品素材への利用やエネルギー源としての活用を促進する必要があります。

(3) 食品廃棄物

食品廃棄物には、家庭や飲食店、小売店などの流通過程から発生される生ごみである一般廃棄物と、食品加工業から排出される動植物性残さ¹²である産業廃棄物があります。

食品リサイクル法では、食品の生産、流通などの食品関連事業者をはじめとして、家庭における消費段階を含めたそれぞれの段階で、食品廃棄物の発生抑制と有効利用を促進することとされています。

県内で排出される食品廃棄物は、そのほとんどが焼却され、一部の市町村や民間事業等において、食品リサイクルの取組が行われています。

食品ロス¹³の発生抑制、食品廃棄物の分別の徹底、堆肥、飼料、発電利用など有効利用を行うシステムの確立等の取組が求められています。

(4) 土石・建設材料

平成 30 年度の建設廃棄物¹⁴の発生量は 87 万トンで、このうちコンクリート塊が 46 万 3 千トン、アスファルト・コンクリート塊が 26 万 6 千トンとなっており、この 2 種類で全体の 84%を占めています。その他の内訳としては、建設発生木材 9 万 2 千トン、建設汚泥 3 万 5 千トン、建設混合廃棄物 1 万 4 千トンなどとなっています。東日本大震災津波からの復旧・復興事業の進捗に伴い、平成 24 年度に比べコンクリート塊の発生量が 0.5 倍に、アスファルト・コンクリート塊の発生量が 0.4 倍に減少しています。

また、建設発生木材の発生量については平成 24 年度に比べて 1.4 倍に増加しており、今後、高度経済成長期に建造された建築物が耐用年数を迎えることから、建築物の解体工事の増加に伴って、発生量が更に増加すると予想されます。

なお、建設廃棄物発生量の再資源化率については、コンクリート塊が 99.7%、ア

¹² 動植物性残さ 食品製造業など特定の業種の製造工程から排出される固形状廃棄物で、原料として使用した動植物に係る不要物のことです。

¹³ 食品ロス 本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことです。

¹⁴ 建設廃棄物 建設工事に伴う副次的に得られる建設副産物から建設発生土やそのまま原材料として利用できる再生資源を除いたもので、工作物の建設工事や解体工事に伴って発生する各種廃棄物の総称です。

スファルト・コンクリート塊が 99.9%と高い割合となっています。また、建設発生木材は 98.7%で、平成 24 年度と比べ 8.9 ポイント、建設汚泥については 80.4%で、平成 24 年度と比べ 7.8 ポイント向上しており、再資源化が進んでいる状況です。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、今後とも高い再資源化率の維持を目指し、このほかの建設廃棄物については発生抑制と再生利用を推進する必要があります。

(5) 下水道汚水処理施設からの汚泥

下水道などの汚水処理施設¹⁵から発生する汚泥は、廃棄物処理法上一般廃棄物に分類されるし尿処理施設や浄化槽などからのものも含めると、平成 30 年度は 6 万 3 千 336 トン発生しており、そのうち約 68%が下水道汚泥となっています。県の人口は減少傾向と予測されており、下水道の普及率は向上するものの、令和 7 年度の推計で、汚泥量は 5 万 8 千 238 トンと減少する見込みとなっています。

なお、平成 30 年度に県内で発生した汚泥は、約 83%がセメント原料や汚泥肥料原料として有効利用され、残りは焼却処理の後に埋立処分されました。

流域下水道から発生する汚泥は主に焼却処理後にセメント原料として利用するほか、消化ガス発電などバイオマスとしての利用についても取組を進めています。

また、下水道汚泥の最終処分は主に民間事業者が行っていますが、汚泥の処理を民間事業者に依存することは、民間事業者の動向により処分先の確保が左右され、処理費用についても変動する可能性があることから、対応策を検討しておく必要があります。

一方で、し尿処理施設で処理する汚泥量は減少していくものと見込まれており、他県では、し尿処理施設の改築・更新時期にあわせて、し尿や浄化槽汚泥の下水道などへの投入を選択肢の一つとして検討しているところもあります。

今後、し尿処理施設の改築・更新の検討に当たっては、行政横断的な検討をする必要があります。

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状と課題

高圧トランスやコンデンサなどに使用されていたポリ塩化ビフェニル¹⁶（以下「PCB」という。）は、人の健康や環境に被害を与える恐れがあり、分解されにくい性質もっていることから、PCBを含む廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）は、特別管理産業廃棄物として事業者による管理保管が行われています。

¹⁵ 汚水処理施設 家庭や事業所から排出される汚水を処理する施設のことです。その種類としては、「下水道法に基づく下水道」（公共下水道及び流域下水道）と「下水道以外の汚水処理施設（農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、コミュニティ・プラント、小規模集合排水処理施設、浄化槽）」に大別されます。

¹⁶ ポリ塩化ビフェニル 熱に対して安定で、電気絶縁性が高く、耐薬品性に優れており、加熱や冷却用熱媒体、変圧器やコンデンサといった電気機器の絶縁油、可塑剤、塗料、ノーカーボン紙の溶剤など、幅広く使用されていました。人に対する毒性が高く、発ガン性や皮膚障害、内臓障害、ホルモン異常を引き起こす物質で、昭和 49 年、製造、輸入が禁止されましたが、当時は適切な処分技術がなかったため、ポリ塩化ビフェニルを含有する廃棄物は、処理施設が整備されないまま、事業者による保管が長期間にわたって行われてきました。

本県では、平成 18 年 3 月に P C B 特措法に基づき「岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「県処理計画」という。）を策定し、すべての P C B を平成 26 年度末までに処理することとしていました。

その後、平成 20 年 5 月に中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）北海道処理事業所が稼動しましたが、処理開始後に明らかとなった課題等に対応するため、P C B 特措法が改正されたことに伴い、県処理計画の見直しを行い、処理期限を令和 8 年度末（高濃度の廃棄物について高圧変圧器・コンデンサ等は令和 3 年度末、安定器・汚染物等は令和 4 年度末）とし、未届 P C B 廃棄物等の把握の徹底、早期処理の促進のための指導の強化、関係機関との連携強化及び地方自治体が保管又は所有する P C B 廃棄物等の率先処理等を図ることとしました。

P C B が含まれる製品には現在でも使用中のものがあることや、P C B 特措法に基づく保管等の届出が行われず、未把握の廃棄物があることから、関係機関と連携しながら P C B 廃棄物等の掘り起こし調査を進めています。

現在、県内の P C B 廃棄物のうち、高濃度の P C B を含むものについては J E S C O 北海道処理事業所において計画的な処理が行われ、汚染の程度が一定値以下であるものについては、無害化処理認定施設等の処理施設を活用し、処理を進めています。

今後、未処理の高濃度 P C B 廃棄物の保管事業者等に対し必要な指導を行い、全ての高濃度 P C B 廃棄物を期限までに J E S C O にて処分を完了することが必要です。

4 産業廃棄物処理施設の整備状況

県内には、令和元年度末で産業廃棄物処理施設としての焼却施設は 16 施設、最終処分場は 24 施設が設置されており、概ね廃棄物処理法の基準に適合した維持管理がなされています。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量は、令和元年度末で、管理型最終処分場¹⁷が約 22 万立方メートル、安定型最終処分場¹⁸が約 63 万立方メートルとなっており、平成 26 年度の埋立量をもとに計算すると、管理型が約 4.9 年分、安定型が約 9.51 年分となります。

新たな施設設置については、過去に、産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理が頻発したことによる産業廃棄物処理施設に対する住民の不信感、不安感が依然として高いことから、設置に対する住民の反対が多く、施設設置が困難となっている事例が見られます。

焼却施設の場合には、ダイオキシン類を含む排出ガスに対する不安感、最終処分場

¹⁷ **管理型最終処分場** 最終処分場は、埋め立てられる廃棄物の環境に与える影響の度合により、遮断型、管理型、安定型の 3 種類に分けられます。管理型は、遮断型又は安定型で処分される廃棄物以外の廃棄物を埋め立てる処分場で、埋立地から出る浸出液による地下水や公共水域の汚染を防止するため、遮水工（埋立地の側面や底面をビニールシートなどで覆う）、浸出水を集める集水設備、集めた浸出液の処理施設が必要です。

¹⁸ **安定型最終処分場** 廃棄物の性状が安定している産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類など）をいいます。安定型産業廃棄物を埋め立てる安定型処分場では、廃棄物の飛散・流出の防止などが必要です。

においては排出水に対する不安感や施設の維持管理に関する不信感が主なものと見られます。

また、廃プラスチック類の直接埋立や可燃性廃棄物の単純焼却が少なくない状況にあり、2Rの推進や再生利用・熱利用の進展が望まれるところです。

5 産業廃棄物処理における公共関与

(1) 廃棄物処理センターの運営状況

ア いわてクリーンセンターの運営状況

奥州市にある産業廃棄物処理施設「いわてクリーンセンター」は、管理型最終処分場を有し、県の第三セクターである一般財団法人クリーンいわて事業団が運営しています。同事業団は国から廃棄物処理センターの指定を受けています。

平成7年9月に焼却施設及び管理型最終処分場の供用を開始しましたが、焼却施設については、県内における民間施設等の整備やリサイクルの進展に伴う焼却対象廃棄物の減少等の情勢を踏まえ、平成27年度末で廃止し、同事業団は焼却業務を休止しました。

管理型最終処分場については、平成21年4月に第Ⅱ期最終処分場（A、B区画）の供用を開始し、平成23～25年度に東日本大震災津波に伴う災害廃棄物約9.6万トンを受け入れたほか、復興工事等に伴い産業廃棄物の受入量も増大したことから、平成29～30年度に予定していた後期工事（C区画）を前倒しで実施し、平成27年4月に竣工しました。なお、平成30年度は県内で発生した管理型最終処分場で処分が必要な産業廃棄物は、全て同センターで処分されています。第Ⅱ期最終処分場の埋立期間は15年を予定していますが、跡地利用のあり方について、今後検討していく必要があります。

イ いわて第2クリーンセンターの運営状況

九戸村にある産業廃棄物処理施設「いわて第2クリーンセンター」は、焼却（溶融）施設を有し、産業廃棄物の「自県内処理促進」、「循環型地域社会の形成」、「青森県境不法投棄廃棄物処理」、「県北地域の地域振興」等を目的に、平成18年度から「いわて県北クリーン株式会社」がPFI¹⁹事業（独立採算方式）として整備及び運営を行い、同社は国から廃棄物処理センターの指定を受けています。

平成21年4月に供用を開始し、令和元年度の廃棄物受入量は約2.8万トンとなっています。また、平成23～25年度に東日本大震災津波に伴う災害廃棄物約1万トンを処理しました。

県は、事業契約に基づき焼却（溶融）業務の運営・維持管理状況や財務状況のモニタリング（監視）を定期的実施し、適切に運営されていることを確認して

¹⁹ PFI 「Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

おり、引き続き、要求水準を満たした運営がなされていることを確認していく必要があります。

一般廃棄物のうち処理困難物の一部を同センターで受け入れていることから、今後、施設の特性を活かした処理困難な一般廃棄物及び産業廃棄物の受入可能性について検討していきます。

(2) 次期産業廃棄物最終処分場の整備

奥州市にある産業廃棄物処理施設「いわてクリーンセンター」は、東日本大震災津波による災害廃棄物の受入れや放射性物質汚染対処特措法への対応による覆土量の増加などにより、後継となる最終処分場の整備が必要となりました。

県では、平成 25 年 3 月に「産業廃棄物最終処分場整備基本方針」を策定し、整備候補地の選定を進め、平成 27 年 3 月には、八幡平市平館柁沢地区を整備予定地とし、同市と円滑な整備を推進するための確認書を取り交わすとともに、後継となる最終処分場の整備に向けた取組を進めています。

今後、市との連携や調整を的確に行いながら、「いわてクリーンセンター」の埋立終了に向け次期最終処分場を着実に整備していく必要があります。

6 前計画の目標達成状況

(1) 目標達成状況

- 前計画では、表 3 のとおり産業廃棄物排出量、再生利用率、最終処分量、自県内処理率、適正処理率の 5 つの目標を設定しました。
- この目標の平成 30 年度における達成状況は、排出量・適正処理率については、目標値に達しているものの、他の目標については、目標値に達していない状況です。
- 最終処分量は、東日本大震災津波をはじめとした災害復興関連工事などにより、前計画の計画最終年度である令和 2 年度においても目標値に達することは困難な状況です。
- 自県内処理率については、可能な限り県内処理を目指しているものの、特別管理産業廃棄物について一部県外でしか処理できないこと等により、94%～96%台で推移しています。
- 適正処理率については、平成 14 年 12 月に循環型地域社会の形成に関する条例、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例及び岩手県産業廃棄物税条例（以下「3 条例」という。）を制定・運用するなど、総合的な対策を推進しており、目標値には達しているものの、依然として廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案は継続して発生しています。

【表3 前計画の目標達成状況（産業廃棄物）】

区分	目標	目標値 (R2)	実績値		
			H28	H29	H30
産業廃棄物	排出量 (千 t)	2,750	2,749	2,688	2,683
	再生利用率 (%)	68.5	63.1	60.9	60.6
	最終処分量 (千 t)	80	80	79	99
	自県内処理率 (%)	97.5	94.8	94.0	94.1
	適正処理率 (%)	99.4	99.7	99.5	99.6

(2) 課題

- 今後は排出量全体としては微減傾向である一方、電気・水道業、製造業からの排出量が高止まりすると予測されることから、産業廃棄物税等を活用した循環型地域社会形成推進事業を充実し、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを更に推進する必要があります。
- また、産業廃棄物は、経済活動において必ず発生するものであることから、産業廃棄物の最終処分場の確保などの施策も併せて進めていく必要があります。
- 適正処理の推進に向けて、県の広域振興局等に配置した産業廃棄物適正処理指導員と警察署等の関係機関による合同パトロールを実施するなど、引き続き監視体制の充実や監視・指導の強化を図る必要があります。また、岩手県産業廃棄物処理業者育成センターと連携した優良な処理業者の育成にも並行して取り組んでいく必要があります。
- 地球温暖化対策と連携した取組も重要な課題となっており、焼却処理における燃焼効率の向上による一酸化二窒素の排出抑制、熱回収に努める必要があります。
- 産業廃棄物の適正な処理を推進するためには、地域で発生した廃棄物は原則としてその地域で循環的に利用すること（「自県（圏）内処理の原則」）が必要であり、引き続き取組を推進する必要があります。

第4節 廃棄物の不適正な処理（不法投棄等）

1 大規模不法投棄事案（青森県境産業廃棄物不法投棄事案）

(1) 事案の概要

平成12年5月、本県二戸市（16ヘクタール）と青森県田子町（11ヘクタール）にまたがる原野（27ヘクタール）に、青森県から産業廃棄物処分業の許可を得て事業を行っていた三栄化学工業㈱（本社：青森県八戸市）が産業廃棄物の不法投棄を行っていたことが明らかになり、関係者が逮捕されました。

投棄された廃棄物の量は、両県で約150万5千トン、うち本県には約35万8千トンが投棄され、その種類は燃え殻、汚泥、廃油、RDF様物（廃プラスチック等の可燃性廃棄物を圧縮固形燃料化したもの（RDF）の偽装物）等となっています。

不法投棄事件の発覚後、不法投棄を行った原因者に対し、現場に投棄された廃棄物の撤去及び汚染状況の調査を命じる内容の措置命令を行ったほか、違法性が確認

された排出事業者等に対しても、廃棄物の撤去に係る措置（納付）命令を行っています。

(2) 行政代執行による原状回復

本来であれば、原因者が廃棄物を全量撤去し原状回復を図るべきところですが、資力がなく廃棄物の撤去が見込めない状況にあったことから、地域住民の健康被害の未然防止を図るため、平成 15 年 11 月から行政代執行²⁰による廃棄物の撤去や処理等を行っています（産廃特措法に基づく実施計画に従って実施）。

これまで、周辺環境への汚染拡散防止のため、キャッピング工事（埋立廃棄物を覆う遮水シートの設置）や環境モニタリング調査を行うとともに、不法投棄廃棄物の処理先となる廃棄物処理施設の受入条件に適合させるため、現地に廃棄物の選別施設を建設して平成 17 年度から本格的に撤去作業を開始し、平成 26 年 3 月までに不法投棄現場内の廃棄物の全量である約 35 万 8 千トン撤去しました。

行政代執行に当たっての県の方針は次のとおりであり、産廃特措法の期限内である令和 4 年度までに現場の原状回復を行うこととしています。

- ① 投棄廃棄物を全量撤去し、廃棄物処理施設で焼却・焼成・溶融する（実施済）。
- ② 廃棄物によって汚染された土壌を撤去又は浄化し、撤去等跡地の地形整形を行う。

(3) 原因者及び排出事業者等の責任追及

原因者に対しては、行政代執行に要した費用の求償（納付命令）を行い、保有財産の差押、換価を進め、公費負担の軽減に努めています。

また、産業廃棄物の運搬及び処分を委託した排出事業者等に対しては、報告徴収や立入検査等により事実関係を調査し、廃棄物処理法違反が判明した場合は措置（納付）命令を発出するほか、自主撤去の受入れも行っています。令和元年度末現在で、26 事業者に措置（納付）命令を発したほか、58 事業者から自主撤去を受け入れており、これら 84 事業者による廃棄物の撤去相当量は、約 1 万 6 千トンとなっています。

原状回復に要する公費負担の軽減、不法投棄の再発防止を図るため、引き続き徹底した責任追及を進めていきます。

2 不適正処理の現状と課題

青森県境産業廃棄物不法投棄事案の発覚後も、依然として産業廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案は継続して発生しており、新規不法投棄件数（10 t 以上）は平成 26 年度から令和元年度まで年間 6 件以下で推移しています。

青森県境産業廃棄物不法投棄事案は、環境に多大な負荷を与えるとともに、原状回

²⁰ 行政代執行 法令に基づく命令などによる法律上の義務について、義務者がその義務を履行しない場合に、行政が自ら義務者の行うべき行為を行い、行政が義務者からその費用を徴収することをいいます。

復のために費やす労力と多額な経費などから、不適正処理の未然防止がいかに大切であるかを示しました。

産業廃棄物の不適正処理は、その行為者の約7割が排出者であることから、排出者に対する適正処理の普及・啓発を今後も継続して行うとともに、市町村や警察など関係機関との不法投棄通報ネットワークや監視カメラ、ドローンの活用等によりパトロールの強化を図り、不適正処理の未然防止、早期発見、迅速な対応に一層努める必要があります。

なお、本県が取り組んできたヘリコプターを活用したスカイパトロールは、北海道、東北六県、新潟県に波及してきています。

第5節 循環型地域社会の形成を推進するビジネス・技術

環境と経済が両立し、持続的発展が可能な循環型社会を形成するためには、産業分野において、廃棄物等の3Rなどの環境に配慮したものづくり、サービスや事業活動が開される必要があります。

また、県内に存在するバイオマス等の未利用資源を循環的に利用する仕組みを構築し、持続可能な産業に育成していくことも求められています。

循環型社会ビジネスの健全な発展を確保する上では、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ることが特に必要であることから、県では、循環型地域社会の形成に関する条例に基づいて業者の格付け制度を運営しています。

また、県では、「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業補助制度」（以下「産業・地域ゼロエミッション推進事業」という。）により、事業者の産業廃棄物等の再生処理など3Rを行う事業を支援しているほか、リサイクル産業の振興を図るため、一定の基準を満たすリサイクル製品を再生資源利用認定製品として認定する制度を実施し、リサイクル製品の利用を促進しています。

引き続き、優良な産業廃棄物処理業者の育成等により循環型社会ビジネスの健全な発展を図るとともに、廃棄物の再生利用だけでなく、リサイクル製品の積極的な利用や取組が遅れている2Rを促進していく必要があります。

環境に配慮した商品・サービスや事業活動は、廃棄物等の3Rに配慮したものを含めて、循環型社会ビジネス以外の各産業分野においても、不可欠なものとなっており、事業活動において廃棄する資源の無駄を省いて資源生産性を向上させることは、環境への負荷を削減すると同時に、企業経営の改善にもつながります。

環境に配慮した商品・サービスや事業活動は、さらに必要とされていくことが想定され、環境関連の商品、サービスの市場は、今後、拡大していくものと考えられます。

県内の事業者による、廃棄物が発生しにくい、又はリサイクルしやすい設計の製品の開発や2Rを促進する新たなサービスなど、環境に配慮した製品の開発、製造、サービスの提供その他の事業活動、循環型社会に適応するためのビジネスモデルの構築の取組や、事業者の資源生産性の向上による企業経営の改善を支援することにより、循環型社

会の形成を推進するビジネス・技術やそれらを生み出す人材を育成し、振興していく必要があります。

第6節 廃棄物分野における温室効果ガスの削減

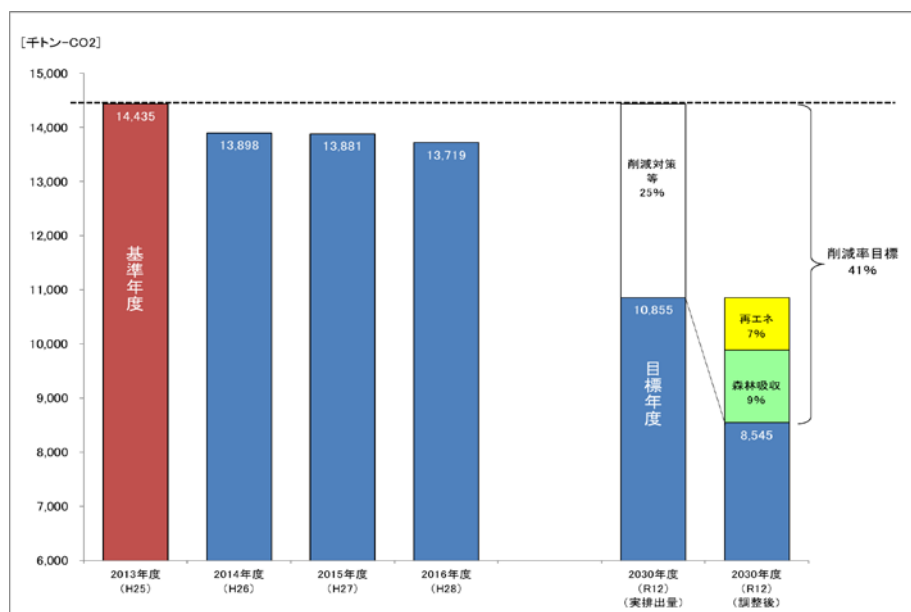
地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発や災害の激化、水不足の一層の悪化、農業への打撃、感染症の増加、生態系への影響など、私たちの経済・社会活動に様々な悪影響を複合的に生じさせる可能性が指摘されており、人類の課題として取り組んでいく必要があります。

県では、平成24年3月に「岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定(平成28年3月改訂)し、令和2年度の温室効果ガス排出量を平成2年比で25%削減する目標を掲げ、地球温暖化対策に取り組んできました。平成28年度の温室効果ガス排出量は、平成2年比10.1%の削減となり、目標に対し約4割の達成状況となっています。

令和2年度に策定した「第二次岩手県地球温暖化対策実行計画(現在策定作業中)」では、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で41%削減することを目標に掲げ、本県の地域資源を最大限に活用し、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととしています(図15)。

廃棄物は、処理に当たって、二酸化炭素などの温室効果ガスが発生することから、廃棄物の排出量を減らし、温室効果ガスの発生量を減少させるとともに、やむをえず廃棄物となったものは、再使用、再生利用によって可能な限り利用し、それでもなお焼却処理や埋立処分せざるを得ない可燃性の廃棄物についても、その廃棄物が持っているエネルギーを有効に利用していくことが求められます。

「持続可能な社会」を創り上げるためには、「脱炭素社会」の実現に向けた地球温暖化対策の取組と循環型社会の形成に向けた取組との双方を進めていく必要があります。



【図15 温室効果ガス排出量と削減目標量《出典 第二次岩手県地球温暖化対策実行計画》】

第7節 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保

東日本大震災津波により、沿岸部では家屋や車両、土砂等が混合状態となった災害廃棄物が大量に発生しました。それらは、人命救助や復旧・復興の支障となり、また火災、悪臭、衛生害虫等の発生源にもなるなど生活環境を保全する上での支障となることから、迅速かつ適正な処理が求められました。

災害廃棄物の処理は、市町村が行う固有事務として位置付けられていますが、大量の災害廃棄物が発生する大規模災害時には、被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、県境を越えた広域的な協力・連携のもとでの処理が必須となります。

県では、東日本大震災津波の経験等をもとに、廃棄物処理施設の設置手続の特例措置の恒久化や国を挙げた連携体制の整備を提言してきており、平成27年7月に廃棄物処理法が改正され、非常災害に係る廃棄物処理施設の届出が簡素化されたほか、同年9月には国・自治体・事業者の連携による災害対応力向上を目的とした「災害廃棄物処理支援ネットワーク」が発足しました。

また、今後も頻発し得る大規模災害等に備え、平成28年3月に、国の示す都道府県災害廃棄物処理計画に相当する「岩手県災害廃棄物対応方針」を策定しました。

さらに、災害廃棄物の円滑な処理の実施に当たり、一般社団法人岩手県産業資源循環協会と県内市町村との災害廃棄物処理協定の締結が執り進められています。

一方で、市町村の災害廃棄物処理計画の策定が進んでいないことから、関係団体との連携の下、県内の全ての市町村における災害廃棄物処理計画策定を速やかに行う必要があります。

第8節 放射性物質汚染廃棄物等の処理

福島第一原発事故により、牧草、稲わら、堆肥、しいたけ、ほだ木といった農林業系副産物や、道路側溝汚泥、道路法面草木、河川敷草木などの道路・河川管理に係る廃棄物が放射性物質に汚染されました。

農林業系副産物については、令和2年3月時点において県内に約1万9千トンが保管されており、市町村等の既存焼却施設において焼却処理が進められていますが、処理完了までに複数年要することや、一部市町村では処理方針が未定であることなどの課題があります。

道路側溝汚泥については、道路維持管理や生活環境の支障が生じている地域において、汚泥の一時保管場所の設置に向け、住民説明会の開催等による理解の醸成が進められており、一部地域で汚泥が一時保管されています。しかし、一時保管について住民理解が得られない地域が多いことや、除染実施計画区域外では国の財政支援を受けられないこと、国から処理基準が示されないこと等の課題があり、処理が滞っている地域があります。

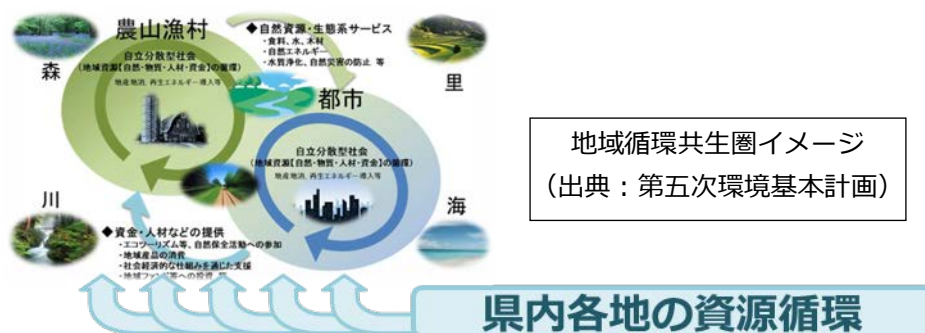
第3章 目指す姿

第1節 目指す循環型地域社会の姿

今の本県の姿は、第2章に記載したとおりですが、この計画では、県民、事業者、行政等の各主体の取組により、SDGsの理念のもと、岩手の地域特性を踏まえた地域循環共生圏の構築を資源循環（3R）で支え、将来にわたって、県民が健康で文化的な生活を享受できることを目指します。

～基本目標～

「地域循環共生圏を3Rで支える持続可能ないわて」



【図16：地域循環共生圏のイメージ】

地域循環共生圏とは、平成30年4月に閣議決定された第五次環境基本計画で提唱された、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

岩手県内では、これまでも、廃棄物の地域排出抑制等による環境負荷低減と自然回帰を基調とするまちづくりを目指す「かまいしエコタウン」の取組や、葛巻町内のバイオガスプラントによる家畜排せつ物の資源利用、県内セメント会社による廃棄物の熱回収とマテリアルリサイクルなど、地域資源の循環を図る取組が各地域で行われてきました。また、今後は廃棄物からエタノールを回収するプラントの設置計画などによる廃棄物の更なる有効利用が期待されています。

こうした事例を踏まえつつ、岩手らしい持続可能な地域循環共生圏の構築を支える循環資源の種類や地域特性に応じた最適な範囲での循環システムの確立を進めていくことを基本目標とします。また、基本目標の実現に向け、次の3つの具体像を掲げて取組を進めていきます。

1 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

(1) 2Rの一層の推進に向けたライフスタイルの転換

県民や事業者が、環境配慮設計の採用、シェアリングエコノミーの活用や食品ロ

ス削減等、資源採取、生産、流通、消費、廃棄など社会経済活動の全ての段階を通じて、低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも、廃棄物等の発生を可能な限り抑制（リデュース）することを最優先し、次いで資源の損失や二次的な廃棄物の発生を少なく抑える再使用（リユース）を優先する2Rを基調とするライフスタイルやビジネスモデルへの転換を図ります。

また、なお発生する廃棄物等については、多様な主体の連携の下、再生利用（リサイクル）により最適な圏域での資源としての有効利用を徹底することで、新たに採取する資源や最終的に自然界へ廃棄されるものを低減し、環境への負荷が可能な限り少ない地域社会を目指します。

(2) 新たな環境ビジネスの創出支援

廃棄物の発生抑制や再使用を推進するため、新たな環境ビジネスモデルの創出支援により、特に2Rを推進する機運を醸成するとともに、創出されたビジネスが圏域の地域振興の担い手となる社会を目指します。

(3) 循環型地域社会を担う人材の育成

廃棄物の円滑な3Rを推進するため、先駆的な取組を行う事業者を支援するとともに、優良な関係産業の育成や関係団体との連携体制の構築を推進します。

(4) 適正なリサイクル推進体制の確立

個別リサイクル法を軸として、市町村その他関係団体と連携の上、有効部品・物質の回収体制（高度リサイクル）の構築を推進します。

また、廃棄物を活用した発電など、バイオマスエネルギーの利活用体制の構築を支援します。

(5) 海岸漂着物の発生抑制と回収・処理

良好な環境が保たれた本県の海岸を守るため、森から川を経て海に至る流域全体で、多様な主体との連携・協力により、海岸漂着物の発生抑制や回収・処理を推進します。

2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確立

(1) 廃棄物処理施設の設置の最適化

持続可能な廃棄物処理体制を構築するため、一般廃棄物処理施設の確保など、一般廃棄物処理体制の整備を支援するとともに、次期公共関与型産業廃棄物最終処分場を着実に整備し、適正に運営するなど、産業廃棄物処理体制の確保に努め、県内における廃棄物処理施設の設置の最適化を図ります。

(2) 地域の実情に即した効率的なごみ処理体制の構築

経済性と環境負荷の軽減の観点から、地域の実情に応じたごみ処理の広域化等による効率的なごみ処理体制の構築を推進します。

(3) 万全な災害廃棄物処理体制の構築

大規模災害に伴って発生する災害廃棄物については、優先度が高い順に、被災市町村における処理、被災市町村から事務委任を受けた県が主体となって行う県内での処理、地域ブロックにおける広域処理、複数の地域ブロックにまたがる広域的な処理となり、これらを被災の状況やその地域の処理能力に応じて適切に組み合わせ対応することが基本となります。

また、災害廃棄物処理の円滑かつ迅速な実施に当たっては、民間事業者の保有する産業廃棄物処理施設を活用することも極めて重要となります。

このように重層的に対応するためには、市町村が平時から災害廃棄物処理計画を策定し、住民への分別に係る周知方法や仮置き場などについて想定しておくことや、国、地域ブロック、県、市町村といった各層内及び各層間において、主体となるべき行政機関が他の行政機関や事業者、専門家等と連携・協力関係を構築し、発災した際には、被災しなかった地域を含む関係者間の連携、協力により処理に当たることが重要です。

さらに、廃棄物処理施設が災害時も含め、自立・分散型の地域のエネルギーセンターや防災拠点としても機能するよう、廃棄物処理施設及び周辺における必要な設備の整備や脱炭素化にもつながる熱回収の強化等を進めることも重要です。

3 廃棄物の適正処理の徹底

(1) 不法投棄・不適正処理の撲滅

産業廃棄物の監視体制を強化・効率化することにより、不法投棄・不適正処理を撲滅し、良好な自然環境を保全します。また、排出事業者等を対象とした研修会の開催や、優良産業廃棄物処理業者格付け制度や保証金制度の周知などの廃棄物の適正処理に関する普及啓発を推進することで、悪質な業者の市場からの排除を図ります。

(2) PCB廃棄物の適正な処理

今後、未処理の高濃度PCB廃棄物の保管事業者等に対して必要な指導を行い、期限（高圧変圧器・コンデンサ等は令和3年度末、安定器・汚染物等は令和4年度末）までに全ての高濃度PCB廃棄物がJESCOにより処分されることを目指します。

(3) 放射性物質汚染廃棄物処理の終了に向けた支援の継続

市町村等が事故由来の放射性物質に汚染された廃棄物の処理を速やかに進めていくことができるよう支援を継続し、人の健康や生活環境への影響をできる限り早く低減していきます。

第2節 目標

1 廃棄物の将来予測

(1) 一般廃棄物の将来予測

ア 排出量

平成30年度の県内の一般廃棄物排出量は約42万5千トン(前年比0.3%減)で、このうち家庭から排出された生活系ごみは約29万トン(同0.5%減)、(生活系ごみから資源回収ごみを除いた)家庭系ごみは約23万1千トン(同0.3%減)、スーパーなどの小売店や事業所等から排出された事業系ごみは約13万5千トン(同0.07%増)でした。その内訳をみると、収集ごみの可燃ごみなどが減少したものの、収集ごみの粗大ごみ並びに直接搬入ごみの可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみが増加し、総排出量の減少はわずかに留まりました。

ごみ排出量の変動は、経済的要因や社会的要因など県民生活にまつわる多様な社会環境条件に左右されます。一概にごみ排出量の変動の要因を推測することは困難ですが、平成30年度の変動に係る主な要因としては、三陸沿岸道路整備や平成28年台風第10号等における災害復旧工事に従事した作業員の住民票異動を伴わない県内移入、消費増税に伴うかけ込み需要による消費の増加、高齢化の進行に伴い家庭から排出される片付けごみの増加などが考えられます。

一般廃棄物排出量については、過去5年間の推移から、人口との間に一定の関係性を伺うことができます。本計画の計画期間である令和7年度の本県の人口は116万2千人まで減少するものと推計(国立社会保障・人口問題研究所:日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計))されていることから、ごみ排出量は減少すると予測されます。

また、国の環境白書²¹によると、世帯の少人数化と世帯数の増加に伴って1人当たりの家庭ごみの排出量は増加する傾向があるとされています。このため、県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量については、本県における世帯人員の構成比において一人世帯の割合が増加を続けており、世帯数も昭和60年から一貫して増加を続けていることから、今後も増加するものと見込まれます。

なお、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、数か月のうちに世界的な大流行を引き起こし、世界のほぼ全ての地域の社会経済活動に甚大な影響を及ぼしています。また、感染予防対策としての「3つの密(密閉、密集、密接)」の回避の取組等、県民の日常生活や職場環境も変容しています。これらの変化は

²¹ 平成18年度及び平成27年度。

本県における廃棄物の発生量にも影響を及ぼすことが懸念されることから、今後の動向に注視していく必要があります。

【表4 過去5年間の一般廃棄物排出量等の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総排出量 (t)	449,548	440,812	430,106	426,270	424,967
生活系ごみ (t)	307,892	302,791	294,613	291,350	290,037
家庭系ごみ(t)	241,961	238,725	233,823	231,995	231,398
事業系ごみ (t)	141,656	138,021	135,493	134,920	134,930
県民一人1日当たり ごみ排出量 (g)	945	933	921	922	930
生活系ごみ (t)	647	641	631	630	635
家庭系ごみ(t)	509	505	501	502	506
事業系ごみ (t)	298	292	290	292	295
人口 (人)	1,302,923	1,291,352	1,279,875	1,266,552	1,252,038
世帯数 (世帯)	518,191	493,049	523,205	524,603	526,396

(出典) (環境省) 一般廃棄物処理実態調査、岩手県人口移動報告年報 (※世帯数)

なお、本県内の空き家数は、平成30年に約9.4万件と前回調査時(平成25年)の約7.6万件から増加(※)していることから、前述の家庭からの片付けごみについては、今後においても、発生量の推移を注視する必要があります。

※：平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)

イ リサイクル率

リサイクル率は震災以降18%台で推移しており、追加的な施策を実施しない場合には、令和7年度においても、現在と同程度のリサイクル率となることが見込まれます。

(2) 産業廃棄物の将来予測

ア 予測方法

廃棄物量の将来見込みについては、業種別に次に示す方法で試算しました。

【製造業】(使用データ：製造品出荷額)

3つの型に分類し、平成29年度まで増加傾向で推移している基礎素材型産業及び加工組立型産業からの排出量を回帰式で予測すると増加傾向を示し、現在の経済状況に即した予測ではないことから、現状のまま推移するとしました。また、生活関連・その他型産業は平成29年度に微減に転じており、回帰式で予測すると微減傾向を示したことから、回帰式で予測した製品出荷額

の減少率で排出量も推移するとしました。

【建設業】（使用データ：廃棄物量）

今後も徐々に排出量が減少し、震災前の水準に戻るとし、平成 25 から 29 年度の排出量を対数回帰式で予測し、震災前の水準を下回った令和 8 年度以降は、平成 19 年度から 21 年度までの平均値で一定となるとしました。

【水道業】

上下水道普及率増加や人口減少、産業需要の影響を考慮し、現状のまま推移するとしました。

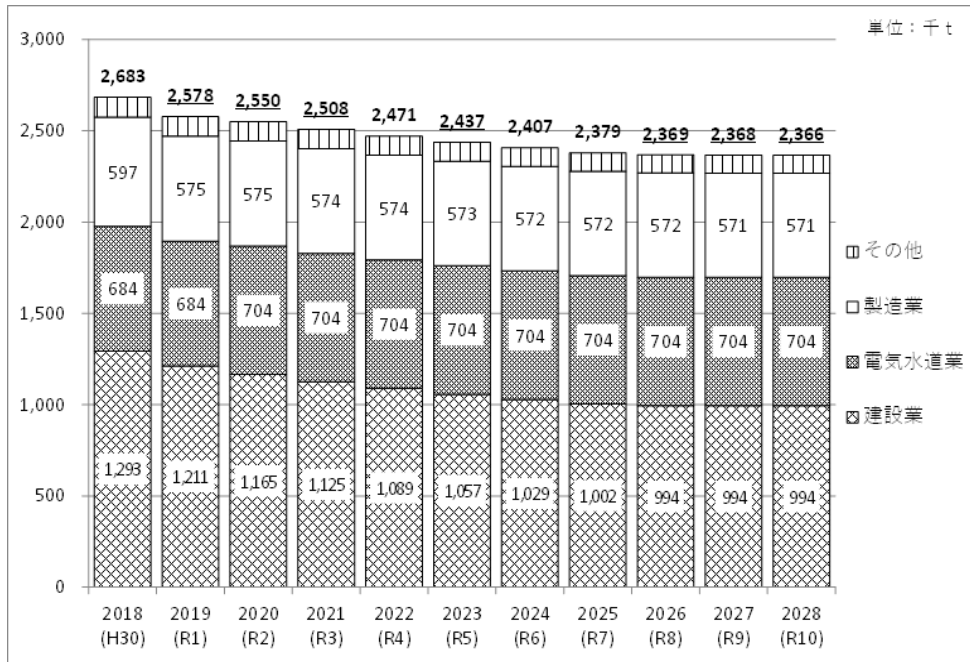
【その他の業種】

国立社会保障・人口問題研究所の将来予測を基に計算した人口減少率で排出率も推移するとしました。

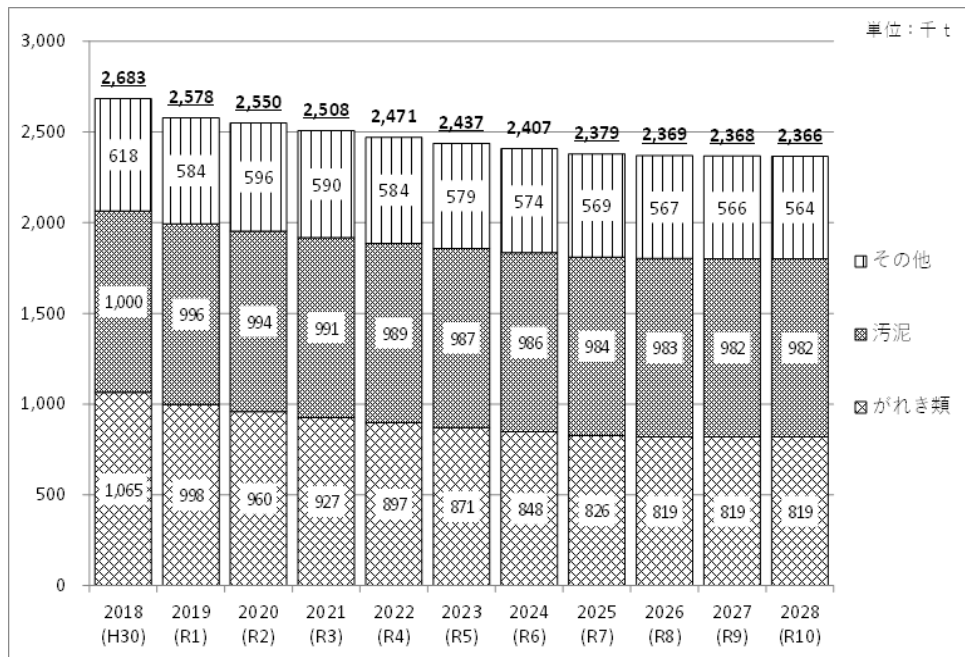
イ 排出量の将来予測結果

予測結果についてみると、排出量は、平成 30 年度の 2,683 千トンに対して、令和 5 年度で 2,437 千トン、令和 10 年度で 2,366 千トンとなるものと予測されます。

【図 17、図 18】



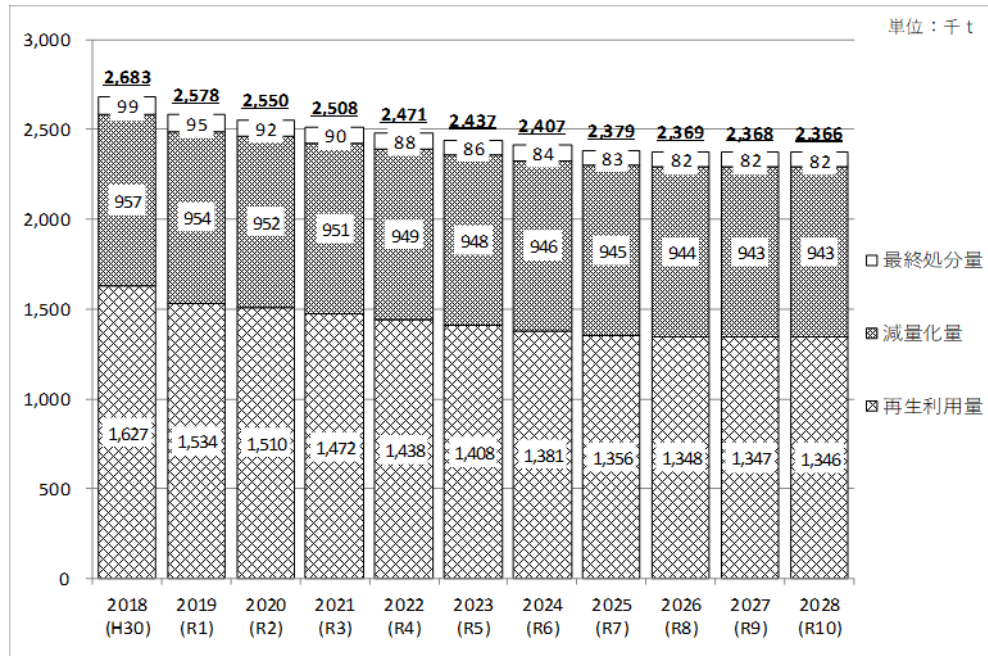
【図 17 業種別排出量の将来見込み】



【図 18 種類別排出量の将来見込み】

ウ 処理量の将来予測結果

処理量の将来予測は、現状の業種別、種類別の排出量に対する処理方法等の割合が将来も一定であると仮定し算出しました。【図 19】



【図 19 処理量の将来見込み】

2 一般廃棄物に関する目標

一般廃棄物（ごみ）の減量化等に関する目標を次のとおり設定します。

前計画においては、計画期間内に東日本大震災津波前の水準に回復することを基本として目標設定しましたが、本計画においては、国の循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月環境省策定）の将来目標を踏まえ、ごみ排出量の削減や循環利用をさらに推進することを基本として目標設定することとしました。

【表 5 一般廃棄物に関する目標】

目標項目	平成30年度実績	令和7年度目標
リサイクル率	18.2%	23.0%
エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量	1,475 t	2,200 t
県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量	506 g	465 g
県民一人1日当たり事業系ごみ排出量	295 g	271 g
最終処分量	41.3千 t	35.8千 t

【目標の考え方】

(1) リサイクル率

リサイクル率は、近年 18%台で推移してきました。追加的な施策を実施しない場合には、このトレンドが続くものと考えられますが、今後も一層、普及啓発活動などに取り組み、岩手県環境基本計画（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）内に国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号）による目標値27%（平成32（令和2）年度）並みにリサイクル率を上げようとするものです。

(2) エコショップいわて認定店等による店頭資源回収量

上記(1)のリサイクル率は、市町村や一部事務組合等からの報告を基に環境省が公表している一般廃棄物処理事業実態調査によるため、県民が小売店等に持ち込んだ資源回収量は含まれません。近年、多くの小売店等で店頭資源回収が行われており、県民のリサイクルに関する意識の状況を把握するため、本指標を設定し、年間100トン程度の増加を目指すこととします。

また、併せてエコショップいわて認定制度の啓発と環境に配慮した買い物（消費行動）の促進に引き続き取り組んでいくこととします。

(3) 県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量、県民一人1日当たり事業系ごみ排出量、最終処分量

本計画期間においても、東日本大震災津波からの復興を目的とした三陸沿岸道路等の整備工事や令和元年台風第19号等の災害からの復旧・復興工事が行われており、こうした工事の実施や災害からの経済活動の回復に伴う事業・消費活動の活発化等が見込まれますが、循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月環境省策定）における削減率を踏まえて設定したいわて県民計画（2019～2028）の幸福関連指標（令和4年度目標値）と同水準を維持することを目標とします。

コラム 県民一人1日あたりごみ排出量削減のための優良事例

【一戸町 生ごみ発酵分解処理事業】

一戸町では、町内中心部の生ごみを分別収集し、微生物の働きにより発酵分解処理しています。

○ 概要

- ・平成23年度～一部町内会で実証開始、平成27年度～一戸地区で実施
- ・実施地区：一戸地区（一戸・高善寺・西法寺）22町内会、82集積所
- ・回収日：可燃ごみの日（毎週月曜日と木曜日）



○ 平成26年度からの生ごみ回収量

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
回収量（t）	約130 t	約240 t	約276 t	約266 t	約262 t	約280 t

○ 生ごみの分別・回収・処理手順

- ① ごみ集積所に設置された回収用樽に、袋に入れた生ごみを投入する。
- ② 町が所有するパワーゲート付き3tトラックで樽ごと回収し、発酵分解処理場に運搬する。
- ③ 生ごみを樽から破砕機へ投入し、ビニールなどの異物を取り除く。
- ④ 発酵基材（国土発酵酵素とおがくずを混ぜ合わせたもの）と混ぜ合わせる。
- ⑤ 微生物の働きにより、約5日間で生ごみが水蒸気と炭酸ガスになる。

【北上市 ごみ分別アプリ「モバ支所」】

北上市では、平成28年3月から、ごみ分別アプリ「モバ支所」を配信しています。「モバ支所」では、スマートフォンやタブレット端末から、ごみの分け方・出し方などの情報を簡単に確認することができます。

○ 「モバ支所」の主な機能

- ・ごみカレンダーの表示とメモ機能
- ・ごみ収集日の通知（収集日前日と当日にメモ内容もあわせて通知）
- ・ごみ分別検索（一覧・フリーワード検索、出し方ポイント表示）



3 産業廃棄物に関する目標

【表 6 産業廃棄物に関する目標】

目標項目	平成30年度実績	令和7年度目標
産業廃棄物排出量	2,683千t	2,400千t
再生利用率	60.6%	60.6%
最終処分量	99千t	83千t
自県内処理率	94.1%	97.5%

【目標の考え方】

(1) 産業廃棄物排出量

産業廃棄物の将来予測を踏まえ、2,400千トンを目標とします。これは、東日本大震災津波以降のピーク時(平成25年度の実績値:3,283千トン)の排出量から約27%の削減をしようとするものです。

(2) 再生利用率

産業廃棄物の将来予測によると、令和7年度における再生利用率は約57%になることが推計されていますが、現状値において国の基本方針を上回っていることに鑑み、関連施策の展開により現状値の水準の維持を目指すものです。

(3) 最終処分量

産業廃棄物の将来予測を踏まえ、83千トンを目標とします。これは、東日本大震災津波以降のピーク時(平成30年度の実績値:99千トン)の最終処分量から約17%の削減をしようとするものです。

(4) 自県内処理率

自県内処理を推進するため、可能な限り県内での処理を目指すものですが、特別管理産業廃棄物の一部など県外でしか処理できない廃棄物もある実態を考慮して、前計画と同様に97.5%を目標とするものです。

4 産業廃棄物の不適正処理の防止等に関する目標

【表 7 廃棄物の不適正な処理の防止等に関する目標】

目標項目	令和元年度実績	令和7年度目標
適正処理率	99.6%	100%

【目標の考え方】

産業廃棄物適正処理指導員による立入検査件数に対する適正処理事案の割合であり、監視・指導体制の充実・強化等により100%を目指します。

5 資源循環に関する目標<参考指標>

【表8 資源循環に関する目標】

目標項目	平成30年度実績	令和7年度目標
入口側の循環利用率	18.0%	18.5%

※ 入口側の循環利用率：物質フローにおいて、経済社会に投入されるものの全体量「総物質投入量」（平成30年度実績 2,933万トン）のうち循環利用量（同 527万トン）の占める割合を表す指標。

【目標の考え方】

持続可能な地域社会の実現に向けては、SDGsの理念のもと、事業活動や県民のライフスタイルにおいて、廃棄物を資源と捉え、天然資源の消費を抑制する取組の浸透が必要であることから、入口側の資源循環率を参考指標として設定することとしました。

目標値としては、循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月環境省）における目標値18.0%（令和7年度）を踏まえ、国の目標値を上回る水準の維持を目指します。

第4章 施策の展開方向

循環型社会の形成に当たっては、第3章で掲げた目指す姿の具体像に対応した以下の3つの基本的な考え方で施策を展開します。

また、施策の展開に当たっては、指標の目標達成を目指すほか、多様な主体の参画のもと、各施策が寄与する環境・社会・経済の各分野やSDGsとの関連も意識して総合的に取組を展開していきます。

- モノのライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進
- 持続可能な廃棄物処理体制の確保
- 廃棄物の適正処理の徹底

第1節 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進



1 一般廃棄物に関する施策

(1) 各主体と連携した循環型地域社会形成施策の推進

- 廃棄物の発生・排出抑制や循環的利用、適正処理に関する積極的な情報発信により各主体間の情報共有を図り、各主体の参加、連携及び協働のもとで廃棄物施策その他の循環型社会地域形成のための施策を進めます。

(2) ごみの発生・排出の抑制、循環的利用の推進

- 3Rの推進に当たっては、地域特性や今後の少子高齢化の進行などを踏まえ、廃棄物処理体制の最適化を図ります。
- モノのライフサイクル全体で徹底的な資源循環が図られるよう、適正なリサイクルを進めるために必要な情報や市町村ごとのごみの排出及び処理の実態について、県民等が分かりやすいように情報提供します。
- 市町村に対し、家庭ごみの約4割を占める生ごみの削減や一般廃棄物処理の有料化をはじめとするごみ減量化策、廃棄物処理における熱回収などについて助言や支援を行うとともに、県民等への廃棄物等の発生抑制を優先した3Rの更なる普及啓発により、ゼロエミッション（ごみの排出のない）地域社会を目指し、市

町村の持続可能なごみ処理体制の確保に努めます。

- 岩手県オリジナル3R推進キャラクター「エコロル」を活用し、環境月間（6月）や3R推進月間（10月）及び食品ロス削減月間（10月）に合わせて、小売事業者や協力団体、市町村等と連携しながら、「もったいない・いわて3R運動」を展開するなど、3R推進のための普及啓発活動を積極的に実施します。
- 「マナーを守り いわての豊かな環境と資源を 未来へ」のスローガンのもと、県民運動として「いわて三ツ星 eco マナーアクション」に引き続き取り組みます。
 - ① いわて三ツ星 eco マナー1 「ごみのポイ捨てや不法投棄をしない」
アクション事例
 - ・ ごみは分別してごみ箱に捨てる
 - ・ 外出時ごみ箱がない時には持ち帰る
 - ・ 地域の清掃活動に積極的に参加する
 - ② いわて三ツ星 eco マナー2 「レジ袋などの使い捨てプラスチックの使用は控える」
アクション事例
 - ・ 買い物にはマイバッグやマイバスケットを持参する
 - ・ 使い捨てプラスチック（ストロー・スプーン等）の使用は控える
 - ・ 詰替商品を購入し、容器はくり返し使用する
 - ③ いわて三ツ星 eco マナー3 「食事は 楽しく・おいしく・残さず食べる」
アクション事例
 - ・ 外食時は適量を注文して食べ残さない
 - ・ 料理は食べ切れる量で調理する
 - ・ 宴会では「3010運動」を実践する
- 令和元年12月の容器包装リサイクル法関係省令改正に基づき、令和2年7月に小売店等における「レジ袋の有料化」が義務付けられたことから、レジ袋有料化を契機とし、一層県民に対する3R推進に係る啓発を強化し、マイバッグの持参促進、詰替商品の販売促進・購入、過剰包装の自粛・辞退など、流通から消費までの段階において、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を県民や事業者に働きかけ、地域レベルでの循環型社会の形成を促進します。
- 「エコショップいわて」や「エコレストランいわて」の認定店については、レジ袋削減などの共通の推奨取組項目や表彰制度も設けており、今後、制度の普及を図り、認定店の拡大と消費者による利用を促進します。《共》²²
- 家庭等における食品の食べ切り、使い切りや外食における適量な注文、食べ残しの削減等に関する普及啓発や提供食材の食べ切り行動に協力する「もったいない・いわて☆食べきり協力店」（以下「食べきり協力店」という。）の活用促進を図るなど、食品ロスの削減を促進します。

²² 特に本県の地域循環共生圏の実現に寄与すると期待される取組に《共》を付している。

- 再生資源利用認定製品については、令和元年度末で 258 件（累計）を認定しており、今後もこの制度の普及に努めるとともに、県の率先利用や市町村との連携を図り、認定製品の拡大と利用の促進を図ります。
- 県内の小中学生を対象として、身近な環境やごみについて考えてもらい、資源を大切にされた暮らしの実践を呼びかけるため、「いわてごみゼロ・3R推進ポスターコンクール」を実施します。
- 感染性廃棄物等の処理に当たり、一般家庭や関係事業者に対し、適切な排出方法や処理方法などに関する情報提供や助言を行います。

(3) 海岸漂着物の発生抑制と回収・処理

- 海岸管理者や市町村等との連携により、海岸漂着物等の円滑な処理を推進します。《共》
- 日常生活や事業活動によって発生し、海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制を図るため、内陸地域と沿岸地域が一体となって、3Rの推進や、ごみ等の投棄の防止、水域等へのごみ等の流出又は飛散の防止対策等の取組を推進します。《共》
- 海洋プラスチックごみの発生抑制に向けて、ポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、使い捨てのプラスチック製容器包装・製品のリデュース等によるプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制等を図ります。《共》
- 海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制に向けて、海岸の環境保全等に関する環境学習やエシカル消費（倫理的消費）²³等の消費者教育を推進します。
- 地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等について積極的かつ効果的な周知を図ります。

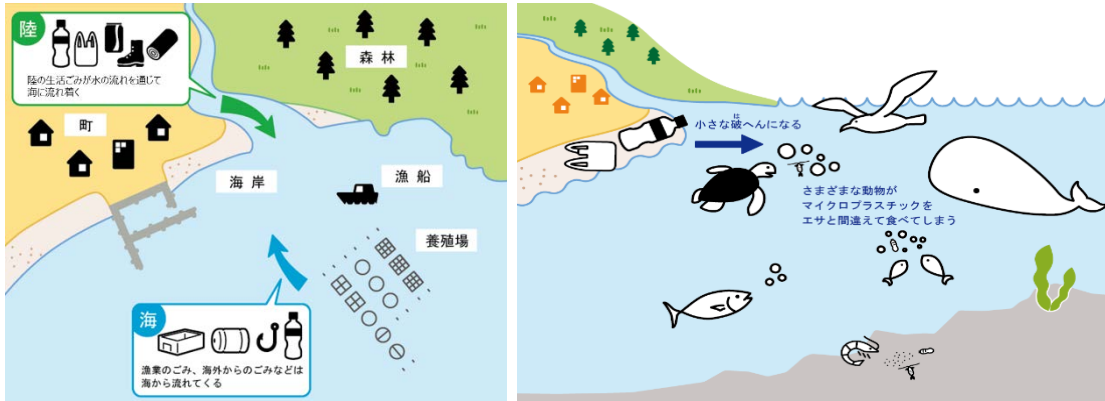
²³ エシカル消費（倫理的消費） 地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動（消費者基本計画（平成 27 年閣議決定）より）。

コラム 海岸漂着物の概要と県の取組

海洋ごみについて

海に流出するごみ、特にプラスチックごみの増加による海洋の汚染が、世界で重要な問題となっています。2010年時点で、約800万トンのプラスチックごみが海に流出したと推計され、今後さらに増加するといわれています。

海洋プラスチックごみの増加によって、海洋の生態系への影響が懸念されており、自然界へのプラスチックの流出を防ぐ対策が急務となっています。



海洋ごみの由来、生態系への影響
(環境省が制作した海洋ごみ学習用教材から抜粋)

岩手県の取組

県は、令和元年12月に「岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、海洋ごみ対策に取り組んでいます。

プラスチックごみのほとんどは、内陸部で発生したごみが河川等を通じて海に流出したものとされていることから、海岸漂着物等の円滑な処理に加え、3Rの推進やごみの投棄の防止など、流域圏（内陸～沿岸）が一体となった海岸漂着物等の発生抑制対策が重要です。

また、そのためには、多様な主体の連携と協力が必要です。国や地方公共団体のほか、県民や民間団体、事業者、研究者などの主体が、相互に協力しながら、それぞれの立場から積極的に取組を進めることが求められています。



海洋ごみ対策啓発用パンフレット



海岸清掃活動を通じた海洋ごみ対策の普及啓発
秋の海ごみゼロウィーク 2020in 岩手 キックオフイベント
(令和2年9月12日 宮古市浄土ヶ浜にて開催)

2 産業廃棄物に関する施策

(1) 各主体と連携した循環型地域社会形成施策の推進

- 廃棄物の発生・排出抑制や循環的利用、適正処理に係る積極的な情報発信により各主体間の情報共有を図り、連携・協働のもと、循環型社会形成のための施策を進めます。
- 地域の産業構造や廃棄物の排出動向等について分析を行うとともに、県内における産業廃棄物処理の最適化や地域循環共生圏を支える新たな環境ビジネスの創出を支援します。《共》

(2) 産業廃棄物の発生・排出の抑制、循環的利用の推進及び適正処理の確保

- 事業者による発生・排出抑制や循環的利用に関する取組を促進するため、ニーズに沿った的確な情報提供を図るとともに、排出者や処理業者等を対象とした講習会を県内各地で開催し、適正処理の普及啓発を推進します。
- 多量排出事業者や準多量排出事業者に対して、発生・排出の抑制や循環的利用についての指導を強化するとともに、産業廃棄物の減量や適正処理に係る計画の内容や実施状況を公表します。
- 産業廃棄物税制度及び環境保全協力金制度について、経済的インセンティブによる廃棄物の排出抑制や、循環的利用の誘導策の財源として引き続き活用するとともに、制度の見直しについても随時検討を行います。
- 産業・地域ゼロエミッション推進事業や再生資源利用認定製品認定制度について、環境配慮に根ざした事業活動を促進するため、効果の検証や事業者のニーズを踏まえながら、これらの事業による効果的な支援を実施していきます。《共》
- 産業廃棄物処理業者格付け制度による認定を受けた優良な処理業者に委託が集中することにより適正処理が確保されるよう、当該制度の普及・充実を図るとともに、国の優良性評価制度との相乗効果拡大を図りながら、制度の改善を進めていきます。
- 廃棄物の再資源化技術等の研究開発について、県の関係機関による取組を推進するとともに、民間企業等における取組の支援に努めます。
- 地域ゼロエミッションコーディネーター²⁴を配置して事業者への支援体制を充実するとともに、企業間や企業・地域間の連携した取組を促進し、地域における廃棄物の減量化や資源の循環利用を促進します。《共》
- 小型家電リサイクル法等の着実な施行など、使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進に向けて、県・市町村・関係団体が連携して、個別リサイクル法等について、県民・事業者に対する普及啓発に取り組みます。《共》

²⁴ 地域ゼロエミッションコーディネーター 県内企業等を訪問しながら、事業所の3R推進への自主的取組を支援するとともに、「地域循環共生圏」の構築に向けて、事業所間、工業団地内、地域間等のコーディネートや助言等を行います。

(3) 本県における産業廃棄物等に関する施策

ア プラスチック類

- 農業用廃プラスチックについては、生分解性プラスチックマルチフィルム²⁵の普及拡大等により、農業用廃プラスチックの発生抑制を促進します。
また、適正処理に関する意識啓発や組織的な回収処理に関する周知を行うことにより、農家が保管している廃プラスチックの回収率を高め、再生利用及び適正処理を推進します。
- 漁業系廃プラスチックについては、適正処理が行われるよう、引き続き漁業者等に対し意識啓発を図っていきます。

イ 農林水産業系バイオマス

- 「岩手県家畜排せつ物利用促進計画」に基づき、地域内の耕種農家との連携強化等による堆肥の利用拡大のほか、必要に応じ家畜排せつ物のエネルギーとしての利用を図るなど、家畜排せつ物・畜産バイオマスの有効利用を促進します。《共》
- 「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（第2期）」に基づき、公共施設や産業分野等への木質バイオマスボイラーの導入を促進するとともに、関係機関と連携して林業系バイオマスの有効利用に向けた取組を支援します。《共》
- 国（環境省）が令和2年5月に改訂した「漁業系廃棄物処理ガイドライン」等を参照しながら、漁業系廃棄物を原料及び燃料として扱うマテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの取組を推進します。《共》

ウ 食品廃棄物

- 食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、本来まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」の削減について、事業者に対して普及啓発を行うとともに、発生した食品廃棄物等については、飼肥料化やエネルギー回収等による有効利用が徹底されるよう、国と連携して食品関連事業者、再生利用事業者及び再生肥料や再生飼料を利用する農林漁業者等が一体となった再生利用の取組を支援します。《共》
- また、各地域における再生利用システムの確立に向けた普及啓発、情報提供及び技術開発を推進します。

²⁵ 生分解性プラスチックマルチフィルム 生分解性プラスチックの一種で使用後に土壤中にすき込むことで微生物の作用によって水と二酸化炭素に分解されるプラスチックのことです。

エ 土石・建設材料

- 建設廃棄物の排出抑制及び分別解体、再資源化を促進するとともに、県内で製造された再生建設資材の積極的な使用促進に努めます。
- また、公共施設については、適切な維持管理による長寿命化を推進し、建設廃棄物の排出抑制につなげていきます。

オ 下水道等污水处理施設からの汚泥

- 汚泥処理については、資源としての利用に努めるとともに、処理の安定性の確保と効率的な処理の推進に努めます。そのためには、
 - ① 有効利用についての目標を設定し、汚泥の有効利用を推進します。
 - ② 汚泥の処分、利用形態を複数確保するなど、安定した処理の確保に努めます。
 - ③ 民間活力を活用しつつ、広域的処理やごみ処理施設などの異種の施設による共同処理も含めて検討し、より効率的な処理の推進に努めます。
- 「いわて污水处理ビジョン 2017」に掲げる汚泥処理の方針に基づいて、汚泥処理の施策を推進します。

3 その他の個別のリサイクル法等による取組

循環型社会形成推進基本法が平成 13 年 1 月に施行されるとともに、各品目に応じた個別のリサイクル法である容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等が制定・改正されるなど、循環型社会の形成に向けた法体系が整備されています。

本県においても、循環型地域社会の形成を推進するため、これらの法律に基づく必要な取組を進めていきます。

(1) 容器包装リサイクル法

- 容器包装リサイクル法は、市町村のみが全面的に容器包装廃棄物の処理責任を負うという従来の考え方を改め、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化（リサイクル）を実施するというそれぞれの役割分担に基づき、リサイクルを推進しようとするものです。
- この法律は、平成 9 年からガラスびん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、紙パックの容器包装を対象として施行され、平成 12 年からは、これらの品目に加え、その他の紙製容器包装、プラスチック製容器包装及び段ボールが新たに対象となりました。
- 県では、環境省作成の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を普及し、市町村における容器包装廃棄物の収集品目の拡大やリサイクル率の向上に向けて、分別収集体制の整備等について助言を行っていきます。
- 令和元年 12 月の容器包装リサイクル法関係省令改正に基づき、令和 2 年 7 月に

小売店等における「レジ袋の有料化」が義務付けられたことから、レジ袋有料化を契機とし、一層県民に対する3R推進に係る啓発を強化し、マイバッグの持参促進や、詰替商品の販売促進・購入、過剰包装の自粛・辞退など、流通から消費までの各段階において、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を県民や事業者働きかけ、地域レベルでの循環型社会の形成を促進します。

【再掲】

(2) 家電リサイクル法

- 家電リサイクル法は、家電4品目²⁶について、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）を義務付けています。
- また、消費者（排出者）には、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどを定めており、消費者や小売業者・製造業者等の役割分担に基づき、廃家電のリサイクルの促進を図っています。
- 製造業者等は再商品化等（リサイクル）を行う場合、定められたリサイクル率の達成とともに、フロン類使用の家庭用エアコン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機（ヒートポンプ式）については、フロンを回収しなければなりません。
- そのほか、特定家庭用機器廃棄物の小売業者から製造業者等への適切な引渡しを確保するために管理票（マニフェスト）制度が設けられており、これによりリサイクルが確実に行われているかどうか、消費者も確認できる仕組みとなっています。
- 県では、市町村と連携しながら、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むよう、県民に対する制度の普及啓発に取り組んでいきます。

(3) 小型家電リサイクル法

- 有効な資源等を含む使用済小型電子機器等の再資源化の促進を目的に、小型家電リサイクル法が平成25年4月1日から施行され、同法の規定により認定を受けた事業者が、パソコンや携帯電話などの電子機器を広域的に収集、中間処理及び再生利用を行っています。
- 県では、既に使用済小型家電の回収を実施している市町村の事例を紹介するなど、リサイクルがさらに促進されるよう制度の普及啓発に取り組んでいきます。

(4) 食品ロス削減推進法及び食品リサイクル法

- 食品ロス発生量は、日本全国で年間約612万トン（平成29年度農林水産省推計）

²⁶ 家電4品目 家庭用エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫及び電気洗濯機・衣類乾燥機を指しています。

と推計されており、食料の約6割を海外に依存する一方で大量の食品ロスが生じています。食品ロスや食品廃棄物は、処理に高額な経費を要することに加え、化石燃料の使用が地球温暖化につながっていることから、食品ロスの発生をできる限り抑制し、環境負荷の低減を図る必要があります。

- 県では、今後策定する「(仮称)岩手県食品ロス削減推進計画」に基づき、家庭におけるエコクッキングの普及啓発、エコレストランいわて認定店や食べきり協力店の活用推進等により、食品廃棄物の発生抑制に最優先に取り組むとともに、食品循環資源の飼肥料化やエネルギー回収等の有効利用に関する普及啓発や、市町村等に対する助言、事業者に対する支援に取り組んでいきます。

(5) 自動車リサイクル法

- 自動車リサイクル法では、拡大生産者責任²⁷の考え方に基づき、使用済自動車の処理過程で発生するシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類について、自動車製造業者(輸入業者を含む。)に対して引取り及びリサイクル(フロン類は破壊)を義務付けています。
- 県では、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むように、県民に対する制度の普及啓発や適切な運用に取り組んでいきます。

(6) その他関係法令等

- 業務用冷蔵冷凍庫等のフロン排出抑制法に定める「第一種特定製品」について、フロン類が適切に回収・破壊されるとともに、回収・破壊後の廃棄物の適正処理が確保されるよう、事業者に対する指導や助言を行います。
- アスベストや水銀廃棄物といった有害物質等を含む廃棄物について、その適正処理が確保されるよう事業者に対する指導や助言を行います。

²⁷ 拡大生産者責任 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任(物理的又は財政的責任)を負うという考え方です。

コラム 一般廃棄物リサイクル率向上のための優良事例

【一関地区広域行政組合 焼却灰の資源化事業】

一関地区広域行政組合では、平成30年8月から、焼却施設から発生する主灰の一部のセメント資源化処理を実施し、最終処分場埋立量を減量化しています。

○ 経緯

一関地区広域行政組合では、3か所ある最終処分場が計画埋立量に近づいていることから、埋立処分量の減量と資源循環を推進するため、平成29年度に受け入れ業者において、主灰の性状試験を行った。

試験結果に問題がなかったことから、平成30年4月に運搬業者を選定し、同年8月から受け入れ業者へ主灰の搬入を開始した。

○ 資源化実績

年度	H30 (※8月から実施)	R1
焼却灰排出量	3,101.59 t	2,943.22 t
最終処分量	2,223.75 t	1,974.45 t
資源化量 (セメント原料)	877.84 t	968.77 t
資源化事業費	27,759,340円	31,762,741円

【葛巻町 畜ふんバイオガスプラント】

葛巻町では、一部地域から回収した生ごみを、畜ふんバイオガスプラントで再資源化し、施設内の熱利用と、牧場内の耕作地に液肥として再利用しています。

○ 概要

- ・ 平成24年11月～、町中心部7地区 (1,130世帯、約2,600人) を対象として実施
- ・ 回収日：週2回 (曜日は地区により異なる)



○ メタン発酵施設処理量とリサイクル率の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
メタン発酵施設処理量	0 t	59 t	144 t	155 t	173 t	170 t	168 t	172 t
リサイクル率	26.1%	29.4%	37.0%	35.0%	35.2%	32.0%	30.0%	30.9%

4 循環型地域社会の形成に関する条例等による取組

本県では、青森県境産廃不法投棄事案を教訓として、循環型地域社会の形成に向けて、平成14年12月に3条例を制定しました。

3条例は、当該条例附則に基づき5年を目途に施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとされており、産業廃棄物税条例について、平成30年度に施行状況の検討を行った結果、産業廃棄物税導入による最終処分量の抑制効果が認められるとともに、税財源を活用した産業廃棄物排出抑制施策の効果が認められることから、引き続き税制度を維持することとしました。

なお、今後も税制度による抑制効果等を検討する必要があることから、引き続き5年を目途に施行状況を検証することとしたところであり、さらにこれらの条例の適正な運用が図られるよう取り組んでいきます。

(1) 循環型地域社会の形成に関する条例

- 循環型地域社会の形成には、規制の強化に加え、リサイクルの促進や産業廃棄物処理業者の育成が重要であることから、資源循環・廃棄物処理行政に係る総合的な条例として本県独自に制定しました。
- この条例に基づき、廃棄物の「自県（圏）内処理」を原則として、次のような制度・施策を推進しています。
 - ・ 再生資源利用認定製品認定制度
 - ・ 優良な産業廃棄物処理業者の育成
 - ・ 行政処分の基準の明確化
 - ・ 有価物・リサイクル偽装の不法投棄対策
 - ・ 産業廃棄物処理施設等の設置に関する事前協議制度

【参考】

施行後5年を目途とした見直し規定に基づき、平成20年4月には、施行後の運用や条例制定時からの環境の変化等を踏まえ、下記のとおり条例の施策の補充や追加等の見直しを行いました。

- 1 不適正処理の早期発見、早期対応を図るため、県民に対し、不適正処理の情報の積極的な通報の努力義務を規定。
- 2 土地所有者等が他人に土地を使用させるときは、廃棄物等の不適正処理が行われぬよう努めるとともに、不適正処理を発見した際の通報の努力義務を規定。
- 3 一定量の産業廃棄物を排出する事業者について、廃棄物処理法が規定する多量排出事業者制度と同様の制度（準多量排出事業者制度）を設けるとともに、県は当該事業者から提出された産業廃棄物処理計画等の積極的な公表を行う。
- 4 再生資源利用認定製品の認定の有効期間が満了した場合の更新制度を設ける。
- 5 産業廃棄物処理業の許可における欠格要件の判断基準を明確化する。
- 6 計画的かつ適正な産業廃棄物処理を誘導するため、産業廃棄物を屋外で保管する排出事業者に対し、廃棄物の発生量・保管量・処理量の記録を義務付ける。
- 7 有価物偽装等から生じる環境悪化対策のため、生活環境の保全に支障のおそれがあると認められる場合、報告徴収又は立入検査の結果が明らかになるまで、廃棄物等の搬入を一時的に規制する。
- 8 排出事業者の処理責任をより具体的に明示することにより、不法投棄等の抑止を図る。
- 9 排出事業者は、自らが排出する産業廃棄物が最終的に処理されるまで確実に確認するなど、責任を適切に果たすことが重要であることから、廃棄物管理責任者の設置を義務付けた。
- 10 廃棄物処理施設等の設置に係る住民理解の醸成に資するよう、従前の事前協議制度の手続きに「より住民が判りやすい説明」等の具体的な説明事項を追加するとともに、事故防止対策の導入並びに環境報告書の作成及び定期説明会（リスクコミュニケーション）の実施を義務付ける。

(2) 岩手県産業廃棄物条例

- 本県、青森県及び秋田県の北東北3県で同一、同時導入しており、税率1トン当たり1,000円としています。

(3) 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

- 北東北3県で同一、同時導入した条例で、産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則の考えに基づき、以下について制度化しました。
 - ・ 県外から産業廃棄物を搬入しようとする事業者については、県に対し、搬入しようとする産業廃棄物（自動車リサイクル法第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条第4項に規定する特定再資源化物品並びに小型家電リサイクル法第11条第4項第1号に規定する認定計画に係る同法第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等を除く。）の性状、量などの事前協議の義務化（従前の要綱を条例化）
 - ・ 搬入される廃棄物について、その重量に応じて「環境保全協力金」の納付を求めること（平成16年1月1日施行）

5 循環型社会の形成を推進するビジネス・技術の振興

- 循環型社会ビジネスの健全な発展を確保するため、循環型地域社会の形成に関する条例に基づいて、引き続き県内の廃棄物処理業者の格付け制度を運営し、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。
- また、産業・地域ゼロエミッション推進事業等により、事業者の3R、特に廃棄物の発生抑制（リデュース）及び再利用（リユース）の2Rに関する取組を支援するとともに、再生資源利用製品認定制度の運用などによってリサイクル製品の利用を促進し、新たな環境ビジネスの形成や拡大を促進します。《共》
- 3Rやバイオマスの利活用などを図る技術開発、製品開発、製造・販路の開拓、環境と経済の好循環を実現するビジネスモデルの構築など、事業者の環境配慮対応（循環型地域社会への対応）を促進します。《共》

第2節 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保



1 ごみの適正処理の推進

- 廃棄物の適正な処理を行う上で必要となる、安全かつ適正な一般廃棄物処理施設

の整備及び確保を推進するため、循環型社会形成推進交付金²⁸の活用等について市町村等に対する助言を行います。

- 県民の理解と信頼を高めるための施設の維持管理や運営に係る情報公開について、市町村等に対する助言を行います。
- 脱炭素社会に向けた取組との統合の観点も踏まえ、災害時においても安定的に廃棄物処理を行うとともに、エネルギー回収拠点や防災拠点となることも見据えた施設の整備を促進します。《共》
- 社会資本である一般廃棄物処理施設を活用するため、ごみ処理の広域化による地域連携も踏まえたストックマネジメント²⁹手法の導入が推進されるよう助言します。
- 廃止されたごみ焼却炉について、市町村ができるだけ早期に施設を解体撤去することができるよう、循環型社会形成推進交付金等の活用などについて助言します。

2 ごみの広域的処理の推進

- 廃棄物の処理過程における環境負荷の低減や熱回収、経済的な効率性は、今後、一層求められる方向にあり、こうした点から引き続きごみ処理の広域化や集約化を推進する必要があります。
- 県内を6ブロック（県央、中部、県南、沿岸中部、沿岸南部、県北）に分け、広域化を完了した沿岸中部ブロック、沿岸南部ブロック及び中部ブロックを除く3ブロックの市町村やごみ処理事業の主体となる組合に対し、地域の実情に応じて助言するとともに、施設整備の財源の一部となる循環型社会形成推進交付金等の交付要件である循環型社会形成推進地域計画の策定について支援を行います。
- 今後の人口減少に伴い、ごみ排出量の減少が予測されることから、市町村等が長期的に安定した運営ができるよう焼却施設を各ブロックに1つとする集約化を進めます。また、集約化による一定以上の耐震性や規模等を有する焼却施設の整備により、災害時における稼働体制の確保を図り、通常時から災害時まで切れ目のないごみ処理体制を構築します。

なお、集約化に当たっては、市町村等の厳しい財政状況の中でコスト削減を図りつつ、現有施設を活用していくためにストックマネジメントの手法を導入し、地域の実情を踏まえて長寿命化・延命化を検討します。

- 災害時においても安定したごみ処理を進めるため、強靱な焼却施設及びストックヤードや自家発電設備をはじめとした付加施設・設備の整備を検討することができるよう、市町村に対し技術的助言や循環型社会形成推進交付金の活用支援等を行います。また、自然災害が各地で発生する状況の中、災害廃棄物を処理するため、通

²⁸ 循環型社会形成推進交付金 市町村の行う一般廃棄物処理施設の整備に対して国が行う助成制度。熱回収を行う焼却施設の整備に対しては、整備費の3分の1の交付金が交付されることになっています。

²⁹ スtockマネジメント 設備・機器の性能水準が整備の必要性の目安となる管理水準以下に低下する前に機能診断を実施し、その結果に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、併せてライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法のことです。

常ごみの受入れに加え、ブロック内外で発生した災害廃棄物を受け入れられるよう処理能力の確保を図ります。《共》

- 資源の有効利用、効率的な熱回収など未利用エネルギーの活用により環境負荷の低減を図るとともに、大規模化・集約化による余熱利用等により、自立・分散型の地域のエネルギーセンターや防災拠点としての機能を付加し、住民にとって安全安心な焼却施設の整備を進めます。（ごみ排出量将来予測等は資料編参照）《共》

3 し尿処理及び生活雑排水対策

- し尿処理及び生活雑排水については、「いわて汚水処理ビジョン 2017」に基づき、下水道、集落排水処理施設、浄化槽など、各地域の実情に加え、将来の利用人口の予測も考慮しながら、最適な汚水処理施設の整備を促進します。
- 今後、し尿処理の減少が見込まれることから、し尿処理施設の更新に合わせた循環型社会形成推進地域計画の策定に当たっては、施設の整備・運営、収集運搬など社会経済的に合理性のある区域を前提とした広域的なし尿処理について助言します。
- 施設の整備に当たっては、資源の循環的利用の観点から汚泥再生処理センター³⁰やメタン発酵によるエネルギー回収設備等の資源化設備の整備を推進することとし、市町村等の施設整備計画に対して必要な技術的助言を行います。
- 浄化槽の整備を促進し、その機能を維持するため、浄化槽指定検査機関に対して計画的な検査員の養成や検査の効率化を指導します。

4 適正な処理に必要な産業廃棄物処理施設の最適化

- 廃棄物を処理するためには処理施設の設置・稼働が必要であり、また、施設に対する県民の理解と信頼を得ることが不可欠です。
- 施設に対する県民の理解と信頼を得るためには、施設の安全性に関する情報提供が必要であり、県としては、施設の維持管理や運営に関する情報を公表するとともに、施設設置者が周辺居住者等に対して施設運営状況等を説明するよう指導していきます。
- 廃棄物処理施設の設置手続においては、施設設置（予定）者による周辺住民への丁寧な説明や、稼働中の施設に関する周辺住民への維持管理状況についての情報提供が十分に行われるよう指導することにより、住民の不安の解消を図ります。
- また、廃棄物処理施設の設置に当たって、設置者と地元市町村などが環境保全に関する協定を締結する場合には、地域の環境に十分配慮した維持管理基準の設定などについて必要な助言・指導を行い、廃棄物処理施設に係る信頼関係の構築を図ります。
- 焼却施設における熱回収、焼却灰の熔融による資源化などの廃棄物の循環的利用

³⁰ 汚泥再生処理センター 従来、し尿処理施設が行ってきたし尿や浄化槽汚泥の処理に加えて、家庭の生ごみなどを受け入れ、堆肥化・メタン発酵などの方法によって、有機性廃棄物が保有する化学エネルギーを有効利用しようとする施設です。

や、ごみ処理の高度化を推進するため、廃棄物処理施設の設置手続きにおいて、技術的な助言を行っていきます。

5 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備等

(1) 廃棄物処理センターの健全な運営

ア いわてクリーンセンターの適正な運営・維持管理

- 一般財団法人クリーンいわて事業団が運営する「いわてクリーンセンター」を通じて、産業廃棄物の自県内処理の体制を確立するとともに、適正処理を推進するため、同事業団に対する県の公共関与を継続します。
- 同事業団の長期収支計画等に基づき、引き続き健全な経営が図られるよう指導していきます。

イ いわて第2クリーンセンターを活用した適正処理の推進

- PFI事業者（いわて県北クリーン株式会社）と取り交わした事業契約書に基づくモニタリングを事業期間中（平成21年4月～令和11年3月）実施し、要求水準書が規定するサービスが提供されていることを確認していきます。
- 県北広域圏のほか、県内で発生する処理困難な一般廃棄物や、東日本大震災津波における災害廃棄物等の受入れを行っている実績を踏まえ、当該施設の特性を活かした処理困難物の受入れの可能性について検討していきます。
- 廃棄物熱回収施設設置者認定（排熱による発電における年間10%以上の熱回収）に向けて、技術的な指導や支援を行っていきます。

(2) 次期産業廃棄物最終処分場の着実な整備・適正な運営

- 平成28年度に策定した「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備基本計画」に基づき、環境影響評価等を適確に進め、産業廃棄物の適正処理及び自県内処理並びに産業振興に不可欠な次期最終処分場を着実に整備します。
- 処分場の稼働に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な運営を行うとともに、東日本大震災津波で発生した膨大な量の災害廃棄物処理の経験や、本県の災害廃棄物を広域処理により他都府県に受け入れていただいた教訓から、大規模災害時における災害廃棄物の広域的な処理体制の確保を目指します。

6 万全な災害廃棄物処理体制の構築

近年、国内で頻繁に発生している大規模災害により生じる災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を進めるため、東日本大震災津波や平成28年台風第10号、令和元年台風第19号における廃棄物処理の経験を踏まえ、平成27年度に策定した「岩手県災害廃棄物処理対応方針」に基づき、切れ目のない災害対策の実施・強化を図ります。

また、災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常

的に発生する廃棄物について、仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生等に係る市町村や関係団体等との協議・連携を図るなど、平時から災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理及び減量化に向けた体制の構築を推進し、非常災害時においても生活環境を保全するとともに、公衆衛生が確保できるよう取組を進めます。

(1) 平時における災害廃棄物対策

- 平時においては、災害廃棄物が発生した場合に備えて、災害廃棄物仮置場の場所や分別の周知方法等についてあらかじめ「市町村災害廃棄物処理計画」に定めるよう、県内各市町村に助言を行います。
- 東日本大震災津波の際には、産業廃棄物処理施設において災害廃棄物の処理が行われており、平時においても管下の産業廃棄物処理施設の処理能力を把握するとともに、廃棄物処理法に基づく特例届制度（産業廃棄物と同種の一般廃棄物の処理を可能とする施設届出）等の手続きの簡素化について適切な運用を図るとともに、市町村や事業者に対し周知を図ります。

(2) 災害発生時における災害廃棄物対策

- 災害廃棄物の処理は、市町村が行う固有事務として位置付けられていますが、市町村による処理に著しい支障が生じた場合等においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく県による当該処理の受託のほか、地域ブロック又は複数の地域ブロックにわたる広域処理を行うなど、一般廃棄物の適正な処理体制を確保します。
- ごみ処理施設、し尿処理施設等が破損した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制を確立するとともに、廃棄物処理業者団体等との連携を図ります。
- 廃棄物の処理及び障害物の除去の実施機関が、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施できるよう、各機関間の連携を図ります。
- 災害廃棄物処理について具体的な対応が求められる市町村に対し、助言等を行います。

7 廃棄物分野における脱炭素社会の実現に向けた取組

- 廃棄物の発生や排出の抑制を優先した取組を推進するとともに、エネルギー消費の抑制や資源の有効活用を進めるため、リサイクルの促進を図ります。
- 廃棄物の発生抑制を主眼とした 3 R を基調とする循環型のライフスタイルの定着や環境配慮型の事業経営への一層の転換を図ります。

第3節 廃棄物の適正処理の徹底



1 不適正処理の防止のために必要な監視・指導その他の措置

- 廃棄物の発生抑制・再使用が優先されることや、資源利用のため適正なりサイクルが必要となることなどについて、県民が正しく理解するとともに、県民一人ひとりが適正処理の実行者となり、不適正処理の防止の取組について活動できるよう、青森県境産業廃棄物不法投棄事案等の教訓も生かしながら、各種の広報媒体を通じて意識啓発を推進します。
- また、不法投棄追放月間の合同パトロールや合同研修会に、地域住民などの参加を求め、県民との共通認識に立った不法投棄防止事業を推進します。
- さらに、市町村や教育機関と連携して、適正処理の啓発や情報交換活動を実施するとともに、各広域振興局等が市町村及び関係団体を構成員として設置している不法投棄通報ネットワークにボランティアの参加を求め、県民間による啓発活動を促進します。
- 排出事業者や処理業者に対しては、新たな問題が生じた場合や法改正などの機会を捉えて説明会を開催するとともに、パンフレットなどにより適正処理に関する知識の普及を行います。
- 各広域振興局等に配置した産業廃棄物適正処理指導員等が効率的に監視・指導できる体制を強化するとともに、市町村や税務関係機関、警察、海上保安庁と連携した合同監視を実施し、不法投棄監視の取組を拡充します。
- 県民からの情報提供等による不法投棄等の早期発見体制を強化します。
- 不適正処理を防止するため、北東北3県など他道県と連携した広域監視体制の整備を進めるとともに、共通する課題の解決に向けた取組を推進します。
- 廃棄物処理法の改正により、特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者には電子マニフェストの使用が義務付けられました。県では、排出事業者や廃棄物処理業者に対する研修会の開催等により適正処理を推進するとともに、電子マニフェストの普及啓発等を通じ、優良事業者を育成するなど、産業廃棄物の適正処理を一層推進します。
- 「循環型地域社会の形成に関する条例」により制度化された、有価物を装った廃棄物の不適正処理への対策、不適正処理等に対する罰則や許可取消しなどの行政処分の基準及び県外からの産業廃棄物の流入対策としての事前協議制度を的確に運用し、資源循環の環を乱す行為に対しては厳しく対応してきました。
- これまでも、県民や土地所有者等の不適正処理に関する通報義務、行政罰（懲役

又は罰金) について規定するなど条例の趣旨を更に進める施策の補充や追加を行っており、今後も法制度の改正に適切に対応するとともに、県の行政レベルを超える課題については、国に対して解決に向けた新たな制度として提案していきます。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する施策

- PCBが含まれる製品には現在でも使用中のものがあること、PCB特措法に基づく保管等の届出が行われず、未把握の廃棄物があることから、関係機関と連携しながらPCB廃棄物等の掘り起こし調査の推進を図っています。
- 国及び電気保安関係事業者等と連携し、未処理のPCB使用製品やPCB廃棄物を把握し、必要な指導等を行い、県処理計画の処理期限である令和8年度末まで(高濃度の廃棄物について、高圧変圧器・コンデンサ等は令和3年度末まで、安定器・汚染物等は令和4年度末まで)に、全ての処理の完了を目指します。

3 放射性物質汚染廃棄物等の処理の促進

- 放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理を推進するため、県では、一般廃棄物処理施設において一般廃棄物と混焼しながら、焼却灰を8,000Bq/kg以下に抑える処理等を進める方針を示し、平成24年度にその処理に係る経費の一部を支援する制度を創設しました。(平成25年度からは、国が県と同様の制度を創設し、財政支援を実施)
- 県では、国に対して財政支援を継続するよう要望するとともに、自治体が行う住民説明会への同席や、放射性物質のリスクコミュニケーション等を通じて、農林業系副産物の処理に向けた技術的支援を継続して実施していきます。
- 除染実施計画区域外で国の財政支援を受けられない道路側溝汚泥について、一時保管場所を整備する経費の一部を支援しています。
- 国に対しては、除去土壌の処理基準の提示に加え、除染実施計画区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について財政措置を講じるよう要望していきます。

4 大規模不法投棄事案(青森県境産業廃棄物不法投棄事案)への対応

- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、平成25年度末までに不法投棄された産業廃棄物の除去を完了しましたが、生活環境の保全上の支障が発生しないよう、早期に土壌汚染除去等の対策を講じる必要があることから、産廃特措法の期限内である令和4年度までの完了を目指して、計画的に事業を進めていきます。

第5章 循環型地域社会の形成に向けた各主体の役割

廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進し、循環型地域社会の形成を実現するためには、県民、事業者、市町村、県の適切な役割分担による主体的な取組と、関係団体も含めた各主体間の連携、協働が必要です。

そこで、各主体の役割を明確にするとともに、「もったいない・いわて3R運動」の展開などにより各主体の役割に応じた取組や各主体間のパートナーシップの形成を推進します。

第1節 県民の役割

- 廃棄物や資源の枯渇の問題を自らの問題として関心を持ち、ごみの発生抑制を優先する3Rやごみ処理についての理解を深めることが求められます。
- また、日常生活において3R、特に廃棄物の発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）を基調としたライフスタイルへの転換を実践するとともに、市町村や県が実施する施策に積極的に協力、参加することが求められます。

第2節 事業者の役割

- 原材料の選択や製造工程を工夫するなど環境配慮型ビジネスへの転換や、産業・地域のゼロエミッション化、地域循環共生圏の構築に取り組むなど、できる限り自ら排出する廃棄物の排出抑制に努めることが求められます。
- また、廃棄物が貴重な資源であることを認識し、自ら排出する廃棄物について再生利用等による減量を行うことができる業者への処理委託等により、廃棄物の適正な循環的利用に努め、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を行うことが求められます。
- 自らその産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正処理を確保することが求められます。
- 廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときには、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択し、受託者の処理能力や処分状況の確認を徹底することにより、廃棄物の不適正処理が行われるリスクを低減することが求められます。
- 製品の製造、加工、販売等に際しては、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供など、廃棄物の排出の抑制、再利用、再生利用を考慮した取組に努めることが求められます。
- また、廃棄物の適正処理による循環型社会の形成のために、適正なコスト負担に対する理解や資源生産性の向上によるコスト削減など、環境経営等に関する一層の理解と取組の促進が求められます。

第3節 市町村の役割

- 自らの区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境学習等を行うことにより住民の自主的な取組を促進することが期待されます。
- また、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用の促進と地域循環圏や資源の循環システムの構築に努め、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、既存施設の長寿命化の手法を含め、適正な中間処理及び最終処分を維持・確保するとともに、ごみ処理広域化計画に掲げる広域6ブロックにおけるそれぞれの取組を推進することが期待されます。

第4節 県の役割

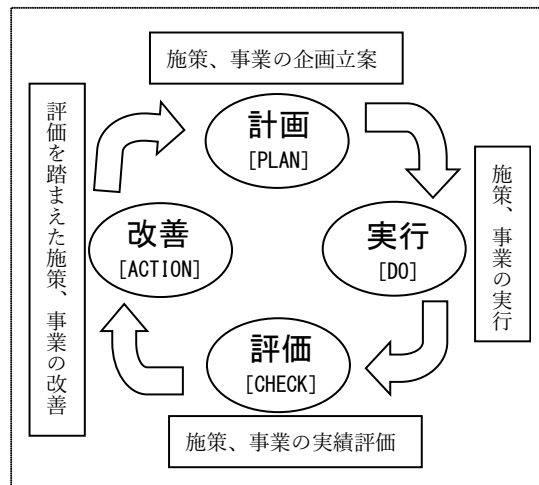
- 本計画の目標達成に向けて総合的な観点から、一般廃棄物及び産業廃棄物について発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進するなど、第4章に掲げる施策を展開することにより、循環型地域社会の形成を推進します。
- 一般廃棄物については、市町村と連携して3R等の意識啓発や環境教育の充実に努めるとともに、処理に係る市町村の責務が十分果たされるよう必要な支援を行います。また、ごみ処理広域化を促進するため、市町村間の調整や技術的助言等の支援を行います。
- 産業廃棄物については、排出抑制及び適正な循環的利用を促進するとともに、適正な処分が確保されるよう事業者に対して必要な監視・指導を実施します。

第6章 計画の推進

第1節 進行の管理

計画の目標の達成や目指す姿の実現を図るためには、施策及び事業について、成果を定期的に把握してその評価を行い、継続的に見直しを行っていくことが必要です。

そのため、毎年度、一般廃棄物や産業廃棄物の実態を調査するとともに、主な施策や事業について、「施策、事業の企画立案」⇒「施策、事業の実行」⇒「施策、事業の実績評価」⇒「評価を踏まえた施策、事業の改善」という政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを実施することによって計画の実効性を高め、適切な進行管理を行います。



第2節 進捗状況の公表

施策の実施状況や計画の進捗状況、目標の達成状況は、毎年度作成する「岩手県環境報告書」により公表するとともに、一般廃棄物や産業廃棄物の実態調査の結果については、県のホームページなどに掲載し、公表します。

＜資料編＞目次

1	岩手県廃棄物処理計画（岩手県循環型社会形成推進計画）、関連計画の概要	1
(1)	計画期間	1
(2)	各計画の概要	1
ア	いわて県民計画（2019～2028）（平成31年3月策定）	1
イ	岩手県環境基本計画（令和3年3月策定、いわて県民計画の環境分野における部門別計画）	1
ウ	岩手県ごみ処理広域化計画（平成11年3月策定）	2
2	一般廃棄物	3
(1)	ごみ	3
ア	ごみ処理のフロー（平成30年度実績）	3
イ	ごみの排出量・処理量・リサイクル量・最終処分量の状況	4
ウ	分別収集及びリサイクルの状況	16
エ	ごみ処理施設の状況	17
オ	ごみ処理事業の実施形態	22
カ	ごみ処理事業の経費	23
キ	市町村における一般廃棄物に関する目標設定について	24
(2)	し尿	25
ア	し尿処理の系統（平成30年度）	25
イ	し尿処理の系統及び処理量の推移（平成26～30年度）	25
ウ	し尿処理施設及びコミュニティプラントの状況（平成30年度末現在）	26
エ	し尿処理量の推移（平成26～30年度）	27
オ	し尿処理事業経費の年度別推移（平成26～30年度）	27
カ	浄化槽の状況	28
3	産業廃棄物	30
(1)	排出量等の状況	30
ア	処理のフロー（平成30年度）	30
イ	業種別・種類別の排出量（平成30年度）	30
ウ	業種別・種類別の再生利用量（平成30年度推計）	31
エ	業種別・種類別の最終処分量（平成30年度推計）	31
オ	地域別・広域別の排出量（平成30年度推計）	32
(2)	処理施設の状況	32
ア	処理施設の状況	32
イ	処理施設の年度別推移	33
ウ	焼却施設の地区別状況（令和元年度末）	33

エ	最終処分場の地区別状況（令和元年度末）	34
(3)	処理業者の状況	35
ア	年度別処理業者数（平成 25 年度～令和元年度）	35
イ	地区別処理業者数（令和元年度末）	35
(4)	広域移動（県内搬入・県外搬出）の状況（平成 30 年度実績）	36
(5)	公共関与による廃棄物処理施設の整備	37
ア	いわてクリーンセンター	37
イ	いわて第 2 クリーンセンター	39
ウ	次期産業廃棄物最終処分場	40
(6)	不適正処理の現状	41
ア	不適正処理の年度別発生状況（報告徴収件数）（平成 26 年度～令和元年度）	41
イ	不適正処理行為者の状況（平成 26 年度～令和元年度）	41
ウ	新規不法投棄事案（10 t 以上）	41
エ	適正処理率の状況（平成 26 年度～令和元年度）	41
オ	新規不法投棄廃棄物の種類（10 t 未満）（令和元年度）	41
カ	不法投棄行為者の状況（令和元年度）	41
キ	行政処分の状況（平成 26 年度～令和元年度）	42
(7)	青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応状況	42
ア	廃棄物等の概要	42
イ	廃棄物に起因する支障の除去	42
ウ	責任追及の状況	44
4	ごみ処理広域化に関する資料	45
	【岩手県におけるごみ処理広域化の趣旨】	45
(1)	「岩手県ごみ処理広域化計画」（当初計画）の成果と新たな課題	46
ア	広域化計画の課題・成果と取組状況	46
イ	新たな課題	50
(2)	ごみ処理の現況と将来予測	51
ア	ごみ処理の現況と取り巻く環境の変化	51
イ	人口、ごみ処理量の将来推計	55
(3)	本県における今後のごみ処理体制の目指す方向	56
ア	持続可能なごみ処理体制	56
イ	災害に強いごみ処理体制	56
ウ	住民の視点に立ったごみ処理体制	56
(4)	本県における今後のごみ処理施策の方向	57
ア	ごみ処理広域化	57
イ	ごみ焼却施設の長寿命化・延命化	58
ウ	ごみ減量化・リサイクル	58

5	災害廃棄物処理計画の位置付け	59
6	放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン	60
7	循環型社会形成のための仕組み	62
(1)	法制度と国の循環型社会形成推進基本計画の概要	62
ア	循環型社会を形成するための法体系	62
イ	第四次循環型社会形成推進基本計画の概要	63
(2)	条例の整備	64
ア	循環型地域社会の形成に関する条例	64
イ	県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例	66
ウ	岩手県産業廃棄物税条例	67
(3)	その他の制度	67
ア	岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業	67
イ	エコショップいわて認定制度	68
8	物質フロー	69
(1)	岩手県の物質フロー（平成30年度）	69
(2)	物質フローの指標	69
(3)	物質フローを構成する各項目の用語の定義	70

1 岩手県廃棄物処理計画（岩手県循環型社会形成推進計画）、関連計画の概要

(1) 計画期間

計画名	年 度																							
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
いわて県民計画	いわて県民計画（2009～2018）												いわて県民計画（2019～2028）											
岩手県環境基本計画	岩手県環境基本計画（平成22年12月）												岩手県環境基本計画（令和3年3月）											
岩手県循環型社会形成推進計画	岩手県循環型社会形成推進計画						第二次岩手県循環型社会形成推進計画						第三次岩手県循環型社会形成推進計画											
岩手県廃棄物処理計画	第二次岩手県廃棄物処理計画 （第三次岩手県廃棄物処理計画）						（第四次岩手県廃棄物処理計画）						（第五次岩手県廃棄物処理計画）											
岩手県ごみ処理広域化計画	岩手県ごみ処理広域化計画												岩手県ごみ処理広域化指針		（岩手県ごみ処理広域化計画）									

(2) 各計画の概要

ア いわて県民計画（2019～2028）（平成31年3月策定）

- 計画期間：平成31（2019）年度～令和10（2028）年度
- 基本目標：東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて
- 政策推進の基本方向：「自然環境」など一人ひとりの幸福を守り育てる「10の政策分野」
 - 自然環境
 - ～一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手～
 - 循環型地域社会の形成を進めます

イ 岩手県環境基本計画（令和3年3月策定、いわて県民計画の環境分野における部門別計画）

- 計画期間：令和3年度～12年度
- 目指す将来像：多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて
- 施策の基本方向
 - ・ 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策
 - ① 地域資源の活用による環境と経済の好循環
 - ② 自然と共生した持続可能な県土づくり

③ 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

・ 環境分野別施策

① 気候変動対策

② 循環型地域社会の形成

③ 生物多様性の保全・自然との共生

④ 環境リスクの管理

⑤ 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

ウ 岩手県ごみ処理広域化計画（平成 11 年 3 月策定）

○ 計画策定の趣旨

可能な限り広域化を進めてダイオキシン類の大幅削減等を図る。

効果→ダイオキシン類の削減、焼却残渣の高度処理、リサイクルの推進、未利用エネルギーの有効利用、廃棄物処理コストの低減、最終処分場の確保

○ 計画の性格

市町村、一部事務組合等における一般廃棄物の広域処理の推進のための基本指針

○ 計画の概要

県内を 6 ブロックに分け、平成 29 年度までにごみ焼却施設等を各ブロックで 1 つに集約。

○ 計画の実施によるダイオキシン類排出量の削減効果

平成 8 年：26,516mg-TEQ/年 →平成 19 年：734mg-TEQ/年→平成 29 年：147mg-TEQ/年（平成 8 年比較で 99.5%削減）

イ ごみの排出量・処理量・リサイクル量・最終処分量の状況

① 年度別推移

区分		年度				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
1	総人口（人）	1,302,923	1,291,352	1,279,875	1,266,552	1,252,038
2	ごみ総排出量（t）	449,548	440,812	430,106	426,270	424,967
3	一人1日当たりごみ排出量（g）	945	933	921	922	930
4	生活系ごみ排出量（t）	307,892	302,791	294,613	291,350	290,037
5	一人1日当たり生活系ごみ排出量（g）	647	641	631	630	635
6	家庭系ごみ排出量（t）	241,961	238,725	233,824	231,995	231,398
7	一人1日当たり家庭系ごみ排出量（g）	509	505	501	502	506
8	事業系ごみ排出量（t）	141,656	138,021	135,493	134,920	134,930
9	一人1日当たり事業系ごみ排出量（g）	298	292	290	292	295
10	処理量合計（t）	426,735	418,870	409,372	406,963	405,859
11	直接最終処分量（t）	2,089	1,740	1,590	1,789	2,057
12	直接焼却量（t）	355,776	348,857	342,876	341,022	338,407
13	焼却以外の中間処理施設処理量（t）	50,807	50,630	48,512	48,093	49,638
14	直接資源化量（t）	18,063	17,643	16,394	16,059	15,757
15	資源化量（t）	55,597	60,223	57,572	59,436	58,530
16	集団回収量（t）	22,541	21,372	20,179	19,173	18,698
17	リサイクル量（t）	78,138	81,595	77,751	78,609	77,228
18	リサイクル率（%）	17.4	18.5	18.1	18.4	18.2
19	中間処理施設残渣焼却量（t）	11,329	11,828	11,063	11,481	12,633
20	焼却施設処理量（t）	367,105	360,685	353,939	352,503	351,040
21	焼却施設資源化量（t）	9,704	14,299	14,228	16,464	15,627
22	中間処理施設残渣埋立量（t）	7,624	6,754	6,078	5,946	6,219
23	焼却施設残渣埋立量（t）	40,200	36,445	32,941	33,053	33,029
24	最終処分量（t）	49,913	44,939	40,609	40,788	41,305
25	焼却・最終処分量（t）	367,114	354,880	347,379	343,774	343,689
26	一人1日当たりごみ処理量（g）	772	751	744	744	752

（資源循環推進課「一般廃棄物処理事業実態調査」）

- 注) 3 一人1日当たりごみ排出量：総排出量／総人口／365日（又は366日）
 4 生活系ごみ排出量：各家庭から排出されたごみの量（集団回収量を含む）
 6 家庭系ごみ排出量：生活系ごみ排出量から資源となるもの（資源ごみと集団回収量）を除いた量
 8 事業系ごみ排出量：事業所から排出されたごみの量
 10 処理量合計：直接最終処分量+直接焼却量+焼却以外の中間処理施設処理量+直接資源化量
 15 資源化量：直接資源化量+中間処理施設資源化量
 17 リサイクル量：資源化量+集団回収量
 18 リサイクル率：リサイクル量／（処理量合計+集団回収量）
 20 焼却施設処理量：直接焼却量+中間処理施設残渣焼却量
 24 最終処分量：直接最終処分量+中間処理施設残渣埋立量+焼却施設残渣埋立量
 25 焼却・最終処分量：（焼却施設処理量+最終処分量）-（焼却施設残渣埋立量+焼却施設資源化量）
 26 一人1日当たりごみ処理量：焼却・埋立処分量／総人口／365日（又は366日）

② 一人1日当たりごみ排出量・リサイクル率の都道府県別順位（平成30年度）

順位	一人1日当たり排出量		うち生活系ごみ		うち家庭系ごみ		うち事業系ごみ		リサイクル率	
	都道府県	量(g)	都道府県	量(g)	都道府県	量(g)	都道府県	量(g)	都道府県	率(%)
1	長野県	811	京都府	521	京都府	410	埼玉県	199	山口県	30.6
2	滋賀県	834	長野県	554	長野県	413	神奈川県	209	鳥取県	29.6
3	京都府	838	広島県	557	広島県	445	滋賀県	224	岡山県	28.6
4	神奈川県	845	沖縄県	562	神奈川県	446	東京都	228	三重県	26.4
5	埼玉県	858	鳥取県	566	大阪府	454	愛媛県	234	神奈川県	24.3
6	香川県	863	大阪府	571	香川県	455	群馬県	235	富山県	24.1
7	東京都	875	石川県	580	北海道	458	徳島県	245	埼玉県	23.9
8	沖縄県	884	香川県	584	鳥取県	466	栃木県	246	北海道	23.9
9	静岡県	886	熊本県	588	熊本県	467	愛知県	254	新潟県	22.9
10	佐賀県	889	佐賀県	608	東京都	486	和歌山県	255	熊本県	22.7
11	岐阜県	891	滋賀県	609	石川県	486	長野県	257	千葉県	22.4
12	愛媛県	895	福岡県	612	沖縄県	492	静岡県	258	島根県	21.9
13	千葉県	897	兵庫県	623	新潟県	493	千葉県	258	愛知県	21.9
14	奈良県	898	岐阜県	626	滋賀県	496	奈良県	260	東京都	21.6
15	熊本県	899	大分県	627	兵庫県	498	福井県	261	茨城県	21.3
16	広島県	901	静岡県	628	岡山県	498	三重県	262	福岡県	20.8
17	愛知県	911	鹿児島県	631	岩手県	506	岐阜県	265	高知県	20.7
18	山形県	915	岩手県	635	千葉県	507	山形県	275	長野県	20.6
19	栃木県	918	神奈川県	636	奈良県	509	高知県	277	広島県	20.6
20	鹿児島県	923	奈良県	638	大分県	515	香川県	279	佐賀県	20.1
21	岩手県	930	千葉県	638	愛知県	517	佐賀県	281	香川県	18.9
22	兵庫県	937	長崎県	640	岐阜県	522	茨城県	283	滋賀県	18.7
23	石川県	942	山形県	641	埼玉県	524	山梨県	285	大分県	18.7
24	福岡県	946	岡山県	641	静岡県	524	鹿児島県	292	福井県	18.6
25	三重県	947	東京都	647	山口県	526	岩手県	295	静岡県	18.4
26	大分県	948	島根県	653	鹿児島県	527	福島県	302	岩手県	18.2
27	徳島県	954	愛知県	657	山形県	528	島根県	302	岐阜県	18.2
28	島根県	954	埼玉県	659	福岡県	528	宮城県	304	愛媛県	17.2
29	長崎県	958	愛媛県	661	宮城県	532	北海道	305	山梨県	17.0
30	大阪府	961	山口県	663	富山県	536	熊本県	311	兵庫県	16.7
31	高知県	961	北海道	665	佐賀県	542	兵庫県	314	徳島県	16.6
32	和歌山県	962	秋田県	665	長崎県	547	京都府	317	奈良県	16.2
33	北海道	969	宮城県	668	宮崎県	547	宮崎県	318	鹿児島県	16.2
34	岡山県	970	宮崎県	669	島根県	550	長崎県	318	宮崎県	15.9
35	宮城県	972	栃木県	672	栃木県	550	大分県	320	栃木県	15.9
36	山梨県	985	青森県	680	愛媛県	551	青森県	322	京都府	15.9
37	群馬県	986	富山県	680	秋田県	560	沖縄県	322	秋田県	15.9
38	宮崎県	987	高知県	684	三重県	574	秋田県	324	宮城県	15.2
39	山口県	987	三重県	684	徳島県	579	山口県	324	群馬県	15.2
40	秋田県	989	新潟県	696	福井県	580	岡山県	329	石川県	15.0
41	茨城県	990	山梨県	700	青森県	584	福岡県	334	長崎県	14.9
42	福井県	1,001	茨城県	707	山梨県	590	新潟県	338	青森県	14.5
43	青森県	1,002	和歌山県	707	高知県	592	広島県	344	山形県	14.3
44	鳥取県	1,027	徳島県	708	和歌山県	607	石川県	362	沖縄県	13.8
45	福島県	1,029	福島県	727	茨城県	615	富山県	365	大阪府	13.4
46	新潟県	1,034	福井県	740	福島県	618	大阪府	390	福島県	12.9
47	富山県	1,045	群馬県	751	群馬県	640	鳥取県	460	和歌山県	12.1
／	全国平均	918	全国平均	638	全国平均	505	全国平均	280	全国平均	19.9

（資源循環推進課「一般廃棄物処理事業実態調査」）

③ 市町村別ごみの排出・処理状況（平成26～30年度）

市町村名	ごみ総排出量(t)					一人1日当たりごみ排出量(g)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
盛岡市	115,650	114,309	111,703	110,003	109,892	1,074	1,062	1,044	1,032	1,037
宮古市	22,242	21,674	21,205	21,874	21,708	1,069	1,055	1,050	1,103	1,118
大船渡市	10,915	10,978	10,588	10,504	10,276	767	778	763	770	767
花巻市	36,373	34,795	33,022	32,087	31,124	996	959	921	904	886
北上市	26,869	27,217	26,605	26,673	27,354	785	794	781	787	809
久慈市	13,911	13,547	13,335	13,231	13,153	1,026	1,007	1,007	1,016	1,023
遠野市	9,396	9,301	8,902	8,872	9,106	883	883	860	872	916
一関市	38,604	37,211	36,646	36,317	35,607	848	827	827	832	828
陸前高田市	5,520	5,762	5,611	5,672	5,584	740	779	771	793	795
釜石市	15,754	15,552	14,932	14,403	14,089	1,180	1,182	1,154	1,135	1,136
二戸市	10,927	9,671	9,409	9,270	9,194	1,032	925	917	920	925
八幡平市	10,651	10,421	10,187	10,162	10,236	1,051	1,044	1,042	1,057	1,079
奥州市	38,930	37,922	37,421	37,515	37,176	870	853	852	863	866
滝沢市	18,514	18,306	17,868	17,686	17,865	919	906	887	878	887
雫石町	6,329	6,525	6,554	6,662	6,575	984	1,024	1,047	1,076	1,075
葛巻町	1,808	1,739	1,850	1,807	1,784	721	707	776	775	785
岩手町	4,166	4,165	4,154	4,008	4,026	775	794	807	793	815
紫波町	11,114	11,290	10,948	11,089	10,955	901	916	895	912	905
矢巾町	11,947	12,142	11,551	11,159	11,540	1,218	1,223	1,161	1,118	1,160
西和賀町	1,803	1,779	1,731	1,683	1,707	783	791	787	786	818
金ヶ崎町	4,213	4,192	4,151	4,225	4,169	714	714	712	734	730
平泉町	2,319	2,294	2,167	2,187	2,165	782	783	751	768	772
住田町	1,352	1,303	1,239	1,315	1,296	611	601	580	634	640
大槌町	4,303	4,208	4,325	4,209	4,156	936	926	963	952	952
山田町	5,773	5,300	5,221	5,053	5,084	941	879	882	865	886
岩泉町	3,817	3,693	3,674	3,577	3,543	1,014	999	1,017	1,014	1,026
田野畑村	1,167	1,241	1,126	1,103	1,150	865	933	858	851	916
普代村	982	1,010	1,038	983	998	924	962	1,007	967	999
軽米町	2,463	2,123	2,086	2,222	2,251	674	591	594	645	682
野田村	1,332	1,324	1,278	1,294	1,316	808	813	795	822	847
九戸村	1,689	1,569	1,570	1,440	1,425	739	695	706	661	671
洋野町	4,601	4,563	4,483	4,476	4,479	695	697	699	713	727
一戸町	4,114	3,686	3,526	3,509	3,984	820	748	735	746	865
県計・県平均	449,548	440,812	430,106	426,270	424,967	945	933	921	922	930

市町村名	生活系ごみ排出量(t)					一人1日当たり生活系ごみ排出量(g)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
盛岡市	72,566	71,353	69,222	67,663	67,143	674	663	647	635	634
宮古市	15,696	15,312	14,899	14,810	14,469	754	745	738	747	745
大船渡市	9,965	10,062	9,675	9,592	9,365	701	713	697	703	699
花巻市	22,728	21,672	20,836	20,459	20,038	623	597	581	577	570
北上市	17,865	18,139	18,192	18,142	18,852	522	529	534	535	557
久慈市	10,002	9,697	9,633	9,557	9,526	738	721	728	734	741
遠野市	6,659	6,556	6,252	6,223	6,441	626	622	604	611	648
一関市	28,600	27,800	26,998	26,681	26,248	629	618	609	611	610
陸前高田市	4,385	4,571	4,454	4,525	4,524	588	618	612	633	644
釜石市	10,143	9,938	9,527	9,117	8,959	760	755	736	718	722
二戸市	7,577	7,381	7,057	6,891	6,922	716	706	688	684	696
八幡平市	7,297	7,102	6,965	6,829	6,935	720	712	712	710	731
奥州市	26,364	25,523	24,867	24,996	24,480	589	574	566	575	571
滝沢市	14,732	14,599	14,056	13,946	14,170	732	723	698	693	703
雫石町	4,765	4,881	4,765	4,764	4,734	741	766	761	769	774
葛巻町	1,253	1,294	1,363	1,321	1,303	499	526	572	566	573
岩手町	3,399	3,374	3,338	3,259	3,282	633	643	648	645	664
紫波町	7,426	7,406	7,258	7,241	7,303	602	601	594	595	603
矢巾町	6,401	6,480	6,402	6,352	6,495	653	653	643	637	653
西和賀町	1,181	1,142	1,103	1,095	1,116	513	508	502	511	535
金ヶ崎町	2,719	2,705	2,685	2,714	2,613	461	460	461	471	457
平泉町	1,685	1,726	1,592	1,614	1,592	568	589	551	567	568
住田町	1,332	1,280	1,211	1,287	1,256	602	590	567	620	621
大槌町	3,191	3,120	3,067	3,118	3,033	694	686	683	705	695
山田町	4,401	4,278	4,093	4,026	4,051	717	709	691	689	706
岩泉町	3,072	2,983	2,972	2,870	2,827	816	807	823	813	819
田野畑村	902	930	886	874	904	669	699	675	674	720
普代村	825	826	833	821	833	776	787	808	808	834
軽米町	1,785	1,767	1,736	1,859	1,862	489	492	494	539	564
野田村	1,047	1,003	961	973	993	635	616	598	618	639
九戸村	1,214	1,229	1,221	1,181	1,186	531	544	549	542	558
洋野町	3,746	3,739	3,657	3,699	3,682	566	571	570	589	597
一戸町	2,969	2,923	2,837	2,851	2,900	592	593	592	606	630
県計・県平均	307,892	302,791	294,613	291,350	290,037	647	641	631	630	635

市町村名	家庭系ごみ排出量(t) 資源ごみ・集団回収除く					一人1日当たり家庭系ごみ排出量(g)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
盛岡市	55,229	54,287	52,866	51,668	51,266	513	504	494	485	484
宮古市	12,786	12,580	12,329	12,276	12,134	615	612	610	619	625
大船渡市	9,289	9,249	8,921	8,865	8,682	653	655	643	650	648
花巻市	17,566	16,554	16,107	16,053	15,802	481	456	449	452	450
北上市	12,670	13,066	13,342	13,435	13,612	370	381	392	396	402
久慈市	8,718	8,536	8,527	8,329	8,262	643	634	644	639	642
遠野市	4,948	4,844	4,644	4,599	4,815	465	460	448	452	484
一関市	23,100	22,554	21,960	21,789	21,599	508	501	496	499	502
陸前高田市	3,442	3,661	3,646	3,720	3,777	462	495	501	520	538
釜石市	8,403	8,201	7,871	7,566	7,444	630	623	608	596	600
二戸市	6,287	6,138	5,870	5,729	5,800	594	587	572	568	583
八幡平市	6,287	6,098	5,973	5,860	5,985	621	611	611	610	631
奥州市	21,674	21,318	20,902	21,067	20,762	484	480	476	485	484
滝沢市	11,662	11,624	11,382	11,360	11,523	579	576	565	564	572
雫石町	3,782	3,868	3,784	3,773	3,759	588	607	604	609	615
葛巻町	810	829	850	831	802	323	337	357	356	353
岩手町	2,840	2,847	2,821	2,746	2,782	529	543	548	544	563
紫波町	4,763	4,889	4,875	4,980	5,094	386	397	399	409	421
矢巾町	4,238	4,351	4,388	4,448	4,620	432	438	441	446	464
西和賀町	889	875	843	857	872	386	389	383	400	418
金ヶ崎町	2,029	2,041	2,079	2,130	2,088	344	347	357	370	365
平泉町	1,428	1,465	1,352	1,375	1,365	481	500	468	483	487
住田町	1,167	1,140	1,100	1,127	1,098	528	526	515	543	543
大槌町	2,367	2,337	2,287	2,350	2,288	515	514	509	532	524
山田町	3,683	3,591	3,447	3,411	3,449	600	596	582	584	601
岩泉町	1,710	1,706	1,776	1,722	1,712	454	462	492	488	496
田野畑村	631	647	614	610	617	468	486	468	471	491
普代村	735	743	754	724	732	691	708	731	712	733
軽米町	1,371	1,390	1,383	1,486	1,496	375	387	394	431	453
野田村	917	864	850	824	837	556	530	529	523	539
九戸村	1,078	1,092	1,085	1,052	1,062	472	483	488	483	500
洋野町	3,331	3,352	3,269	3,288	3,239	503	512	510	524	525
一戸町	2,131	1,988	1,927	1,945	2,023	425	404	402	414	439
県計・県平均	241,961	238,725	233,824	231,995	231,398	509	505	501	502	506

市町村名	事業系ごみ排出量(t)					一人1日当たり事業系ごみ排出量(g)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
盛岡市	43,084	42,956	42,481	42,340	42,749	400	399	397	397	404
宮古市	6,546	6,362	6,306	7,064	7,239	315	310	312	356	373
大船渡市	950	916	913	912	911	67	65	66	67	68
花巻市	13,645	13,123	12,186	11,628	11,086	374	362	340	328	316
北上市	9,004	9,078	8,413	8,531	8,502	263	265	247	252	251
久慈市	3,909	3,850	3,702	3,674	3,627	288	286	280	282	282
遠野市	2,737	2,745	2,650	2,649	2,665	257	261	256	260	268
一関市	10,004	9,411	9,648	9,636	9,359	220	209	218	221	218
陸前高田市	1,135	1,191	1,157	1,147	1,060	152	161	159	160	151
釜石市	5,611	5,614	5,405	5,286	5,130	420	427	418	416	414
二戸市	3,350	2,290	2,352	2,379	2,272	316	219	229	236	229
八幡平市	3,354	3,319	3,222	3,333	3,301	331	333	330	347	348
奥州市	12,566	12,399	12,554	12,519	12,696	281	279	286	288	296
滝沢市	3,782	3,707	3,812	3,740	3,695	188	184	189	186	183
雫石町	1,564	1,644	1,789	1,898	1,841	243	258	286	307	301
葛巻町	555	445	487	486	481	221	181	204	208	212
岩手町	767	791	816	749	744	143	151	158	148	151
紫波町	3,688	3,884	3,690	3,848	3,652	299	315	302	316	302
矢巾町	5,546	5,662	5,149	4,807	5,045	566	571	518	482	507
西和賀町	622	637	628	588	591	270	283	286	275	283
金ヶ崎町	1,494	1,487	1,466	1,511	1,556	253	253	251	262	272
平泉町	634	568	575	573	573	214	194	199	201	204
住田町	20	23	28	28	40	9	11	13	13	20
大槌町	1,112	1,088	1,258	1,091	1,123	242	239	280	247	257
山田町	1,372	1,022	1,128	1,027	1,033	224	169	190	176	180
岩泉町	745	710	702	707	716	198	192	194	200	207
田野畑村	265	311	240	229	246	196	234	183	177	196
普代村	157	184	205	162	165	148	175	199	159	165
軽米町	678	356	350	363	389	186	99	100	105	118
野田村	285	321	317	321	323	173	197	197	204	208
九戸村	475	340	349	259	239	208	151	157	119	113
洋野町	855	824	826	777	797	129	126	129	124	129
一戸町	1,145	763	689	658	1,084	228	155	144	140	235
県計・県平均	141,656	138,021	135,493	134,920	134,930	298	292	290	292	295

市町村名	リサイクル量(t)					リサイクル率(%)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
盛岡市	18,526	20,024	17,966	18,308	17,871	16.1	17.6	16.1	16.7	16.2
宮古市	3,250	3,120	2,971	2,892	2,675	14.6	14.4	14.0	13.2	12.3
大船渡市	2,168	2,162	2,166	2,235	2,147	19.9	19.7	20.5	21.3	20.9
花巻市	5,330	6,338	7,440	7,191	6,726	14.7	18.2	22.5	22.4	21.6
北上市	5,462	6,053	6,941	6,856	7,295	20.3	22.2	26.1	25.7	26.7
久慈市	1,554	1,431	1,369	1,485	1,508	11.2	10.6	10.3	11.2	11.4
遠野市	2,153	2,348	2,534	2,460	2,454	22.9	25.2	28.7	28.2	27.4
一関市	6,006	5,880	5,530	5,436	5,991	15.6	15.8	15.1	15.0	16.8
陸前高田市	1,523	1,444	1,355	1,384	1,314	27.7	25.1	24.1	24.4	23.5
釜石市	3,606	3,409	3,333	3,301	3,230	22.9	21.9	22.3	22.9	22.9
二戸市	1,448	1,379	1,331	1,339	1,287	13.3	14.3	14.1	14.4	14.0
八幡平市	1,143	1,194	1,153	1,135	1,113	10.7	11.5	11.3	11.2	10.9
奥州市	5,046	4,489	4,315	4,233	3,927	13.0	11.8	11.5	11.3	10.7
滝沢市	5,002	5,441	4,419	4,766	4,719	27.0	29.7	24.7	26.9	26.4
雫石町	1,637	1,794	1,594	1,769	1,696	25.8	27.4	24.3	26.6	25.8
葛巻町	657	614	593	543	552	35.0	35.2	32.0	30.0	30.9
岩手町	629	581	587	589	592	15.2	14.0	14.1	14.7	14.7
紫波町	2,704	3,213	2,430	2,765	2,482	24.3	28.5	22.2	24.9	22.6
矢巾町	2,425	3,129	2,226	2,548	2,301	20.3	25.8	19.3	22.8	20.0
西和賀町	292	317	386	364	362	16.2	17.8	22.3	21.6	21.2
金ヶ崎町	732	691	644	618	552	17.4	16.5	15.5	14.6	13.2
平泉町	279	231	301	212	313	12.0	10.1	13.9	9.7	14.5
住田町	430	381	340	422	423	31.8	29.2	27.4	32.1	32.6
大槌町	1,382	1,208	1,324	1,248	1,208	31.9	28.7	32.1	28.5	29.1
山田町	806	751	723	688	676	14.0	14.2	13.8	13.6	13.3
岩泉町	1,387	1,309	1,233	1,186	1,154	36.4	35.5	33.6	33.2	32.6
田野畑村	281	299	285	277	300	24.1	24.1	25.3	25.1	26.1
普代村	104	105	98	113	117	10.6	10.4	9.4	11.4	11.7
軽米町	465	443	403	421	410	18.4	20.9	19.2	18.8	18.1
野田村	143	158	131	166	169	10.8	11.9	10.3	12.8	12.8
九戸村	145	144	143	133	132	8.6	9.2	9.1	9.2	9.3
洋野町	505	496	490	531	560	11.0	10.9	10.9	11.8	12.4
一戸町	918	1,019	997	995	972	22.3	27.7	28.3	28.4	24.4
県計・県平均	78,138	81,595	77,751	78,609	77,228	17.4	18.5	18.1	18.4	18.2

市町村名	処理(焼却+埋立)量(t)					一人1日当たりごみ処理量(g)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
盛岡市	95,164	92,134	91,872	90,099	90,716	883	856	859	845	856
宮古市	18,950	18,551	18,236	18,967	19,002	911	903	903	957	979
大船渡市	8,747	8,816	8,422	8,269	8,129	615	625	607	606	607
花巻市	31,031	28,462	25,453	24,837	24,379	850	784	710	700	694
北上市	21,407	21,165	19,551	19,720	19,954	626	617	574	582	590
久慈市	12,195	11,991	11,896	11,685	11,579	900	891	899	897	900
遠野市	7,243	6,953	6,297	6,255	6,487	681	660	608	615	652
一関市	32,293	31,164	30,661	30,492	29,194	710	693	692	698	679
陸前高田市	3,983	4,318	4,256	4,289	4,270	534	584	585	600	608
釜石市	12,147	12,149	11,599	11,101	10,859	910	923	896	875	876
二戸市	9,479	8,291	8,080	7,971	7,929	895	793	787	791	798
八幡平市	9,508	9,227	9,034	9,027	9,123	938	925	924	939	961
奥州市	33,856	33,406	33,078	33,282	32,786	756	752	753	766	764
滝沢市	13,512	12,865	13,368	12,920	13,146	671	637	664	642	652
雫石町	4,719	4,740	4,960	4,893	4,879	734	744	792	790	798
葛巻町	1,221	1,130	1,262	1,269	1,237	487	459	530	544	544
岩手町	3,508	3,560	3,552	3,419	3,414	653	679	690	677	691
紫波町	7,326	6,967	7,464	7,355	7,637	594	565	611	605	631
矢巾町	8,885	8,374	8,683	8,024	8,715	906	844	873	804	876
西和賀町	1,511	1,463	1,345	1,319	1,343	656	651	612	616	644
金ヶ崎町	3,482	3,491	3,507	3,604	3,617	590	594	602	626	633
平泉町	2,013	2,063	1,863	1,864	1,815	679	704	645	655	647
住田町	922	922	899	892	873	417	425	421	430	431
大槌町	2,955	3,000	2,632	3,136	2,948	643	660	586	709	675
山田町	4,959	4,547	4,498	4,363	4,402	808	754	759	747	767
岩泉町	2,422	2,382	2,440	2,389	2,383	643	644	675	677	690
田野畑村	884	942	840	825	848	655	708	640	637	675
普代村	867	901	937	868	876	815	858	909	854	877
軽米町	2,016	1,681	1,692	1,814	1,855	552	468	481	526	562
野田村	1,171	1,155	1,139	1,122	1,139	711	709	709	713	733
九戸村	1,499	1,378	1,371	1,258	1,244	656	610	617	577	586
洋野町	4,042	4,026	3,964	3,932	3,899	610	615	618	626	633
一戸町	3,197	2,666	2,528	2,514	3,012	637	541	527	535	654
県計・県平均	367,114	354,880	347,379	343,774	343,689	772	751	744	744	752

市町村名	最終処分量(t)					〔参考〕総人口(人)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
盛岡市	13,719	12,786	12,578	12,507	12,894	295,142	294,091	293,130	291,994	290,233
宮古市	2,542	2,426	2,464	3,006	2,933	56,996	56,138	55,341	54,319	53,181
大船渡市	600	600	332	546	374	38,973	38,559	38,030	37,394	36,712
花巻市	4,635	2,745	1,700	1,314	1,544	100,015	99,135	98,241	97,213	96,260
北上市	2,993	2,551	700	1,000	1,283	93,741	93,704	93,312	92,870	92,661
久慈市	2,038	1,987	1,788	1,786	1,683	37,139	36,760	36,266	35,692	35,239
遠野市	927	737	412	420	482	29,150	28,779	28,374	27,884	27,246
一関市	5,466	5,159	4,866	4,866	4,871	124,663	122,919	121,411	119,655	117,814
陸前高田市	342	445	347	268	296	20,426	20,208	19,931	19,599	19,233
釜石市	871	880	780	583	578	36,570	35,955	35,458	34,772	33,977
二戸市	1,208	1,049	1,026	1,019	1,026	29,001	28,563	28,112	27,611	27,239
八幡平市	1,595	1,465	1,489	1,455	1,472	27,758	27,268	26,784	26,338	26,002
奥州市	4,926	4,712	5,082	5,073	5,270	122,645	121,427	120,328	119,115	117,545
滝沢市	842	905	809	699	664	55,174	55,184	55,174	55,164	55,211
雫石町	243	252	242	219	198	17,623	17,413	17,151	16,965	16,753
葛巻町	310	199	330	420	400	6,874	6,720	6,529	6,390	6,227
岩手町	472	480	469	433	445	14,720	14,327	14,109	13,842	13,540
紫波町	638	646	583	609	562	33,799	33,674	33,496	33,324	33,173
矢巾町	771	773	676	664	639	26,865	27,116	27,258	27,340	27,264
西和賀町	455	179	93	99	112	6,307	6,143	6,023	5,867	5,714
金ヶ崎町	475	469	461	451	450	16,158	16,050	15,972	15,779	15,655
平泉町	253	242	379	359	271	8,127	8,001	7,909	7,800	7,685
住田町	78	79	43	73	50	6,058	5,924	5,852	5,686	5,544
大槌町	263	181	97	111	195	12,599	12,421	12,301	12,110	11,960
山田町	823	544	571	616	551	16,807	16,476	16,227	16,009	15,714
岩泉町	294	288	313	332	316	10,312	10,099	9,898	9,666	9,462
田野畑村	107	138	104	113	107	3,695	3,636	3,597	3,551	3,441
普代村	142	157	134	122	101	2,913	2,868	2,825	2,785	2,736
軽米町	278	243	246	225	230	10,006	9,821	9,628	9,441	9,038
野田村	168	169	167	142	127	4,515	4,451	4,404	4,313	4,258
九戸村	207	193	199	182	182	6,263	6,172	6,092	5,973	5,819
洋野町	807	882	815	758	663	18,146	17,890	17,575	17,207	16,887
一戸町	425	378	314	318	336	13,743	13,460	13,137	12,884	12,615
県計・県平均	49,913	44,939	40,609	40,788	41,305	1,302,923	1,291,352	1,279,875	1,266,552	1,252,038

(資源循環推進課「一般廃棄物処理事業実態調査」)

④ 一人1日当たり家庭系ごみ排出量・リサイクル率・一人1日当たり処理量の市町村別順位（平成26～30年度）

順位	一人1日当たり家庭系ごみ排出量(g)									
	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
1	葛巻町	323	葛巻町	337	金ヶ崎町	357	葛巻町	356	葛巻町	353
2	金ヶ崎町	344	金ヶ崎町	347	葛巻町	357	金ヶ崎町	370	金ヶ崎町	365
3	北上市	370	北上市	381	西和賀町	383	北上市	396	北上市	402
4	軽米町	375	軽米町	387	北上市	392	西和賀町	400	西和賀町	418
5	紫波町	386	西和賀町	389	軽米町	394	紫波町	409	紫波町	421
6	西和賀町	386	紫波町	397	紫波町	399	一戸町	414	一戸町	439
7	一戸町	425	一戸町	404	一戸町	402	軽米町	431	花巻市	450
8	矢巾町	432	矢巾町	438	矢巾町	441	矢巾町	446	軽米町	453
9	岩泉町	454	花巻市	456	遠野市	448	遠野市	452	矢巾町	464
10	陸前高田市	462	遠野市	460	花巻市	449	花巻市	452	奥州市	484
11	遠野市	465	岩泉町	462	田野畑村	468	田野畑村	471	盛岡市	484
12	田野畑村	468	奥州市	480	平泉町	468	九戸村	483	遠野市	484
13	九戸村	472	九戸村	483	奥州市	476	平泉町	483	平泉町	487
14	花巻市	481	田野畑村	486	九戸村	488	奥州市	485	田野畑村	491
15	平泉町	481	陸前高田市	495	岩泉町	492	盛岡市	485	岩泉町	496
16	奥州市	484	平泉町	500	盛岡市	494	岩泉町	488	九戸村	500
17	洋野町	503	一関市	501	一関市	496	一関市	499	一関市	502
18	一関市	508	盛岡市	504	陸前高田市	501	陸前高田市	520	大槌町	524
19	盛岡市	513	洋野町	512	大槌町	509	野田村	523	洋野町	525
20	大槌町	515	大槌町	514	洋野町	510	洋野町	524	陸前高田市	538
21	住田町	528	住田町	526	住田町	515	大槌町	532	野田村	539
22	岩手町	529	野田村	530	野田村	529	住田町	543	住田町	543
23	野田村	556	岩手町	543	岩手町	548	岩手町	544	岩手町	563
24	滝沢市	579	滝沢市	576	滝沢市	565	滝沢市	564	滝沢市	572
25	雫石町	588	二戸市	587	二戸市	572	二戸市	568	二戸市	583
26	二戸市	594	山田町	596	山田町	582	山田町	584	釜石市	600
27	山田町	600	雫石町	607	雫石町	604	釜石市	596	山田町	601
28	宮古市	615	八幡平市	611	釜石市	608	雫石町	609	雫石町	615
29	八幡平市	621	宮古市	612	宮古市	610	八幡平市	610	宮古市	625
30	釜石市	630	釜石市	623	八幡平市	611	宮古市	619	八幡平市	631
31	久慈市	643	久慈市	634	大船渡市	643	久慈市	639	久慈市	642
32	大船渡市	653	大船渡市	655	久慈市	644	大船渡市	650	大船渡市	648
33	普代村	691	普代村	708	普代村	731	普代村	712	普代村	733
	県平均	509	県平均	505	県平均	501	県平均	502	県平均	506

順位	リサイクル率(%)									
	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
1	岩泉町	36.4	岩泉町	35.5	岩泉町	33.6	岩泉町	33.2	住田町	32.6
2	葛巻町	35.0	葛巻町	35.2	大槌町	32.1	住田町	32.1	岩泉町	32.6
3	大槌町	31.9	滝沢市	29.7	葛巻町	32.0	葛巻町	30.0	葛巻町	30.9
4	住田町	31.8	住田町	29.2	遠野市	28.7	大槌町	28.5	大槌町	29.1
5	陸前高田市	27.7	大槌町	28.7	一戸町	28.3	一戸町	28.4	遠野市	27.4
6	滝沢市	27.0	紫波町	28.5	住田町	27.4	遠野市	28.2	北上市	26.7
7	雫石町	25.8	一戸町	27.7	北上市	26.1	滝沢市	26.9	滝沢市	26.4
8	紫波町	24.3	雫石町	27.4	田野畑村	25.3	雫石町	26.6	田野畑村	26.1
9	田野畑村	24.1	矢巾町	25.8	滝沢市	24.7	北上市	25.7	雫石町	25.8
10	遠野市	22.9	遠野市	25.2	雫石町	24.3	田野畑村	25.1	一戸町	24.4
11	釜石市	22.9	陸前高田市	25.1	陸前高田市	24.1	紫波町	24.9	陸前高田市	23.5
12	一戸町	22.3	田野畑村	24.1	花巻市	22.5	陸前高田市	24.4	釜石市	22.9
13	北上市	20.3	北上市	22.2	釜石市	22.3	釜石市	22.9	紫波町	22.6
14	矢巾町	20.3	釜石市	21.9	西和賀町	22.3	矢巾町	22.8	花巻市	21.6
15	大船渡市	19.9	軽米町	20.9	紫波町	22.2	花巻市	22.4	西和賀町	21.2
16	軽米町	18.4	大船渡市	19.7	大船渡市	20.5	西和賀町	21.6	大船渡市	20.9
17	金ヶ崎町	17.4	花巻市	18.2	矢巾町	19.3	大船渡市	21.3	矢巾町	20.0
18	西和賀町	16.2	西和賀町	17.8	軽米町	19.2	軽米町	18.8	軽米町	18.1
19	盛岡市	16.1	盛岡市	17.6	盛岡市	16.1	盛岡市	16.7	一関市	16.8
20	一関市	15.6	金ヶ崎町	16.5	金ヶ崎町	15.5	一関市	15.0	盛岡市	16.2
21	岩手町	15.2	一関市	15.8	一関市	15.1	岩手町	14.7	岩手町	14.7
22	花巻市	14.7	宮古市	14.4	岩手町	14.1	金ヶ崎町	14.6	平泉町	14.5
23	宮古市	14.6	二戸市	14.3	二戸市	14.1	二戸市	14.4	二戸市	14.0
24	山田町	14.0	山田町	14.2	宮古市	14.0	山田町	13.6	山田町	13.3
25	二戸市	13.3	岩手町	14.0	平泉町	13.9	宮古市	13.2	金ヶ崎町	13.2
26	奥州市	13.0	野田村	11.9	山田町	13.8	野田村	12.8	野田村	12.8
27	平泉町	12.0	奥州市	11.8	奥州市	11.5	洋野町	11.8	洋野町	12.4
28	久慈市	11.2	八幡平市	11.5	八幡平市	11.3	普代村	11.4	宮古市	12.3
29	洋野町	11.0	洋野町	10.9	洋野町	10.9	奥州市	11.3	普代村	11.7
30	野田村	10.8	久慈市	10.6	野田村	10.3	久慈市	11.2	久慈市	11.4
31	八幡平市	10.7	普代村	10.4	久慈市	10.3	八幡平市	11.2	八幡平市	10.9
32	普代村	10.6	平泉町	10.1	普代村	9.4	平泉町	9.7	奥州市	10.7
33	九戸村	8.6	九戸村	9.2	九戸村	9.1	九戸村	9.2	九戸村	9.3
	県平均	17.5	県平均	18.5	県平均	18.1	県平均	18.4	県平均	18.2

順位	一人1日当たりごみ処理量(g)									
	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
1	住田町	417	住田町	425	住田町	421	住田町	430	住田町	431
2	葛巻町	487	葛巻町	459	軽米町	481	軽米町	526	葛巻町	544
3	陸前高田市	534	軽米町	468	一戸町	527	一戸町	535	軽米町	562
4	軽米町	552	一戸町	541	葛巻町	530	葛巻町	544	九戸村	586
5	金ヶ崎町	590	紫波町	565	北上市	574	九戸村	577	北上市	590
6	紫波町	594	陸前高田市	584	陸前高田市	585	北上市	582	大船渡市	607
7	洋野町	610	金ヶ崎町	594	大槌町	586	陸前高田市	600	陸前高田市	608
8	大船渡市	615	九戸村	610	金ヶ崎町	602	紫波町	605	紫波町	631
9	北上市	626	洋野町	615	大船渡市	607	大船渡市	606	洋野町	633
10	一戸町	637	北上市	617	遠野市	608	遠野市	615	金ヶ崎町	633
11	大槌町	643	大船渡市	625	紫波町	611	西和賀町	616	西和賀町	644
12	岩泉町	643	滝沢市	637	西和賀町	612	金ヶ崎町	626	平泉町	647
13	岩手町	653	岩泉町	644	九戸村	617	洋野町	626	遠野市	652
14	田野畑村	655	西和賀町	651	洋野町	618	田野畑村	637	滝沢市	652
15	九戸村	656	大槌町	660	田野畑村	640	滝沢市	642	一戸町	654
16	西和賀町	656	遠野市	660	平泉町	645	平泉町	655	田野畑村	675
17	滝沢市	671	岩手町	679	滝沢市	664	岩手町	677	大槌町	675
18	平泉町	679	一関市	693	岩泉町	675	岩泉町	677	一関市	679
19	遠野市	681	平泉町	704	岩手町	690	一関市	698	岩泉町	690
20	一関市	710	田野畑村	708	一関市	692	花巻市	700	岩手町	691
21	野田村	711	野田村	709	野田村	709	大槌町	709	花巻市	694
22	雫石町	734	雫石町	744	花巻市	710	野田村	713	野田村	733
23	奥州市	756	奥州市	752	奥州市	753	山田町	747	奥州市	764
24	山田町	808	山田町	754	山田町	759	奥州市	766	山田町	767
25	普代村	815	花巻市	784	二戸市	787	雫石町	790	二戸市	798
26	花巻市	850	二戸市	793	雫石町	792	二戸市	791	雫石町	798
27	盛岡市	883	矢巾町	844	盛岡市	859	矢巾町	804	盛岡市	856
28	二戸市	895	盛岡市	856	矢巾町	873	盛岡市	845	釜石市	876
29	久慈市	900	普代村	858	釜石市	896	普代村	854	矢巾町	876
30	矢巾町	906	久慈市	891	久慈市	899	釜石市	875	普代村	877
31	釜石市	910	宮古市	903	宮古市	903	久慈市	897	久慈市	900
32	宮古市	911	釜石市	923	普代村	909	八幡平市	939	八幡平市	961
33	八幡平市	938	八幡平市	925	八幡平市	924	宮古市	957	宮古市	979
	県平均	772	県平均	751	県平均	744	県平均	744	県平均	752

(資源循環推進課「一般廃棄物処理事業実態調査」)

ウ 分別収集及びリサイクルの状況

① 市町村の分別収集状況

市町村名	品目	ガラス容器			ペット ボトル	紙製容器 包装	白トレイ	プラスチック 製容器包装	スチール	アルミ	飲料用紙 パック	段ボール
		無色	茶色	その他								
盛岡市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮古市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大船渡市		○	○	○	○			○	○			
花巻市		○	○	○	○		○					
北上市		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
久慈市		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
遠野市		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
一関市		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
陸前高田市		○	○	○	○			○	○	○	○	○
釜石市		○	○	○	○			○	○	○	○	○
二戸市		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
八幡平市		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
奥州市		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
滝沢市		○	○	○	○			○	○	○	○	○
雫石町		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
葛巻町		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
岩手町		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
紫波町		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
矢巾町		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
西和賀町		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
金ケ崎町		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
平泉町		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
住田町		○	○	○	○			○	○	○	○	○
大槌町		○	○	○	○			○	○	○	○	○
山田町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩泉町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田野畑村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
菅代村		○	○	○	○			○	○	○	○	○
軽米町		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
野田村		○	○	○	○			○	○	○	○	○
九戸村		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
洋野町		○	○	○	○			○	○	○	○	○
一戸町		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
市町村数		33	33	33	31	9	12	28	32	32	27	30

(資源循環推進課「市町村分別収集状況調査」)

② リサイクル量の内訳と年度別推移 (平成 26~30 年度)

品目	年度	(単位:トン)				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
紙類		36,092	35,625	33,493	32,230	31,931
紙パック		218	204	208	206	207
紙製容器包装		3,077	1,516	1,327	1,293	1,304
金属類		11,564	11,353	10,759	10,883	10,840
ガラス類		10,566	11,161	10,414	10,155	9,557
ペットボトル		2,562	2,593	2,623	2,647	2,889
白色トレイ		56	51	46	49	52
容器包装プラスチック類		3,682	3,830	3,926	4,123	4,182
プラスチック類		1	29	22	26	38
布類		744	871	564	519	524
肥料		1,087	1,011	870	836	882
溶融スラグ		7,967	10,480	7,437	9,385	8,021
燃料		16	16	16	16	15
セメント原料化		0	1,904	5,019	5,104	5,605
セメント工場直投		0	240	232	230	226
廃食用油		38	33	34	28	34
その他		468	678	760	879	921
合計		78,138	81,595	77,751	78,609	77,228

(資源循環推進課「一般廃棄物処理事業実態調査」)

エ ごみ処理施設の状況

① 焼却（溶融）施設（平成30年度末現在）

ブロック	設置者	施設名	施設の種類 処理方式 炉型式	処理 能力 (t/日)	年間 処理量 (t/年度)	余熱利用の状況	発電能力 (kW)	使用 開始 年度	備考
県北	久慈広域連合	久慈地区ごみ焼却場	焼却 ストーカ式 全連続	120	17,106	場内温水		1986	
	二戸地区広域行政事務組合	二戸地区クリーンセンター	焼却 流動床式 全連続	90	14,790	場内温水		1995	
		軽米地区クリーンセンター	焼却 固定床式 バッチ運転	15	0	無し		1983	休止
県央	盛岡市	盛岡市クリーンセンター	焼却 ストーカ式 全連続	405	70,788	場内温水, 場内蒸気, 場外温水, 発電	1,570	1998	
	八幡平市	八幡平市清掃センター	焼却 ストーカ式 バッチ運転	50	8,585	場内温水		1998	
	葛巻町	葛巻町清掃センター	焼却 ストーカ式 バッチ運転	10	1,113	無し		1993	
	岩手・玉山環境組合	ごみ焼却施設	焼却 ストーカ式 バッチ運転	28	6,015	場内温水		1997	
	盛岡・紫波地区環境施設組合	ごみ焼却施設	溶融 シャフト式 全連続	160	32,846	場内温水, 発電	2,080	2003	
	滝沢・雫石環境組合	滝沢清掃センター	溶融 シャフト式 全連続	100	23,701	発電	1,200	2002	
雫石清掃センター		焼却 ストーカ式 バッチ運転	25	0	場内温水		1995	休止	
中部	岩手中部広域行政組合	岩手中部クリーンセンター	焼却 ストーカ式 全連続	182	55,960	発電	4,100	2015	
	花巻市	花巻市清掃センター焼却施設	焼却 ストーカ式 全連続	171	0	無し		1988	休止
	北上市	北上市清掃事業所1号棟	焼却 ストーカ式 全連続	105	0	無し		1987	休止
	遠野市	遠野市清養園クリーンセンター ごみ焼却施設	焼却 流動床式 准連続	40	0	無し		1988	休止
県南	奥州金ヶ崎行政事務組合	胆江地区衛生センター	焼却 ストーカ式 全連続	240	34,830	場内温水, 場外温水		1994	
	一関地区広域行政組合	一関清掃センター ごみ焼却施設	焼却 ストーカ式 全連続	150	23,115	場内温水		1981	
		大東清掃センター ごみ焼却施設	焼却 流動床式 全連続	80	11,375	場内温水		1999	
沿岸 中部	宮古地区広域行政組合	宮古清掃センター	焼却 流動床式 全連続	186	31,376	場内温水		1994	
沿岸 南部	岩手沿岸南部広域環境組合	岩手沿岸南部クリーンセンター	溶融 シャフト式 全連続	147	30,661	場内温水, 発電	2,450	2011	

② 堆肥化施設（平成30年度末現在）

設置者	施設名	処理対象廃棄物	処理 能力 (t/日)	年間 処理量 (t/年度)	資源化物 回収量 (t/年度)	使用 開始 年度
紫波町	えこ3センター	事業系生ごみ, その他	20	4,036	1,394	2004
盛岡・紫波地区環境施設組合	リサイクルコンポストセンター	家庭系生ごみ, 事業系生ごみ	20	3,054	442	1993

③ 粗大ごみ処理施設（平成 30 年度末現在）

設置者	施設名	処理方式	処理対象廃棄物	処理能力 (t/日)	年間 処理量 (t/年度)	資源化物 回収量 (t/年度)	使用 開始 年度
盛岡市	粗大ごみ処理施設	併用	粗大ごみ, 不燃ごみ	60	6,609	1,065	1979
花巻市	花巻市清掃センター粗大ごみ処理施設	併用	粗大ごみ, 不燃ごみ	50	1,096	401	1990
北上市	北上市清掃事業所3号棟	破碎	不燃ごみ	30	1,026	245	1980
遠野市	遠野市清養園クリーンセンター 廃棄物再生利用施設	併用	粗大ごみ, 不燃ごみ	12	577	224	2000
陸前高田市	陸前高田市粗大ごみ処理施設	破碎	不燃ごみ, 資源ごみ	6	312	0	1978
八幡平市	粗大ごみ処理施設	併用	粗大ごみ, 不燃ごみ	15	661	296	1998
二戸地区広域行政事務組合	二戸地区クリーンセンター	併用	粗大ごみ, 不燃ごみ, 資源ごみ	30	1,759	511	1995
岩手・玉山環境組合	粗大ごみ処理施設	併用	粗大ごみ, 不燃ごみ	8	373	171	1997
久慈広域連合	久慈地区粗大ごみ処理場	併用	粗大ごみ, 不燃ごみ	30	1,178	416	1981
一関地区広域行政組合	一関清掃センターごみ焼却施設 粗大ごみ処理施設(前処理用)	破碎	粗大ごみ	25	501	0	1981
	大東清掃センター粗大ごみ処理施設	併用	粗大ごみ, 不燃ごみ, 資源ごみ	18	1,624	1,312	1999
奥州金ヶ崎行政事務組合	胆江地区衛生センター	併用	粗大ごみ, 不燃ごみ	50	1,736	220	1980
岩手沿岸南部広域環境組合	岩手沿岸南部クリーンセンター	破碎	粗大ごみ, 不燃ごみ, 可燃ごみ	10.5	688	170	2011
滝沢・雫石環境組合	滝沢清掃センター	破碎	粗大ごみ	8	1,787	0	2002

④ 資源化等を行う施設（平成 30 年度末現在）

設置者	施設名	処理対象廃棄物	処理能力 (t/日)	年間 処理量 (t/年度)	資源化物 回収量 (t/年度)	使用 開始 年度
盛岡市	資源ごみ分別施設	金属類, ガラス類, ペットボトル	28	3,212	2,927	1992
花巻市	花巻市清掃センター容器包装リサイクル施設	ペットボトル, プラスチック	3	743	666	2002
釜石市	釜石市清掃工場選別作業所	金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, 布類	12	443	443	1997
八幡平市	手選別処理施設	ガラス類, ペットボトル, プラスチック	5	401	231	1998
葛巻町	葛巻町リサイクルセンター	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック, 不燃ごみ, 粗大ごみ	3	477	353	1989
紫波町	えこ3センター	事業系生ごみ, その他	20	4,036	1,394	2004
大槌町	大槌町リサイクルセンター	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック, 布類, 剪定枝, 不燃ごみ, 粗大ごみ	5	870	752	1992
岩手・玉山環境組合	リサイクルセンター	金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, その他	3	825	738	2000
久慈広域連合	久慈地区再資源化処理場①	金属類, ペットボトル, プラスチック	8	339	320	1997
	久慈地区再資源化処理場②	ガラス類	4	515	446	2000
盛岡・紫波地区環境施設組合	不燃物処理資源化設備	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, 布類, 不燃ごみ, 粗大ごみ	20	4,539	2,814	1990
	リサイクルコンポストセンター	家庭系生ごみ, 事業系生ごみ	20	3,054	442	1993
	容器包装リサイクル推進施設	紙類, プラスチック	30	616	585	2010
一関地区広域行政組合	リサイクルプラザ施設	金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック, 不燃ごみ, 粗大ごみ	33	2,246	1,288	2003
大船渡地区環境衛生組合	大船渡地区環境衛生組合不燃物処理施設①	不燃ごみ	6	328	102	1974
	大船渡地区環境衛生組合不燃物処理施設②	不燃ごみ	6	859	267	1992
宮古地区広域行政組合	みやこ広域リサイクルセンター	金属類, ガラス類, ペットボトル	8	1,168	1,124	2002
	第2リサイクルセンター	紙類, プラスチック	9	481	441	2009
滝沢・雫石環境組合	雫石リサイクルセンター	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	8	602	602	1995
	滝沢リサイクルセンター	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル	14	2,054	1,838	2012

⑤ 保管施設（平成 30 年度末現在）

設置者	施設名	処理対象廃棄物	保管 分類数	屋内 面積 (㎡)	屋外 面積 (㎡)	年間 保管量 (t/年度)	使用 開始 年度
盛岡市	ストックヤード	金属類, ガラス類, ペットボトル	6	0	474	3,212	1992
宮古市	宮古市資源物保管庫	紙類, ガラス類, その他	8	443	419	1,280	2002
花巻市	花巻市清掃センターストックヤード	ガラス類	3	218	0	604	1997
遠野市	遠野市清養園クリーンセンター 廃棄物再生利用施設ストックヤード	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック, その他	13	423	0	1,507	2000
陸前高田市	陸前高田市ストックヤード	ガラス類, ペットボトル	4	162	0	183	1997
	陸前高田市清掃センターストックヤード	紙類, 金属類	5	128	0	488	2007
釜石市	釜石市清掃工場資源物保管施設	金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, 布類	5	615	166	443	1997
八幡平市	八幡平市清掃センター	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック, 布類	18	103	120	956	1998
葛巻町	葛巻町上平資源物保管施設	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	16	58	166	353	1996
大槌町	大槌町リサイクルセンター	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック, 布類	13	63	100	930	1992
二戸地区広域行政事務組合	二戸地区クリーンセンター	金属類	2	0	112	511	1995
	二戸地区クリーンセンター	紙類, ガラス類, ペットボトル, その他	9	236	0	1,373	2000
岩手・玉山環境組合	ストックヤード	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル	11	271	450	909	2000
久慈広域連合	久慈地区再資源化処理場 保管施設	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	11	240	340	1,767	1997
盛岡・紫波地区環境施設組合	清掃センター	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	13	510	0	1,377	1997
	ストックヤード棟	紙類, プラスチック	2	480	0	2,080	2010
一関地区広域行政組合	一関清掃センターストックヤード	ガラス類, ペットボトル, プラスチック	4	392	72	970	2003
	大東清掃センターストックヤード	金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	4	372	0	580	1999
	大東清掃センター 小規模ストックヤード	紙類, プラスチック	3	187	0	207	2008
大船渡地区環境衛生組合	大船渡地区環境衛生組合 ガラス類保管施設	ガラス類	3	0	20	83	1997
	大船渡地区環境衛生組合 金属類保管施設	金属類	2	0	20	152	1985
宮古地区広域行政組合	再生品保管施設1	金属類, ガラス類, ペットボトル	6	0	216	1,124	2002
	再生品保管施設2	紙類, プラスチック	3	0	168	441	2009
滝沢・雫石環境組合	雫石リサイクルセンターストックヤード	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	12	268	0	602	2003

⑥ 最終処分場（平成30年度末現在）

ブロック	設置者	施設名	埋立場所	埋立地面積 (㎡)	施設全体容量 (㎡)	残余容量 (㎡)	遮水工	浸出液処理	埋立容量 (㎡/年度)	埋立開始年度	埋立終了年度
県北	二戸市	二戸市不燃物埋立地	山間	41,268	131,530	59,502	有り	有り	984	1980	2023
	二戸地区広域行政事務組合	不燃物処理場	山間	13,953	108,136	41,948	無し	無し	828	1974	2029
	久慈地域連合	久慈地区最終処分場	山間	9,160	59,100	11,649	有り	有り	1,849	2002	2024
県央	盛岡市	廃棄物処分場	山間	90,300	1,017,050	190,306	有り	有り	13,084	1977	2036
		玉山廃棄物処分場	山間	19,308	37,100	12,048	有り	有り	633	1993	2030
	八幡平市	八幡平市一般廃棄物最終処分場	山間	5,300	24,700	17,474	有り	有り	1,218	2013	2027
	岩手町	岩手町一般廃棄物最終処分場	山間	4,580	17,000	6,734	有り	有り	287	2003	2029
	葛巻町	葛巻町最終処分場	山間	6,000	19,800	3,149	有り	有り	450	1988	2026
	盛岡・紫波地区環境施設組合	一般廃棄物最終処分場	平地	11,200	69,190	7,631	有り	有り	2,219	1997	2033
	滝沢・雫石環境組合	滝沢最終処分場	山間	10,500	52,500	25,465	有り	有り	840	1998	2033
	中部	花巻市	花巻市一般廃棄物最終処分場	山間	35,600	192,880	42,889	有り	有り	1,939	1984
北上市		北上市一般廃棄物最終処分場	山間	14,700	127,400	55,987	有り	有り	1,686	1997	2037
遠野市		遠野市清養園クリーンセンター最終処分場	山間	7,150	37,600	17,178	有り	有り	545	2002	2056
西和賀町		西和賀町一般廃棄物最終処分場	山間	3,450	9,000	2,458	有り	有り	96	1997	2027
県南	奥州金ヶ崎行政事務組合	胆江地区最終処分場	山間	23,770	125,000	74,404	有り	有り	6,163	2010	2025
	一関地区広域行政組合	舞川清掃センター	山間	20,700	155,666	54,447	有り	有り	2,500	1998	2026
		花泉清掃センター	山間	5,893	31,035	4,172	有り	有り	944	1988	2023
		東山清掃センター	山間	16,500	120,447	21,068	有り	有り	1,731	1983	2021
沿岸中部	宮古地区広域行政組合	一般廃棄物最終処分場	山間	54,800	550,600	37,719	有り	有り	5,257	1985	2027
沿岸南部	大船渡市	大船渡市廃棄物埋立処分場	山間	4,200	17,000	12,978	無し	無し	4	1983	2033
	陸前高田市	陸前高田市一般廃棄物最終処分場	山間	6,790	36,126	10,280	有り	有り	354	1997	2030
	大槌町	大槌町一般廃棄物最終処分場	山間	5,540	41,300	10,533	有り	有り	394	1996	2043
	大船渡地区環境衛生組合	大船渡地区環境衛生組合一般廃棄物最終処分場	山間	6,800	58,000	27,261	有り	有り	484	1997	2035

注) 埋立中施設のみ掲載。

①～⑥は、資源循環推進課「一般廃棄物処理事業実態調査」による。

⑦ ごみ処理施設の整備予定

設置者	施設	総事業費 (百万円)	整備計画年度						摘要
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
久慈広域連合	有機性廃棄物リサイクル 推進施設（汚泥再生処理 センター）	5,343	➡						
	廃棄物焼却施設の基幹的 設備改良事業	2,796	➡						
大槌町	マテリアルリサイクル推 進施設（ストックヤード）	478	➡						廃焼却施設 の解体含む
奥州金ヶ崎行 政事務組合	廃棄物焼却施設の基幹的 設備改良事業	8,044	➡						
二戸地区広域 行政事務組合	廃棄物焼却施設の基幹的 設備改良事業	3,155	➡						

※ 令和2年9月1日時点で市町村等が策定している循環型社会形成推進地域計画に基づく。

オ ごみ処理事業の実施形態

ブロック	市町村名	一部事務組合 広域連合		焼却施設			堆肥化施設			粗大ごみ処理施設			資源化等を行う施設			最終処分場			備考	
				組合等	市町村	委託	組合等	市町村	委託	組合等	市町村	委託	組合等	市町村	委託	組合等	市町村	委託		
県北	久慈市	久慈広域連合		○					○			○		○	民間	○				
	普代村			○						○			○		○	民間	○			
	洋野町			○							○			○		○	民間	○		
	野田村			○							○			○		○	民間	○		
	二戸市	二戸地区 広域行政 事務組合		○						○					○	民間	○	○		
	軽米町			○							○					○	民間	○		生ごみの発酵分解処理を実施
	九戸村			○								○					○	民間	○	
	一戸町			○								○					○	民間	○	
県央	盛岡市 (盛岡地域)	岩手・玉山 環境組合			○					○			○	民間		○				
	盛岡市 (玉山地域)			○							○			○	民間		○			
	岩手町	○								○			○	民間		○				
	盛岡市 (都南地域)	盛岡・紫波地区 環境施設組合		○			○					○		○	民間	○		○		
	紫波町			○			○	○				○		○	民間	○		○		
	矢巾町			○			○					○		○	民間	○		○		
	滝沢市	滝沢・雫石 環境組合		○						○			○			○				
	雫石町			○								○			○		○			
	八幡平市	八幡平広域連合			○						○			○			○			
	葛巻町				○									○	民間		○		生ごみはバイオガスプラントで処理	
中部	花巻市	岩手中部 広域行政組合		○						○			○	民間		○				
	北上市			○								○			○	民間		○		
	遠野市			○								○			○	民間		○		
	西和賀町			○											○	民間		○		
県南	奥州市	奥州金ヶ崎 行政事務組合		○						○			○	民間		○				
	金ヶ崎町			○					△ 民間			○			○	民間		○		
	一関市	一関地区 広域行政組合		○						○			○			○				
	平泉町			○							○			○			○			
沿岸中部	宮古市	宮古地区 広域行政組合		○									○			○				
	山田町			○										○			○			
	岩泉町			○											○			○		
	田野畑村			○											○			○		
沿岸南部	大船渡市	岩手沿岸南部 広域環境組合		大船渡地区 環境衛生 組合		○							○			○	○			
	住田町			陸前高田地区 環境衛生 組合		○								○			○			
	陸前高田市			釜石地区 環境衛生 組合		○									○			○		
	釜石市			大槌地区 環境衛生 組合		○									○			○	民間	
	大槌町			大槌地区 環境衛生 組合		○									○			○		

(資源循環推進課調べ)

カ ごみ処理事業の経費

① ごみ処理事業経費の年度別推移（平成26～30年度）

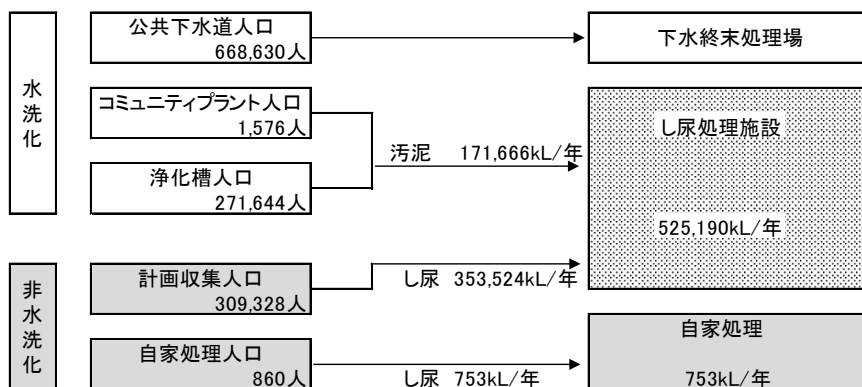
項目	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ごみ処理事業経費合計（千円）		22,141,704	19,055,704	15,772,630	16,278,049	18,928,188
建設改良費（千円）		8,126,132	4,118,488	1,653,000	2,001,347	4,341,123
処理及び維持管理費（千円）		13,847,889	13,825,757	13,814,416	13,635,484	14,186,964
その他（千円）		167,683	1,111,459	305,214	641,218	400,101
計画収集人口（人）		1,302,923	1,291,352	1,279,875	1,266,552	1,252,038
一人当たりごみ処理事業経費（円/年度）		16,994	14,756	12,324	12,852	15,118
一人当たり処理及び維持管理費（円/年度）		10,628	10,706	10,794	10,766	11,331

② ごみ処理事業経費の市町村等別状況（平成30年度）

項目	計画収集人口	建設改良費	建設改良費 組合分担金	処理及び 維持管理費	処理及び維持管理 費組合分担金	その他	合計	一人当たり処理及 び維持管理経費
市町村・組合等名	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(円)
盛岡市	290,233	135,235	64,085	2,255,075	720,294	0	2,390,310	10,252
宮古市	53,181	0	0	297,111	242,871	0	297,111	10,154
大船渡市	36,712	0	18,818	19,281	427,506	0	19,281	12,170
花巻市	96,260	0	23,513	350,141	25,700	0	350,141	3,904
北上市	92,661	0	115,657	481,573	14,523	0	481,573	5,354
久慈市	35,239	0	130,747	0	308,257	0	0	8,748
遠野市	27,246	0	21,321	191,528	102,881	3,200	194,728	10,806
一関市	117,814	0	0	0	1,280,018	0	0	10,865
陸前高田市	19,233	25,293	0	143,175	151,257	0	168,468	15,309
釜石市	33,977	0	0	290,242	279,882	342	290,584	16,780
二戸市	27,239	0	0	157,585	209,110	4,252	161,837	13,462
八幡平市	26,002	1,186,919	0	443,624	0	0	1,630,543	17,061
奥州市	117,545	0	52,647	372,250	347,707	3,019	375,269	6,125
滝沢市	55,211	0	0	0	886,724	0	0	16,061
雫石町	16,753	0	0	79,682	310,711	0	79,682	23,303
葛巻町	6,227	39,744	0	92,658	0	3,622	136,024	14,880
岩手町	13,540	0	0	85,998	131,682	554	86,552	16,077
紫波町	33,173	0	42,012	12,549	378,443	0	12,549	11,786
矢巾町	27,264	0	34,467	4,397	324,908	0	4,397	12,078
西和賀町	5,714	0	6,855	44,913	11,980	0	44,913	9,957
金ヶ崎町	15,655	0	7,010	70,807	39,321	0	70,807	7,035
平泉町	7,685	0	0	2,000	89,485	0	2,000	11,904
住田町	5,544	0	2,829	0	82,999	0	0	14,971
大槌町	11,960	521,965	0	150,081	98,106	194	672,240	20,751
山田町	15,714	0	0	16,316	128,484	0	16,316	9,215
岩泉町	9,462	0	0	6,530	112,909	0	6,530	12,623
田野畑村	3,441	0	0	1,418	43,762	0	1,418	13,130
普代村	2,736	0	9,676	2,919	32,867	0	2,919	13,080
軽米町	9,038	0	0	41,535	59,653	0	41,535	11,196
野田村	4,258	0	12,666	1,454	38,474	0	1,454	9,377
九戸村	5,819	0	0	22,399	44,327	0	22,399	11,467
洋野町	16,887	0	43,602	2,613	110,040	0	2,613	6,671
一戸町	12,615	0	0	71,762	79,769	0	71,762	12,012
市町村計	1,252,038	1,909,156	585,905	5,711,616	7,114,650	15,183	7,635,955	10,244
二戸地区広域行政事務組合	0	8,737	0	434,011	0	15,209	457,957	—
岩手・玉山環境組合	0	0	0	276,981	0	0	276,981	—
久慈広域連合	0	228,479	0	539,085	0	0	767,564	—
盛岡・紫波地区環境施設組合	0	1,796,248	0	1,590,700	0	12,609	3,399,557	—
一関地区広域行政組合	0	0	0	1,665,858	0	75,462	1,741,320	—
大船渡地区環境衛生組合	0	0	0	224,416	0	5,292	229,708	—
宮古地区広域行政組合	0	0	0	649,245	0	20,481	669,726	—
奥州金ヶ崎行政事務組合	0	98,636	0	547,585	0	373	646,594	—
岩手中部広域行政組合	0	299,867	0	352,836	0	162,813	815,516	—
岩手沿岸南部広域環境組合	0	0	0	969,367	0	35,454	1,004,821	—
滝沢・雫石環境組合	0	0	0	1,225,264	0	57,225	1,282,489	—
一部事務組合等計	0	2,431,967	0	8,475,348	0	384,918	11,292,233	—
県計・県平均	1,252,038	4,341,123	585,905	14,186,964	7,114,650	400,101	18,928,188	11,331

(2) し尿

ア し尿処理の系統（平成 30 年度）



（資源循環推進課「一般廃棄物処理事業実態調査」、以下イ～オ同じ）

イ し尿処理の系統及び処理量の推移（平成 26～30 年度）

(単位:人、%)

項目	年度	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
		人口	構成	人口	構成	人口	構成	人口	構成	人口	構成
人口		1,302,923	100.0	1,291,352	100.0	1,279,875	100.0	1,266,552	100.0	1,252,038	100.0
水洗化人口		921,287	70.7	929,262	72.0	927,935	72.5	933,730	73.7	941,850	75.2
公共下水道		637,630	48.9	647,945	50.2	655,527	51.2	664,116	52.4	668,630	53.4
コミュニティプラント		1,724	0.1	1,721	0.1	1,574	0.1	1,589	0.1	1,576	0.1
浄化槽		281,933	21.6	279,596	21.7	270,834	21.2	268,025	21.2	271,644	21.7
(合併処理浄化槽)		237,580	18.2	235,775	18.3	235,807	18.4	244,302	19.3	230,886	18.4
(単独処理浄化槽)		44,353	3.4	43,821	3.4	35,027	2.7	23,723	1.9	40,758	3.3
非水洗化人口		381,636	29.3	362,090	28.0	351,940	27.5	332,822	26.3	310,188	24.8
計画収集人口		380,531	29.2	360,857	27.9	351,010	27.4	331,913	26.2	309,328	24.7
自家処理人口		1,105	0.1	1,233	0.1	930	0.1	909	0.1	860	0.1

(単位:kL、%)

項目	年度	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
		量	構成	量	構成	量	構成	量	構成	量	構成
し尿処理量		557,546	100.0	551,078	100.0	539,846	100.0	535,223	100.0	525,943	100.0
し尿処理施設		556,622	99.8	549,995	99.8	539,091	99.9	534,455	99.9	525,190	99.9
汲み取りし尿		393,081	70.5	382,943	69.5	374,495	69.4	367,512	68.7	353,524	67.2
浄化槽汚泥		163,541	29.3	167,052	30.3	164,596	30.5	166,943	31.2	171,666	32.6
下水道投入		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自家処理		924	0.2	1,083	0.2	755	0.1	768	0.1	753	0.1

ウ し尿処理施設及びコミュニティプラントの状況（平成30年度末現在）

① し尿処理施設

設置者	施設名	処理方式		処理能力 (kL/日)	年間処理量		使用開始年度	備考
		汚水処理	汚泥処理		し尿 (kl/年度)	浄化槽汚泥 (kl/年度)		
遠野市	遠野市清養園クリーンセンターし尿処理施設	高負荷, 膜分離	脱水	61	14,946	3,241	1991	
紫波町	紫波町汚泥再生処理センター	下水投入	脱水	44	6,002	3,537	2018	新規稼働
北上地区広域行政組合	衛生処理場	高負荷	脱水	250	39,166	32,246	1992	
二戸地区広域行政事務組合	二戸地区衛生センター	高負荷	脱水	112	26,967	5,931	1997	
盛岡北部行政事務組合	北岩手環境衛生センター	標脱	脱水, 焼却	100	21,766	0	1987	
	北岩手環境衛生センター	浄化槽専用	脱水, 焼却	45	0	10,042	1997	
久慈広域連合	久慈地区し尿処理場	嫌気, 好気	脱水	105	30,300	9,511	1969	
一関地区広域行政組合	一関清掃センターし尿処理施設(第1し尿処理施設)	好一段	脱水	80	20,129	4,529	1977	
	一関清掃センターし尿処理施設(第2し尿処理施設)	高負荷	脱水	80	19,996	2,658	1989	
	川崎清掃センター	高負荷	脱水	100	21,757	8,565	1995	
盛岡地区衛生処理組合	滝沢処理センター	標脱, 高負荷, 膜分離	脱水	170	31,844	13,410	2005	
釜石大槌地区行政事務組合	釜石・大槌汚泥再生処理センター	高負荷, 膜分離	脱水	85	15,432	11,948	2007	
宮古地区広域行政組合	第2衛生処理場	標脱	脱水	63	14,334	6,069	1999	
	宮古衛生処理センター	標脱	脱水	74	18,320	7,757	1988	
奥州金ヶ崎行政事務組合	胆江地区衛生センター	高負荷, 膜分離	脱水, 焼却	276	44,714	25,877	1998	
気仙広域連合	気仙広域連合衛生センター	高負荷	脱水	130	27,850	20,682	1987	

※ 紫波・稗貫衛生処理組合衛生処理場は平成30年3月末で廃止され、同組合は平成31年3月31日をもって解散しました。

※ 紫波町の汚泥再生処理センターは、平成30年4月から稼働しています。

② コミュニティプラント

設置者	施設名	処理方法	計画最大汚水処理量 (m ³ /日)	汚水処理量 (m ³ /年度)	使用開始年度
花巻市	湯口住宅団地汚水処理施設	長時間ばっ気	371	14,169	2001
北上市	北上市流通基地衛生処理センター	標準活性汚泥	3,420	108,686	1984
	柏野第3衛生処理施設	その他	98	2,078	2000
久慈市	大川目地区汚水処理施設	接触ばっ気	55	5,961	2001
一関市	萩の森団地汚水処理施設	接触ばっ気	76	16,060	1996
奥州市	真城が丘汚水処理施設	長時間ばっ気	1,080	162,112	1974
	蓬平汚水処理場	接触ばっ気	35	7,758	1992
	鶴田エクセルガーデン汚水処理場	回分式活性汚泥	44	5,368	1998

エ し尿処理量の推移（平成 26～30 年度）

（単位：KL/年度）

市町村・組合等名	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
遠野市	19,429	18,573	17,999	18,191	18,187
紫波町	-	-	-	-	9,539
久慈広域連合	40,888	40,522	40,079	39,725	39,811
二戸地区広域行政事務組合	33,173	32,731	32,380	32,712	32,898
盛岡北部行政事務組合	32,481	31,897	30,885	30,988	31,808
盛岡地区衛生処理組合	38,769	38,688	37,347	36,384	45,254
紫波・稗貫衛生処理組合	35,829	35,645	34,876	34,627	-
北上地区広域行政組合	67,782	65,915	64,902	63,206	71,412
奥州金ヶ崎行政事務組合	74,061	72,590	72,293	72,095	70,591
一関地区広域行政組合	84,900	82,444	81,259	79,031	77,634
宮古地区広域行政組合	50,113	50,260	49,589	48,337	46,480
気仙広域連合	50,531	52,137	49,208	51,721	48,532
釜石大槌地区行政事務組合	28,138	28,416	28,106	27,434	27,380
合計	536,665	531,245	520,924	516,260	491,800

オ し尿処理事業経費の年度別推移（平成 26～30 年度）

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
し尿処理事業経費合計（千円）	4,373,779	4,222,416	4,797,900	4,357,674	3,971,419
建設・改良費（千円）	102,380	39,305	726,957	508,773	30,841
処理及び維持管理費（千円）	4,182,814	3,971,039	3,890,895	3,783,538	3,870,586
その他（千円）	88,585	212,072	180,048	65,363	69,992
計画収集人口（人）	380,531	360,857	351,010	331,913	309,328
一人当たりし尿処理事業経費（円/年度）	11,494	11,701	13,669	13,129	12,839
一人当たり処理及び維持管理費（円/年度）	10,992	11,004	11,085	11,399	12,513

カ 浄化槽の状況

① 設置基数の推移

(単位：基)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
単独処理浄化槽	5,524	5,386	5,268	5,036	4,648	4,408
合併処理浄化槽	46,446	48,666	50,386	51,773	52,230	53,024
合 計	51,970	54,052	55,654	56,809	56,878	57,432

(資源循環推進課資料)

② 整備目標（「いわて汚水適正処理ビジョン 2017」）

指標	令和元年度末（現況）	令和 7 年度末（目標）
汚水処理人口普及率	82.6%	91.0%

汚水処理人口普及率＝汚水処理人口／行政人口×100

汚水処理人口：3/31 現在の下水道や集落排水にいつでも接続できるように整備された区域内の人口及びコミュニティプラント・浄化槽が整備された世帯の人口。

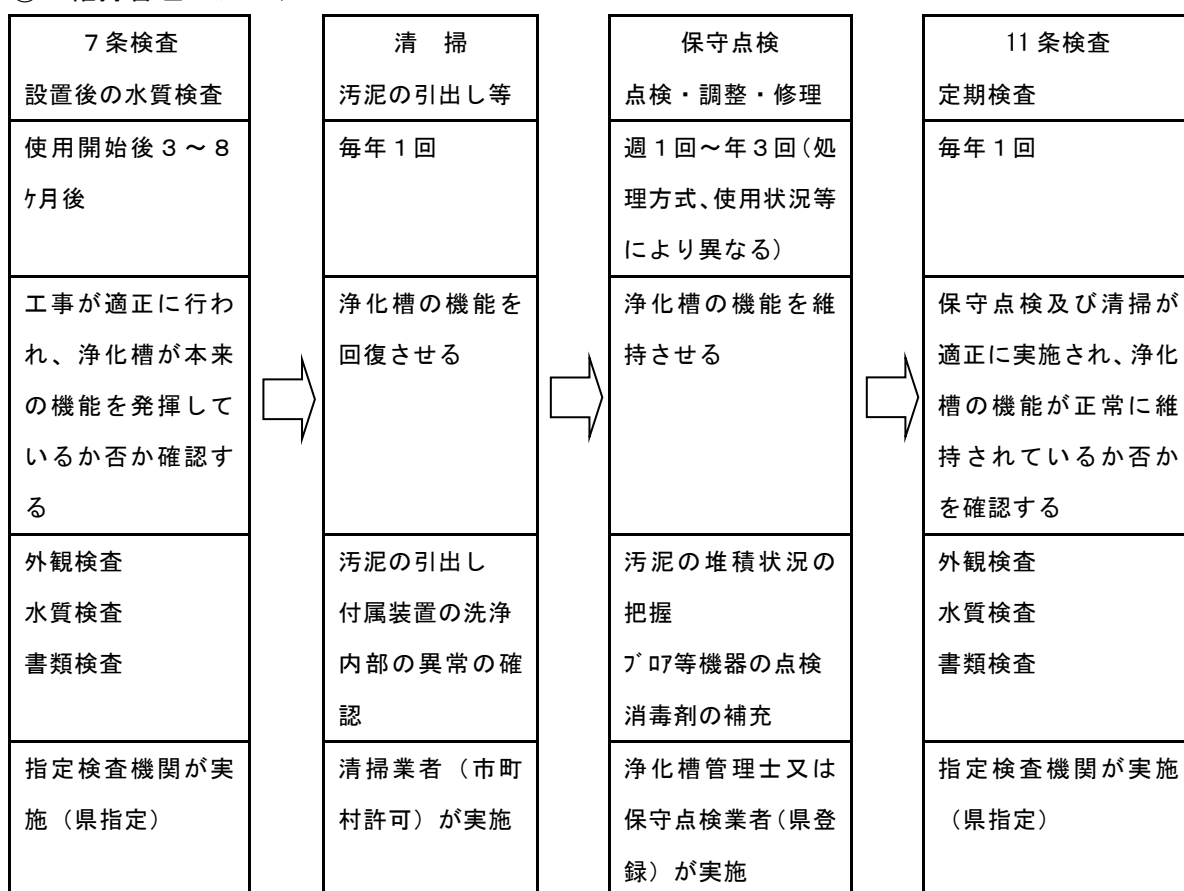
行政人口：3/31 現在の住民基本台帳人口

※ 整備手法別の汚水処理人口普及率（「いわて汚水適正処理ビジョン 2017」）

方式	整備手法	令和元年度末（現況）	令和 7 年度末（見込み）
		割合（%）	割合（%）
集合処理	下水道	60.7	65.6
	農業集落排水	7.3	6.5
	漁業集落排水	1.0	0.9
	コミュニティプラント	0.1	0
	小 計	69.1	73
個別処理	浄化槽	13.5	17.8
合 計		82.6	90.8

令和 7 年度末（見込）の合計は 90.8 であるが、小数点以下四捨五入により、91.0 と表記している。

③ 維持管理のシステム



④ 法定検査の実施状況

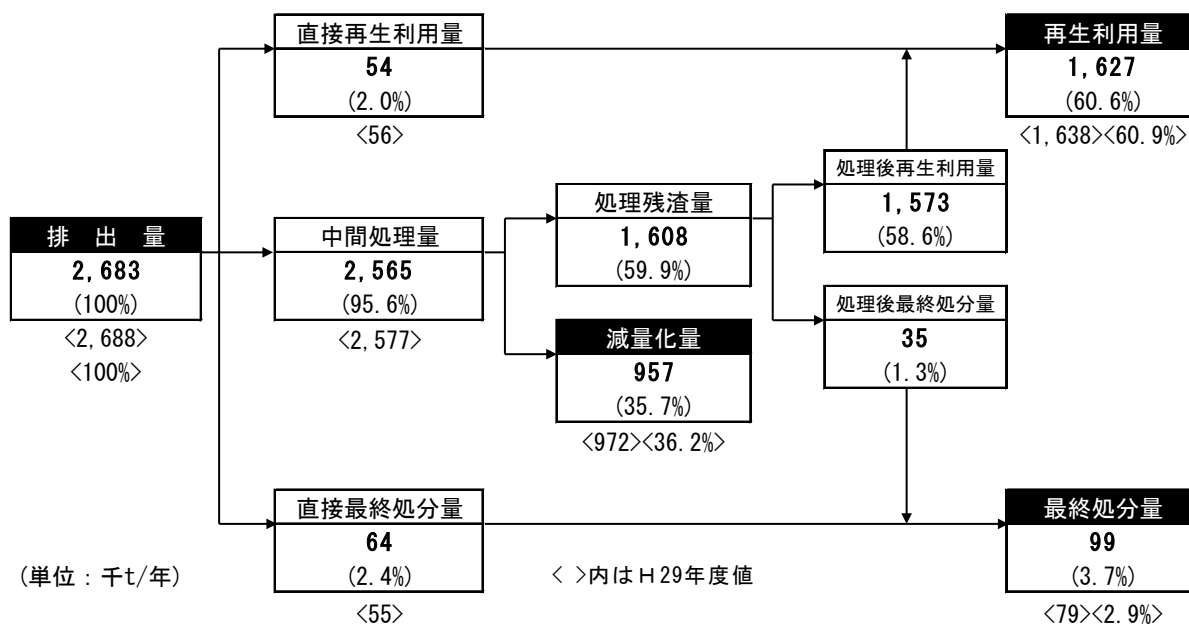
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
7条検査(基数)	2,275	2,598	2,199	2,224	1,963	1,674
(実施率%)	86.4	99.6	91.6	100.0	100.0	100.0
11条検査(基数)	43,297	43,780	43,212	46,430	47,987	48,423
(実施率%)	90.0	86.9	82.8	86.4	88.5	87.9

((公社)岩手県浄化槽協会岩手県浄化槽検査センター資料)

3 産業廃棄物

(1) 排出量等の状況

ア 処理のフロー（平成 30 年度）



（資源循環推進課「平成31年度産業廃棄物実績報告書等入力集計等業務報告書」、以下イ～オ同じ）

イ 業種別・種類別の排出量（平成 30 年度）

（単位：千t/年）

業種 種類	合計	業種												
		鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス業	サービス業	その他の業種
合計	2,683 (100%)	5 (0%)	1,293 (48%)	597 (22%)	684 (25%)	3 (0%)	2 (0%)	9 (0%)	1 (0%)	9 (0%)	0 (0%)	7 (0%)	59 (2%)	12 (0%)
燃え殻	13 (0%)		1	9	1		0		0	0	0		2	0
汚泥	1,000 (37%)	5	51	233	679	0	0	2	1	1	0	7	16	4
廃油	13 (0%)	0	1	6	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0
廃酸	7 (0%)		0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
廃アルカリ	10 (0%)		0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
廃プラスチック類	60 (2%)	0	20	11	0	0	1	3	0	2	0	0	20	2
紙くず	24 (1%)		2	23										
木くず	133 (5%)		105	28										
繊維くず	1 (0%)		1											
動植物性残さ	17 (1%)			17										
動物系固形不要物	1 (0%)												1	
ゴムくず	0 (0%)			0									0	
金属くず	11 (0%)	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0		3	1
ガラス陶磁器くず	141 (5%)	0	35	91	2	2	1	1	0	0	0		6	2
鉱さい	32 (1%)		0	31							0		1	
がれき類	1,065 (40%)		1,061	4										
ばいじん	131 (5%)		0	128	3			0					1	
動物の死体	3 (0%)			1						0			1	2
その他	21 (1%)		11	1	0	0	0	0	0	5	0		3	0

※ 表中の千 t 表示及び構成比 (%) の数値は、四捨五入の関係で、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

ウ 業種別・種類別の再生利用量（平成 30 年度推計）

（単位：千t/年）

業種 種類	業種													
	合計	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス業	サービス業	その他の業種
合計	1,627 (100%)	1 (0%)	1,196 (74%)	359 (22%)	15 (1%)	2 (0%)	2 (0%)	7 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	34 (2%)	7 (0%)
燃え殻	103 (6%)	0	25	64	6	0	0	1	0	0	0	0	7	0
汚泥	50 (3%)	1	15	21	6	0	0	0	0	0	0	1	4	1
廃油	7 (0%)	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0		1	0
廃酸	1 (0%)		0	1						0		0	0	0
廃アルカリ	1 (0%)		0	0				0		0		0	0	0
廃プラスチック類	34 (2%)	0	12	5	0	0	0	2	0	0	0	0	13	1
紙くず	18 (1%)		1	18										
木くず	91 (6%)		90	1										
繊維くず	0 (0%)		0											
動植物性残さ	14 (1%)			14										
動物系固形不要物	1 (0%)												1	
ゴムくず	0 (0%)												0	
金属くず	11 (1%)	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0		3	1
ガラス陶磁器くず	106 (7%)	0	8	89	2	2	1	1	0	0	0		2	2
鉱さい	12 (1%)			11							0		1	
がれき類	1,042 (64%)		1,039	4										
ばいじん	129 (8%)		0	127	2			0					0	
動物の死体	1 (0%)			0						0			1	0
その他	6 (0%)		2	1	0	0	0	0	0	0	0		3	0

※ 図中の千 t 表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入の関係で、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

*種類は、中間処理により変化した種類で集計したもの。

エ 業種別・種類別の最終処分量（平成 30 年度推計）

（単位：千t/年）

業種 種類	業種													
	合計	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス業	サービス業	その他の業種
合計	99 (100%)	0 (0%)	68 (69%)	16 (16%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	11 (11%)	2 (2%)
燃え殻	8 (8%)	0	2	4	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
汚泥	12 (12%)		4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
廃油														
廃酸														
廃アルカリ														
廃プラスチック類	9 (9%)	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0		3	0
紙くず	0 (0%)		0	0										
木くず	2 (2%)		2	0										
繊維くず	0 (0%)		0											
動植物性残さ	0 (0%)			0										
動物系固形不要物														
ゴムくず	0 (0%)												0	
金属くず	0 (0%)		0	0		0	0	0	0				0	0
ガラス陶磁器くず	35 (35%)		27	3	0	0	0	0	0	0	0		5	0
鉱さい	1 (1%)		0	0									0	
がれき類	19 (19%)		19											
ばいじん	2 (2%)		0	1	0								1	
その他	9 (9%)		8	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0

※ 図中の千 t 表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入の関係で、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

*種類は、中間処理により変化した種類で集計したもの。

オ 地域別・広域別の排出量（平成30年度推計）

（単位：千t/年）

	盛岡	岩手中部	胆江	両磐	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸	合計
建設業	411	216	113	96	97	112	149	61	39	1,293
製造業	77	228	30	110	33	57	15	30	18	597
電気・水道業	278	128	54	52	47	22	33	24	46	684
その他の業種	32	16	12	11	8	14	5	4	6	108
合計	798 (30%)	588 (22%)	208 (8%)	269 (10%)	185 (7%)	206 (8%)	201 (7%)	118 (4%)	109 (4%)	2,683 (100%)

（単位：千t/年）

	盛岡広域	県南広域	沿岸広域	県北広域	合計
建設業	411	425	358	99	1,293
製造業	77	367	105	48	597
電気・水道業	278	234	102	70	684
その他の業種	32	39	27	10	108
合計	798 (30%)	1,065 (40%)	592 (22%)	227 (8%)	2,683 (100%)

※ 表中の千t表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入の関係で、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

(2) 処理施設の状況

ア 処理施設の状況

	区分	総数	設置者			
			事業者	処理業者		
年度	平成26年度	343	25	318		
	平成27年度	349	26	323		
	平成28年度	337	26	311		
	平成29年度	327	25	302		
	平成30年度	327	23	304		
	令和元年度	321	22	299		
内訳	中間処理施設	汚泥の脱水施設	24	16	8	
		汚泥の乾燥施設	0	0	0	
		汚泥の天日乾燥施設	0	0	0	
		汚泥の焼却施設	7	1	6	
		廃油の油水分離施設	1	0	1	
		廃油の焼却施設	5	0	5	
		廃酸又は廃アルカリの中和施設	0	0	0	
		廃プラスチック類の破砕施設	19	0	19	
		がれき類等	がれき	131	1	130
			木くず	93	2	91
		廃プラスチック類の焼却施設	7	0	7	
		PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0	
		その他産業廃棄物の焼却施設	9	1	8	
		コンクリートの固形化施設	0	0	0	
		水銀含有汚泥のばい焼施設	0	0	0	
		シアン化合物の分解施設	0	0	0	
	小計	296	21	275		
	最終処分場	遮断型最終処分場	0	0	0	
		安定型最終処分場	20	1	19	
		管理型最終処分場	5	0	5	
小計		25	1	24		

（資源循環推進課調べ、以下イ～エ同じ）

イ 処理施設の年度別推移

施設の種類		年度										
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
中間 処理 施設	汚泥の脱水施設	52	39	31	29	23	24	26	26	26	24	
	汚泥の乾燥施設	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
	汚泥の焼却施設	9	9	8	8	8	8	7	7	7	7	
	廃油の油水分離施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	廃油の焼却施設	7	7	7	6	6	6	5	5	5	5	
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	3	3	3	2	1	1	1	1	1	0	
	廃プラスチック類の破砕施設	13	21	21	21	24	25	24	20	19	19	
	がれき類等の破砕施設	がれき	118	124	132	139	141	143	133	131	133	131
		木くず	63	78	82	87	90	94	95	92	93	93
	廃プラスチック類の焼却施設	9	9	9	8	8	8	7	7	7	7	
	その他産業廃棄物の焼却施設	16	16	15	14	15	13	11	11	10	9	
	コンクリートの固化施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水銀含有汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	シアン化合物の分解施設	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	
小計	295	311	313	319	317	323	310	301	302	296		
最終 処分 場	遮断型最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	安定型最終処分場	24	24	24	21	20	20	21	21	20	20	
	管理型最終処分場	7	7	7	6	6	6	6	5	5	5	
	小計	31	31	31	27	26	26	27	26	25	25	
合計		326	342	344	346	343	349	337	327	327	321	

ウ 焼却施設の地区別状況（令和元年度末）

地域内訳 (振興局等別)	施設内訳(重複有り)				合計	設置者内訳			合計
	汚泥	廃油	廃プラ	その他		事業者	処理業者	公共関与	
盛岡市	1	1	1	4	7	0	4	0	4
盛岡広域	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県南広域(本局)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
花巻	1	2	2	2	7	0	1	0	1
一関	2	1	2	1	6	1	2	0	3
沿岸広域(本局)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大船渡	2	1	1	2	6	0	2	0	2
宮古	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県北広域(本局)	0	0	0	1	1	1	0	0	1
二戸	2	1	2	3	8	0	2	1	3
合計	8	6	8	13	35	2	11	1	14

工 最終処分場の地区別状況（令和元年度末）

①安定型最終処分場

地域内訳 (振興局等別)	施設数	面積 (㎡)	容積 (㎡)	残余容量 (㎡)	残余年数	設置者内訳		
						事業者	処理業者	公共関与
盛岡市	4	74,191	709,140	141,100	9.51	0	4	0
盛岡広域	4	48,808	354,968	120,064		1	3	0
県南広域(本局)	2	12,036	87,649	52,398		0	2	0
花巻	6	71,610	401,782	160,748		0	5	0
一関	1	9,719	75,631	3,330		0	1	0
沿岸広域(本局)	1	6,952	44,238	8,283		0	1	0
大船渡	1	13,785	129,182	24,491		0	1	0
宮古	0	0	0	0		0	0	0
県北広域(本局)	3	23,036	181,035	119,715		0	3	0
二戸	0	0	0	0		0	0	0
合計	22	260,137	1,983,625	630,129		1	20	0

②管理型最終処分場

地域内訳 (振興局等別)	施設数	面積 (㎡)	容積 (㎡)	残余容量 (㎡)	残余年数	設置者内訳		
						事業者	処理業者	公共関与
盛岡市	0	0	0	6,462	4.09	0	0	0
盛岡広域	1	3,103	8,379	0		0	1	0
県南広域(本局)	2	111,386	1,237,896	211,801		0	1	1
花巻	2	24,600	76,016	2,699		0	2	0
一関	0	0	0	0		0	0	0
沿岸広域(本局)	0	0	0	0		0	0	0
大船渡	0	0	0	0		0	0	0
宮古	0	0	0	0		0	0	0
県北広域(本局)	0	0	0	0		0	0	0
二戸	0	0	0	0		0	0	0
合計	5	139,089	1,322,291	220,962		0	4	1

(3) 処理業者の状況

ア 年度別処理業者数（平成25年度～令和元年度、各年度末現在）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収集運搬	1,546 (219)	1,538 (221)	1,584 (223)	1,685 (231)	1,705 (235)	1,746 (233)	1,779 (240)
中間処理	41 (3)	39 (2)	39 (2)	37 (3)	35 (3)	32 (3)	32 (3)
収集運搬	122 (5)	129 (5)	124 (5)	124 (6)	128 (6)	128 (6)	125 (6)
中間処理							
収集運搬	4 (0)	4 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
最終処分							
中間処理	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
最終処分							
収集運搬	13 (0)	13 (0)	14 (0)	14 (0)	14 (0)	14 (0)	14 (0)
中間処理							
最終処分	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	3 (1)	2 (1)	2 (1)
合計	1,730 (228)	1,727 (229)	1,768 (231)	1,867 (241)	1,889 (245)	1,926 (243)	1,956 (250)

イ 地区別処理業者数（令和元年度末）

	盛岡	花巻	県南	一関	大船渡	沿岸	宮古	県北	二戸	県内計	県外計	合計
収集運搬	259 (27)	136 (16)	108 (14)	79 (10)	69 (5)	35 (2)	77 (5)	45 (7)	34 (7)	842 (93)	937 (147)	1,779 (240)
中間処理	5 (0)	2 (0)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	5 (1)	21 (1)	11 (2)	32 (3)
収集運搬	22 (1)	23 (1)	11 (0)	12 (1)	8 (1)	3 (0)	9 (0)	10 (0)	9 (0)	107 (4)	18 (2)	125 (6)
中間処理												
収集運搬	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)
最終処分												
中間処理	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
最終処分												
収集運搬	2 (0)	4 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	14 (0)	0 (0)	14 (0)
中間処理												
最終処分	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (1)
合計	290 (28)	167 (17)	127 (15)	93 (11)	78 (6)	39 (2)	88 (5)	59 (7)	48 (8)	989 (99)	967 (151)	1,956 (250)

(注) 1 () 内の数値は、特別管理産業廃棄物処理業者の数であり内数である。

2 「合計」は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の許可区分ごとに算出しており、一つの業者で複数の許可を取得している例があることから、その値は必ずしも業者実数と一致するものではない。

(資源循環推進課調べ)

(4) 広域移動（県内搬入・県外搬出）の状況（平成30年度実績）

① 県外への搬出量（単位：千t）

搬出先	中間処理	最終処分	総量
北海道	0		0
青森県	44		44
宮城県	260	5	265
秋田県	20	0	20
山形県	0	0	0
福島県	2	1	3
茨城県	0		0
栃木県	1		1
群馬県	1		1
埼玉県	0		0
千葉県	1		1
東京都	0		0
神奈川県	0		0
新潟県	4		4
長野県	1		1
愛知県	3		3
京都府	0		0
兵庫県	0		0
岡山県			0
広島県	0		0
愛媛県			0
福岡県	0		0
大分県		0	0
合計	338	6	344

② 県内への搬入量（単位：千t）

搬出元	中間処理	最終処分	総量
北海道	6	0	6
青森県	13	1	14
宮城県	323	5	328
秋田県	20	0	20
山形県	10	0	10
福島県	144	0	144
茨城県	10		10
栃木県	6		6
群馬県	1		1
埼玉県	3	0	3
千葉県	15	0	15
東京都	11	0	11
神奈川県	14	0	14
新潟県	2	0	2
富山県			
山梨県			
長野県			
岐阜県			
静岡県	0		0
愛知県	65		65
京都府	0		0
大阪府			
兵庫県	18		18
和歌山県			
広島県			
大分県			
合計	663	6	669

③ 県外搬出廃棄物の種類種類別総量（単位：千t）

種類	搬出量
燃え殻	4
汚泥	36
廃油	8
廃酸	214
廃アルカリ	8
廃プラスチック類	17
紙くず	2
木くず	12
繊維くず	0
動植物性残さ	1
動物系固形不要物	
ゴムくず	
金属くず	2
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5
鉱さい	4
がれき類	17
家畜ふん尿	
家畜の死体	5
ばいじん	4
その他	5
合計	344

④ 県内搬入廃棄物の種類種類別総量（単位：千t）

種類	搬入量
燃え殻	35
汚泥	90
廃油	2
廃酸	0
廃アルカリ	2
廃プラスチック類	38
紙くず	1
木くず	23
繊維くず	0
動植物性残さ	3
動物系固形不要物	
ゴムくず	
金属くず	1
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	22
鉱さい	54
がれき類	148
家畜ふん尿	2
家畜の死体	
ばいじん	247
その他	1
合計	669

（環境省「産業廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用実態調査」）

注）「0」は500t未満であり、空欄は該当無し

(5) 公共関与による廃棄物処理施設の整備

ア いわてクリーンセンター

① 整備の経緯

県内における産業廃棄物適正処理の推進や長期・安定的な産業廃棄物処理体制の整備を促進するため、平成3年11月11日に財団法人クリーンいわて事業団（平成24年4月1日に一般財団法人へ移行）を設立し、全国初の「廃棄物処理センター（平成5年1月厚生大臣指定）」として、新しい時代の要請に応え、住民から信頼と納得が得られるモデル的な産業廃棄物処理施設（いわてクリーンセンター）を整備した。

② 整備概要

i 施設所在地

奥州市江刺岩谷堂字大沢田113ほか（通称：増沢地区、用地面積：約34ha）

ii 施設の概要

- ・ 焼却施設：75トン/日（平成27年度末使用廃止）
- ・ 管理型最終処分場 第Ⅰ期整備分：50.3万m³（平成21年3月埋立終了）
第Ⅱ期整備分：72.7万m³（平成21年4月稼働）
- ・ 周辺環境整備等関連施設（温水プール、入浴施設、屋内ゲートボール場）

iii 総事業費

13,500百万円（用地、調査設計、事務費等を含む。）

iv 処理対象廃棄物

処理対象：廃石綿等、ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃石膏ボード 等

③ 処理事業の状況

i 受入量の推移

受入量は、開業当初は低迷したが、利用促進に向けた営業活動及び規制強化等により、平成13～15年度は概ね58,000トン/年を受け入れ、平成16～19年度は民間焼却施設の設置及び廃止に伴う増減があったものの、概ね53,000トン/年を受け入れた。平成20～22年度は平成20年度後半のリーマンショック等の影響による景気低迷等により減少基調となり概ね47,000トン/年を受け入れた。

平成23～25年度は東日本大震災津波に起因する災害廃棄物を受け入れたことにより、受入量は通常分と災害廃棄物分を合わせて概ね90,000トン/年（うち通常分は約58,000トン/年）となった。災害廃棄物の受入は平成25年度末で終了したため、平成26年度は56,525トンと前年比で32%減となり、平成27年度以降は、40,000トン台で推移している。

ii 焼却処理の状況

焼却処理は、ダイオキシン類の排出ガス規制強化等（平成9年、平成10年及び平成14年施行）に伴い受入量が増加したが、平成14年度をピークに、木くずのリサイクル化や廃プラスチックの燃料化等の伸展により減少に転じた。震災後、復興工事等による産業廃棄物排出量の増加に伴って一時的に受入量が増加したが、平成26年度は7,876トンと前

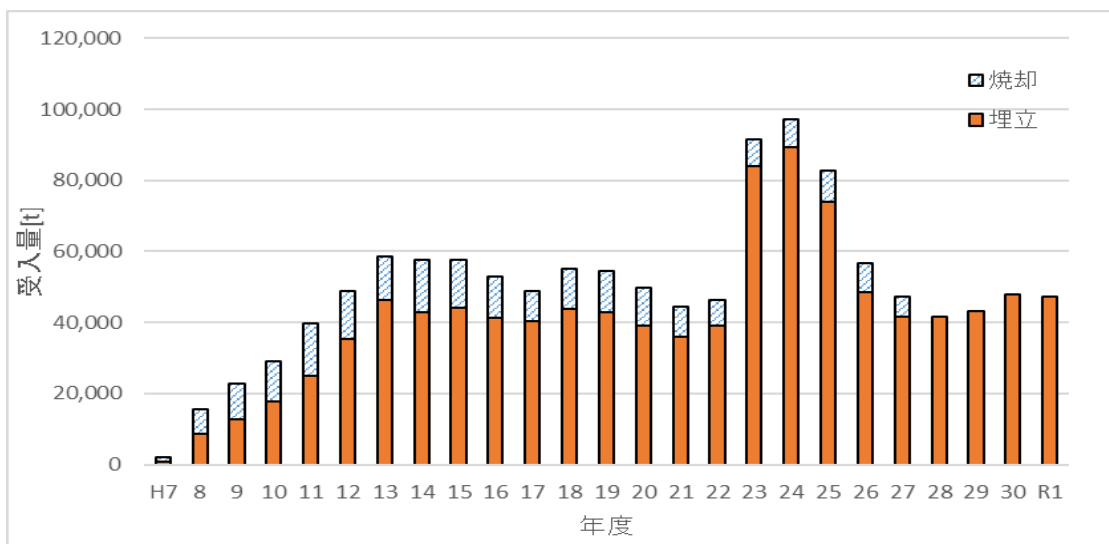
年比で10%減となっている。

iii 埋立処理の状況

埋立処理は、管理型埋立対象物の拡大等（平成10年及び平成13年施行：石膏ボード及び木質系サイディングが安定型から管理型へ）により受入量が増加傾向にあったが、平成16年度以降、公共工事等の減少に伴う無機性汚泥の減少や建築物の建替え需要の減少に伴う廃石膏ボード等の減少により、受入量は減少傾向が続いた。

平成23～25年度にかけて、災害廃棄物の焼却処理に伴う焼却灰等を中心に災害廃棄物を受け入れたほか、通常分の受入量も震災前と比較して増加したことから、平成24年度には過去最大となる89,202トンを受け入れた。災害廃棄物の受入は平成25年度末で終了したことから、平成26年度は48,469トンと前年比34%減となった。平成27年度以降は、40,000トン台で推移している。

○ 焼却・埋立量の推移（単位：t）



○ 廃棄物受入量（単位：t）

年度	H7	10	15	20	25	27	28	29	30	R1	H7-R1累計	
受入日数(日)	128	245	243	240	241	241	240	241	240	237	5,931	
焼却	有機性汚泥	704	2,087	907	815	291	104	0	0	0	19,190	
	木くず	408	7,231	8,258	2,665	4,603	2,945	0	0	0	109,390	
	廃プラスチック類	99	1,159	1,855	2,636	1,730	1,191	0	0	0	32,760	
	感染性廃棄物	9	574	914	1,224	572	392	0	0	0	13,697	
	その他	38	350	1,563	3,545	1,550	1,074	0	0	0	30,674	
焼却 計(t)	1,257	11,400	13,497	10,884	8,746	5,707	0	0	0	0	205,712	
埋立	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	0	800	24,970	23,410	29,811	23,997	25,053	23,723	26,630	24,478	460,960
	燃え殻	163	9,436	8,641	6,409	14,473	7,122	7,037	7,745	9,464	7,864	278,135
	ばいじん	0	1,968	1,309	1,455	5,753	914	1,717	1,148	882	1,875	53,698
	無機性汚泥	692	2,231	7,409	5,030	20,230	7,207	7,295	5,787	7,017	6,998	171,862
	その他	35	3,356	1,934	2,702	3,701	2,236	569	4,863	3,792	5,923	68,802
埋立 計(t)	891	17,791	44,264	39,006	73,967	41,475	41,672	43,266	47,784	47,139	1,033,457	
(うち災害廃棄物)	-	-	-	-	(20,748)	-	-	(1,178)	-	(9)	(97,207)	
受入量合計(t)	2,147	29,191	57,761	49,891	82,713	47,182	41,672	43,266	47,784	47,139	1,239,169	
埋立量1日平均(t/日)	7	73	182	163	307	172	174	180	199	199	174	

イ いわて第2クリーンセンター

① 整備の経緯

第一次岩手県廃棄物処理計画において、新たな公共関与による産業廃棄物処理施設整備の方向付けを行い、平成15年度に第2クリーンセンター構想を策定した。整備に当たっては、立地場所を県北地域とし、平成15年度に九戸村に立地を決定。機能としては、リサイクル等を基調とした資源循環型モデル施設とし、スラグの利用を図るための溶融処理機能を有すること、県北地域の一般廃棄物との共同処理の実施、特別管理産業廃棄物の処理機能を備え、青森県境不法投棄産業廃棄物の処理への貢献のほか、産業基盤が脆弱な県北地域の産業創造基盤施設として、地域振興に貢献する。なお、将来構想として、農林系廃棄物等のリサイクル処理の可能性について検討することとした。

この構想に基づき、PFI事業（独立採算方式）により焼却（溶融）施設を整備することとし、平成18年4月12日にいわて県北クリーン株式会社を設立し、PFI事業初の「廃棄物処理センター（平成18年10月環境大臣指定）」として「いわて第2クリーンセンター」を整備し、平成21年4月から稼働したものである。

② 整備概要

i 施設所在地

九戸郡九戸村江刺家第20地割48-34（本社所在地と同。用地面積：70,381.54㎡）

ii 施設の概要

- ・ 焼却施設（87.9トン/日）
- ・ 溶融施設（13トン/日）

iii 総事業費

4,216百万円（機械工事、建築工事、土木工事）

iv 事業期間

平成21年4月から平成41年3月までの20年間

v 事業用地

県が取得して事業会社に有償で貸付。

vi 職員数（令和2年4月1日現在）

40名

③ 処理事業の状況

（単位：t）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
産業廃棄物	20,460	21,409	22,292	24,241	25,244	22,543
一般廃棄物	1,081	1,025	2,052	1,800	2,691	5,417
計	21,541	22,434	24,344	26,041	27,935	27,960

ウ 次期産業廃棄物最終処分場

① 整備基本方針

- i 埋立容量
 - ・ 1期15年とした場合の必要容量として約66万 m^3 以上を見込む。
 - ・ 災害や経済状況の変化にも対応できるよう2期、可能であれば3期分の用地を確保する（3期分の目安：容量約200万 m^3 、面積30～50ha）。
- ii 処理対象物
 - ・ 廃石膏ボード、燃え殻、ばいじん、汚泥等（「いわてクリーンセンター」と同じ）
- iii 災害廃棄物への対応
 - ・ 大規模災害時における災害廃棄物の広域的な受け皿としての機能も検討する。

② 候補地決定の経緯

- i 「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会」による選定経緯
全県から調査対象地を抽出し、選定条件を選定のうえ段階的に絞り込みを行いました。
なお、選定過程は原則公開としました。
 - ・ 1次選定：調査対象地115か所を抽出
 - ・ 2次選定：39か所に絞り込み
 - ・ 3次選定：10か所に絞り込み
 - ・ 4次選定：選定委員会として整備候補地5か所を決定
- ii 最終候補地決定に係る経緯
 - ・ 「八幡平市平館栴沢地区」を最終候補地として平成27年2月10日に市に受入れを要請。
 - ・ 平成27年3月23日に市が受入れを受諾。
 - ・ 平成27年3月24日に県と市との間で確認書を締結。

③ 整備概要

- i 実施主体 一般財団法人クリーンいわて事業団
- ii 施設の種類 管理型産業廃棄物最終処分場（オープン型）
- iii 整備予定地 八幡平市平館第2地割地内
- iv 事業期間 55年間（埋立45年（15年×3期）・埋立終了後の維持管理10年）
- v 埋立容量 約183万 m^3 （1期当たり約61万 m^3 ×3期）
- vi 埋立面積 約13ha
- vii 総事業費 約252億円

④ 建設工事に向けた取組

- i 基本計画・基本計画の策定（平成27年度）
- ii 環境影響評価（平成28年度～令和元年度）
- iii 実施設計（平成30年度～令和2年度）

- iv 事業用地取得（平成29年度～令和2年度）
- v 各種許可取得（平成30年度～令和2年度）

(6) 不適正処理の現状

ア 不適正処理の年度別発生状況（報告徴収件数）（平成26年度～令和元年度）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
不法投棄	4	10	7	12	23	21
不適正保管	3	8	7	3	7	15
野焼き	13	7	5	11	15	12
その他	119	68	41	57	43	42
合計	136	96	60	83	88	90

（資源循環推進課調べ。以下イ～キ同じ。）

イ 不適正処理行為者の状況（平成26年度～令和元年度）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
産業廃棄物処理業者	65	36	25	31	28	35
排出事業者	71	57	35	49	60	55
合計	136	93	60	80	88	90

ウ 新規不法投棄事案（10 t 以上。硫酸ピッチ事案を含まない。）

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
探知	件数	0	6	3	3	4	0
	量 (t)	0	13,682	2,839	1,174	195	0
残存 (R2.3.31 現在)	件数	-	3	3	3	4	-
	量 (t)	-	2,260	2,263	1,002	185	-
	回復率 (%)	-	83	20	15	5	-

エ 適正処理率の状況（平成26年度～令和元年度）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
適正処理率 (%)	99.2	99.5	99.7	99.5	99.6	99.6

オ 新規不法投棄廃棄物の種類（10 t 未満）（令和元年度）

	がれき類	木くず	焼却灰	ふん尿	計
投棄量 (t)	20	2	22	20.5	64.5
割合 (%)	31.0	3.1	34.0	31.8	100

カ 不法投棄行為者の状況（令和元年度）

	収集運搬業	処分業	製造業	建設業	農業	その他	計
件数	4	2	5	4	4	2	21
割合 (%)	19.0	9.5	23.8	19.0	19.0	9.5	100

キ 行政処分状況（平成26年度～令和元年度）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
改善命令（法19条の3）	1	0	0	0	0	0
措置命令（法19条の5第1項）	2	0	0	0	0	0
措置命令（法19条の6第1項）	0	0	0	0	0	0
産廃処理業の停止	3	0	0	0	0	0
産廃処理業の取消し	0	1	1	3	4	6

(7) 青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応状況

ア 廃棄物等の概要

廃棄物の総量は358,131トンで、内訳は特別管理産業廃棄物相当廃棄物（以下「特管相当廃棄物」という。）238,230トン、その他の廃棄物119,901トンである。廃棄物で汚染された土壌の推定総量は145,314トンである。

イ 廃棄物に起因する支障の除去

① 基本的な考え方

- i 汚染源の除去が最大の汚染拡散防止対策であることから、廃棄物の早期全量撤去を図ること。（平成26年3月撤去完了）
 - ・ 本県側に産業廃棄物処理施設はなく、本県側における投棄は処理基準に適合した処分ではないことから、全てが不法投棄であり、廃棄物処理法の規定に基づき発出した措置命令のとおり、不法投棄廃棄物及び汚染土壌の全てを支障の除去対象とする。
 - ・ 特管相当廃棄物（揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）、ダイオキシン類、医療系廃棄物）の撤去は優先的に、かつできる限り早期に実施する。
 - ・ 廃棄物の処理は、既存施設における焼却、焼成、熔融のいずれかの加熱処理とする。必要に応じて、現地に選別施設、保管施設等を設置する。
 - ・ 汚染土壌の処理は、汚染の種類や土壌の状況を考慮し、適切な方法を選択して行う（原位置浄化を含む。）。
- ii 現場において、高濃度の揮発性有機化合物のほか、重金属及びダイオキシン類等による汚染が確認されていることから、汚染拡散防止のための措置を講ずること。
 - ・ 表面遮水（以下「キャッピング」という。）により雨水の地下浸透を防止するとともに、場内排水を適切に処理する。
 - ・ 必要に応じて、汚染拡散防止壁等を設置する。
- iii 現場及び周辺地域における環境汚染の実態を把握するとともに、支障の除去、汚染拡散防止対策の効果を確認するため、環境モニタリングを実施すること。
 - ・ 大気調査（現場、敷地境界、周辺集落）
 - ・ 水質調査（場内地下水、周辺地下水、河川等）
 - ・ 騒音振動調査（廃棄物搬出経路の周辺集落）
- iv 不法投棄廃棄物や汚染土壌の撤去及び原位置浄化対策の内容等を情報公開するとともに、住民等関係者の合意形成を図り、もって適正かつ円滑な事業の推進に資すること。

- ・ 地域住民の代表を委員に含む「青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会」を設置し、実施計画のほか、撤去方法、モニタリング等についても協議し、地域の意見等を反映する。

② 所要額（概算）

廃棄物の撤去、廃油汚染対策、汚染拡散防止対策等 計255億円

③ スケジュール

汚染拡散防止を図りながら、原状回復を令和4年度までに完了する。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
汚染土壌・地下水浄化対策	→				
モニタリング調査	→				
跡地整形			→		
工作物撤去			→		

④ 進捗状況（令和元年度末現在）

i 廃棄物の処理（13地区）

平成25年度末、13地区の撤去を完了した。

年 度	処 理 量 （トン）		進捗率（%）
	実 績	累 計	
15年度～ 20年度	176,398	176,398	49.2
21年度	51,307	227,705	63.6
22年度	52,987	280,692	78.4
23年度	23,536	304,229	84.9
24年度	38,158	342,388	95.6
25年度	15,743	358,131	100.0

ii 汚染土壌対策（8地区）

平成19年度から浄化（掘削除去、微生物処理等）を実施し、平成26年1月末、8地区中7地区の浄化が完了した。残る1地区（N地区）では、VOCの浄化処理中である。

iii 1,4-ジオキサンへの対応

平成21年1月に新たに環境基準項目に指定された1,4-ジオキサンは、県境現場の地下水から検出されたため、平成25年度から浄化処理中。

高濃度土壌の掘削除去や揚水井戸による洗出し強化等の重点的な対策を実施しており、令和4年度内には環境基準に適合する見通しである。

ウ 責任追及の状況

廃棄物処理法に基づき、原因者に対して行政代執行に要した費用の求償（納付命令）、保有財産の差押、換価を進めるとともに、廃棄物処理法に基づき排出事業者等に対する責任追及を行っている。

① 排出事業者等に対する措置（納付）命令の状況

平成27年3月末までの措置（納付）命令の発出事業者数は26者、撤去命令量は472.36トン。

年 度	命令事業者数	撤去命令量（t）	備 考
14年度	1	0.57	措置命令
15年度	6	1.52	〃
16年度	11	305.39	〃
17年度	4	52.61	〃
18年度	3	69.36	〃
24年度	1	42.91	納付命令
計	26	472.36	命令履行済

② 排出事業者等の自主撤去申出の状況

令和2年3月末までの自主撤去の申出事業者数は60者、撤去申出量は15,300.39トン（履行済量は15,284.41トン）。

年 度	申出事業者数	撤去申出量（t）	備 考
平成16年度	1	1,287.39	
17年度	7	1,370.25	分割履行含む
18年度	12	3,950.09	
19年度	4	3,780.16	分割履行含む
20年度	2	526.24	
21年度	2	656.88	分割履行含む
22年度	1	1,044.27	
24年度	2	88.28	
25年度	7	2,011.56	分割履行含む
26年度	11	353.18	
令和元年度	11	232.1	分割履行等含む
計	60	15,300.39	履行済量15,284.41 t

4 ごみ処理広域化

【岩手県におけるごみ処理広域化の趣旨】

本県では、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成9年1月ごみ処理に係るダイオキシン類削減対策検討会策定）及び「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づき、ごみ焼却施設（以下「焼却施設」という。）の集約化を中心としたごみ処理広域化（以下「広域化」という。）を推進し、ダイオキシン類の排出削減、リサイクルの推進、ごみ処理コストの低減等を図ることを目的とした「岩手県ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定した（以下「当初計画」という）。

他の都道府県においても、本県と同様に広域化に係る計画が策定され、焼却施設の改修や集約に加え、技術の進歩・進展により、ダイオキシン類の削減については、全国的にも成果が見られる。

一方で、今後のごみ処理体制を考えるうえでは、昨今の自然災害が多発する状況や、人口減少・市町村の財政事情、資源・エネルギーの有効利用に対応していくための視点も必要であり、広域化は有効な施策の一つと考えられる。

また、広域化に当たっては、焼却施設の供用年数や、国から示されているストックマネジメントの考え方を踏まえて、適切な維持管理により必要に応じて長寿命化・延命化を図るなど、各地域の実情に応じたごみ処理体制を検討・構築していくことが必要である。

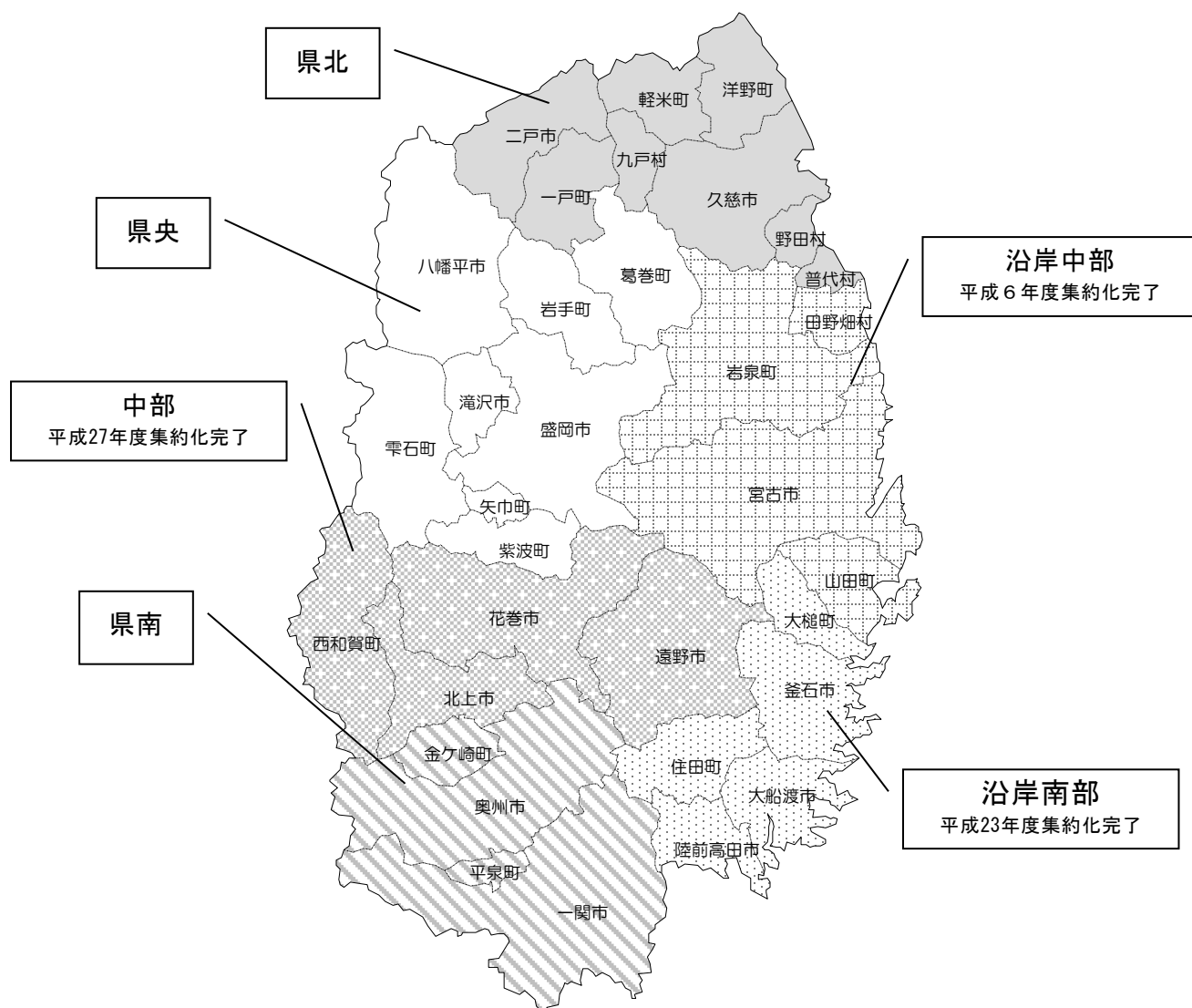
なお、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）が発出され、ごみ処理広域化・集約化の必要性について改めて通知されるとともに、ブロックごとの廃棄物処理体制について検討の上、進行管理を行うこととされたことから、人口推移やごみ排出量等の傾向のほか、ごみ処理に係る技術の向上等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することとする。

(1) 「岩手県ごみ処理広域化計画」(当初計画)の成果と新たな課題

当初計画は計画期間を平成29年度までと定め、県内を県北、県央、中部、県南、沿岸中部、沿岸南部の6ブロックに区割りし、広域化を推進するための指針として策定した。

この6ブロックのうち、沿岸中部ブロックが計画期間前に焼却施設の集約化(以下「集約化」という。)を完了しており、中部及び沿岸南部の2ブロックが計画期間内に集約化を実施した。

広域化計画の目的として、ダイオキシン類の削減、焼却残さの高度処理、リサイクルの推進、未利用エネルギーの有効活用、廃棄物処理コストの低減等を掲げているが、その成果・取組状況と新たな課題は次のとおりである。



【図表1-1 広域化計画におけるブロック割】

ア 広域化計画の課題・成果と取組状況

① ダイオキシン類の削減

平成9年以降、法令等によりダイオキシン類の排出基準が設けられ、焼却施設の排ガス中ダイオキシン類排出量は年々減少が続き、平成30年度における全国の排出量は20g-TEQ

(平成9年度比▲99.6%)となっており、集約化のほか、技術の進歩・進展により、ダイオキシン類の削減については成果が見られる。

本県のダイオキシン類対策が必要な焼却施設は、平成9年度は12施設であったが、平成30年度にはゼロとなっており、広域化計画の計画期間内にダイオキシン類の排出基準に基づく焼却施設の改良・整備が進められた。

【図表1-2 (岩手県) ダイオキシン類の排出基準に係る県内の状況】

	平成9年度	平成30年度
焼却施設数	22	14
ダイオキシン類排出に係る対策が必要な焼却施設数	12	0

② 焼却残さの高度処理

焼却残さについては、沿岸南部ブロックの焼却施設をはじめ、県内の熔融炉ではスラグとして資源化されている。また、焼却炉で発生する焼却残さについては、中部ブロックにおいて主灰をセメント資源化しており、広域化計画の計画期間内に集約化を実施したブロックでは焼却残さの資源化が進められている。

【図表1-3 (岩手県) 炉型式別施設数と焼却残さの処理状況】

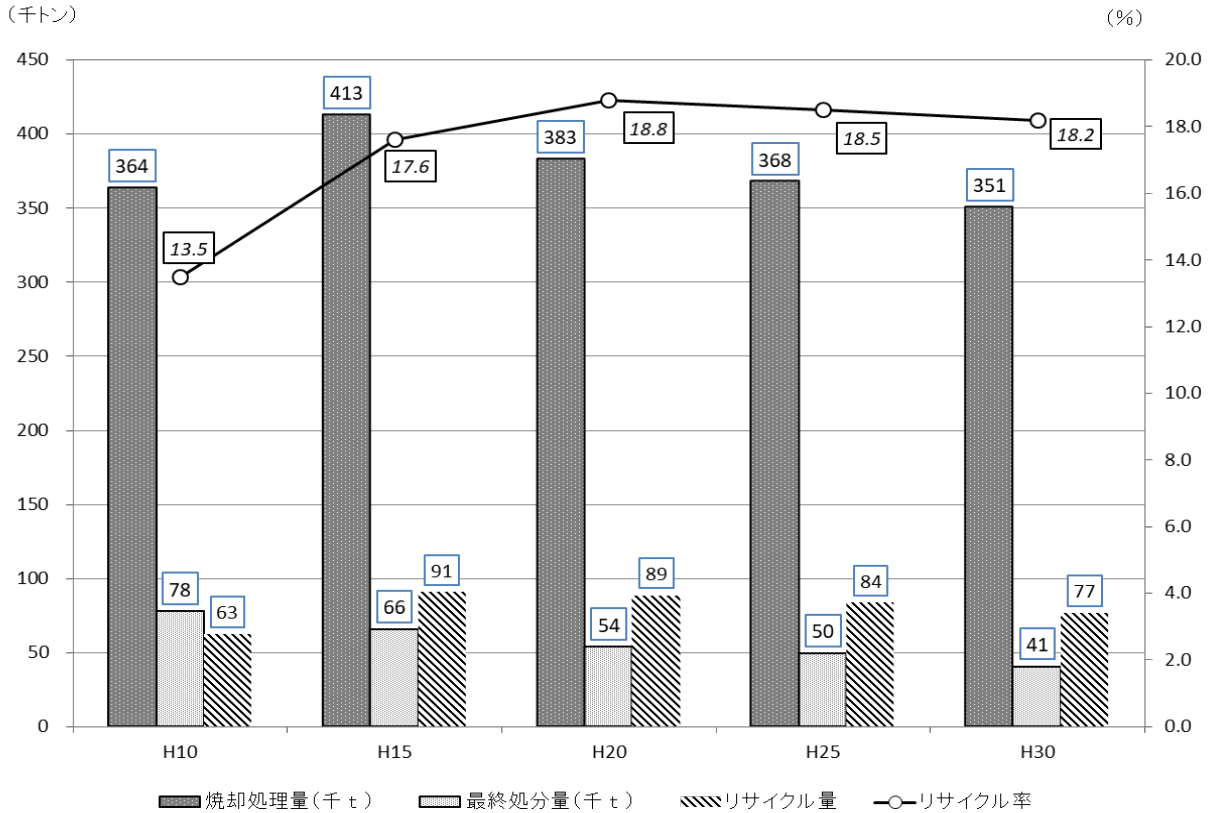
	施設数	焼却残さの処理状況	
		資源化	埋立
熔融炉	3	3 (1)	0
焼却炉	11	2 (1)	9

※「資源化」欄の()内の数値は、計画期間内に集約化を実施したブロックの施設数を表すものである。

③ リサイクルの推進

ごみ収集に係る分別数の県内平均は平成10年度が6種類であったが、平成30年度は15種類となっており、分別の細分化が図られている。

こうした取組等を通じリサイクルの推進が図られており、平成30年度の県全体のリサイクル量は77千トンとなり、平成10年度と比較して14千トン増加している。また、リサイクル率は、平成30年度は18.2%となっており、平成10年度と比較して4.7ポイント上昇している。



【図表1-4 (岩手県) ごみ焼却量・リサイクル率等の推移】

④ 未利用エネルギーの有効活用

全国の焼却施設数は平成10年度には1,769施設であったが、平成30年度には1,082施設となり、約4割の減少となっているほか、処理能力は100トン/日未満が減少し、100トン/日以上が増加するなど、施設の大規模化・集約化が進んでいる。

また、全連続運転施設の割合は、平成10年度26.8%から平成30年度63.5%に上昇している。

焼却施設の大規模化・集約化、全連続運転の増加に伴い、エネルギーの活用が進んでおり、全国では748施設(焼却施設の69.1%)が温水利用、蒸気利用又は発電により余熱利用に取り組んでいる。

特に発電を行っている焼却施設は379施設となっており、全焼却施設の35.0%を占めている。これらの施設による年間総発電量9,553GWhは、約321万世帯分の年間消費電力量に相当する。

焼却施設におけるエネルギーの有効活用にあたっては、効率的なエネルギー回収を行うため、大規模化や全連続運転が有効である。

本県の平成30年度における焼却施設数は14施設であり、規模別にみると、100トン/日未満が5施設、100トン/日以上300トン/日未満が8施設、300トン/日以上が1施設となっており、広域化計画策定時と比較すると施設の大規模化が進んでいる。

また、大規模化に伴い全連続運転施設が増加し、14施設中11施設が全連続運転となっている。

本県の焼却施設でも余熱利用が進められ、特に発電利用している施設は5施設となっており、平成10年度と比較して増加している。発電利用している施設は、すべて全連続運転かつ100トン/日以上以上の規模を有している。

なお、広域化計画では、当該計画策定以降に建設される焼却施設は、原則としてダイオキシン類の排出が少ない全連続炉とし、安定的な燃焼ができる処理能力100トン/日の規模を確保することとしているが、平成11年以降に建設された焼却施設4施設は、いずれも全連続運転かつ100トン/日以上以上の規模となっている。

【図表1-5 (岩手県) 規模別焼却施設数】

年度	100トン/日未満	100トン/日以上 300トン/日未満	300トン/日以上	合計
平成10年度	14 (63.6)	7 (31.8)	1 (4.5)	22
平成30年度	5 (35.7)	8 (57.1)	1 (7.1)	14

※各年度の下段の()内の数値は、全施設数に対する規模ごとの施設数の割合である。

【図表1-6 (岩手県) 焼却施設における余熱利用の状況】

年度	施設数	温水利用		蒸気利用		発電	
		場内	場外	場内	場外	場内	場外
平成10年度	22	20 (90.9)	1 (4.5)	1 (4.5)	1 (4.5)	1 (4.5)	1 (4.5)
平成30年度	14	11 (78.6)	2 (14.3)	1 (7.1)	0 (0)	5 (35.7)	5 (35.7)

※各年度の下段の()内の数値は、全施設数に対する余熱利用の形態ごとの施設数の割合である。

※複数の余熱利用をしている施設があること。

⑤ 廃棄物処理コストの低減

本県では、100トン/日以上以上の規模を有する焼却施設が6割以上を占め、平均規模は約139トン/日となっており、広域化計画策定時(平均規模約75トン/日)と比較して、スケールメリットを得られる状況が進展している。一方、50トン/日以下の小規模な施設は3施設となっている。

廃棄物処理施設の入札・契約データベース(環境省)では、全国の焼却施設の1トン当たりの平均建設単価は、50トン/日未満の施設で約7,600万円、100トン/日以上300トン/日未満の施設で約5,000万円、300トン/日以上以上の施設で約4,200万円となっており、施設規模が大きくなるにつれて、建設単価が低減している。

⑥ 集約化完了ブロックにおける成果等

集約化を実施したブロックでは、コスト削減や未利用エネルギーの活用が図られるとともに、環境教育・普及啓発等に係る施策が実施され、家庭系ごみの排出量が削減するなど、

ハード・ソフト両面から資源・エネルギーの有効利用が図られた。

集約化前と同等規模の施設整備を行った場合に要するコストと比較すると、沿岸南部ブロックにおいては約4億円、中部ブロックにおいては約67億円の施設整備に係るコストが削減されたものと試算される。また、両ブロックの集約化前後の一人当たりの年間の処理及び維持管理費を比較すると、沿岸南部ブロックでは3,153円の減（集約化前：平成16年度13,004円、集約化後：平成25年度9,851円）、中部ブロックでは1,098円の減（集約化前：平成19年度7,124円、集約化後：平成28年度6,026円）となっており、いずれも処理及び維持管理費が減少している。

未利用エネルギーの活用により、沿岸南部ブロックでは約4,400世帯分、中部ブロックでは約7,900世帯分の年間消費電力に相当する電力を発電している。

沿岸南部ブロックでは熔融炉を整備し、熔融残さ物である熔融スラグ・メタルの資源化を図っており、熔融スラグは道路舗装用資材やコンクリート二次製品に使用されている。

また、中部ブロックでは焼却炉を整備しているが、焼却灰（主灰）をセメント資源化しており、両ブロックにおいて焼却残さの資源化が進められている。

【図表1-7 集約化完了ブロックにおける施設規模等の比較】

ブロック等	沿岸南部ブロック			中部ブロック		
	集約化前 (H16)	集約化後 (H25)	集約化後 (H30)	集約化前 (H19)	集約化後 (H28)	集約化後 (H30)
施設数	3	1	1	3	1	1
施設規模（トン/日）	155	147	147	316	182	182
発電量（MWh）	—	15,977	13,959	—	28,596	29,224
家庭系ごみ1人当たり 年間排出量（kg/年）	281	208	217	165	155	158
リサイクル率（％）	24.1	32.8	23.5	20.9	26.7	24.4

イ 新たな課題

第1節のとおり、本県においても集約化等により、ダイオキシン類の削減については成果が見られる。また、リサイクルの推進や未利用エネルギーの活用なども進んでいる。

今後の焼却施設の整備に当たっては、人口減少が進んでいく中で、資源・エネルギーの有効利用に係る取組の継続・改善等に加えて、長寿命化・延命化や災害対策などの新たな視点が必要であるとともに、地域の実情に応じたごみ減量化・リサイクルの取組を進めていくことが求められる。

国では「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号）において、広域化が適正な循環的利用や適正処分を進めるうえでの取組の一つとしてあげられている。

① 廃棄物処理施設の長寿命化・延命化

国では「廃棄物処理施設整備計画」（平成20年3月25日閣議決定）において、ストックマ

ネジメントの考え方を示し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新等による施設の長寿命化・延命化を推進している。

本県においても、今後、人口減少が進んでいく中で、既存施設を活用し、コスト削減を図りながら将来にわたってごみ処理体制を維持管理していく必要があり、既存施設の長寿命化・延命化を図った後、地域の実情に応じた集約化に取り組んでいくことは有効な施策の一つと考えられる。

② 災害廃棄物処理体制の確保

近年では全国各地で台風等による水害や土砂災害により、大量の災害廃棄物が発生している。平成26年8月の豪雨により広島市では約52.2万トン、平成27年9月の関東・東北豪雨により茨城県常総市では約5.2万トンの災害廃棄物が発生した。

本県においても平成28年台風第10号により約9万トン、令和元年台風第19号（東日本台風）により約5万トン（当初推計値ベース）の災害廃棄物が発生し、被災市町村や当該市町村が属する一部事務組合及び広域連合のほか、近隣市町村等の協力により処理を進めた。こうした状況を踏まえ、焼却施設の処理能力に一定の余裕を確保し、災害廃棄物処理に備える必要がある。

③ 住民視点・未利用エネルギーの活用等

今後は、資源・エネルギーの有効利用や防災の観点から焼却施設を住民にとって安全安心な施設とするため、ごみ焼却等に伴う熱回収・発電などの未利用エネルギーの活用を図る必要があるほか、周辺環境整備や防災拠点としての機能を付加することが求められる。また、広域化を通じて住民意識の高揚を図るため、ごみ減量化・リサイクルに係る先進事例を参考とした取組を実施するなど、ソフト事業に継続的に取り組んでいく必要がある。

(2) ごみ処理の現況と将来予測

ア ごみ処理の現況と取り巻く環境の変化

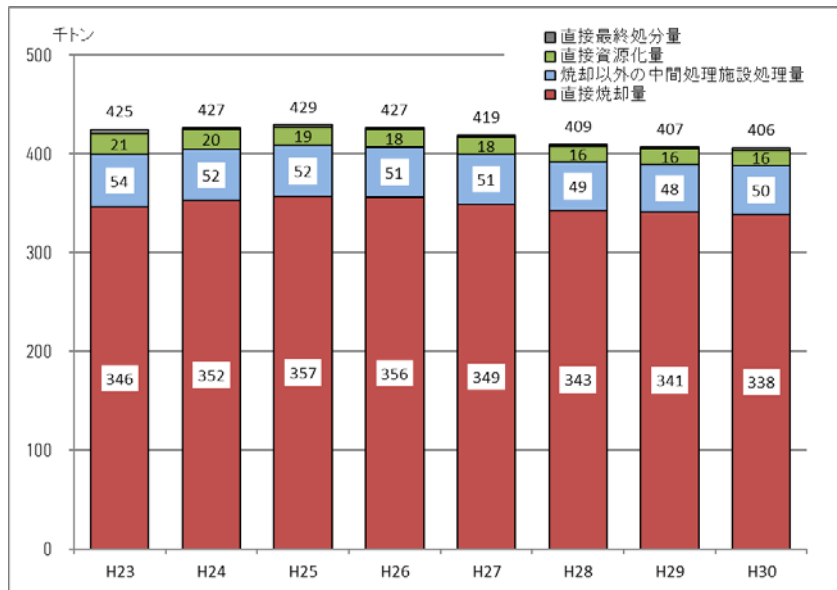
① ごみ処理等の状況

県内の平成30年度のごみ処理量は406千トンで、東日本大震災津波以降は増加傾向にあったが、徐々に減少に転じている。

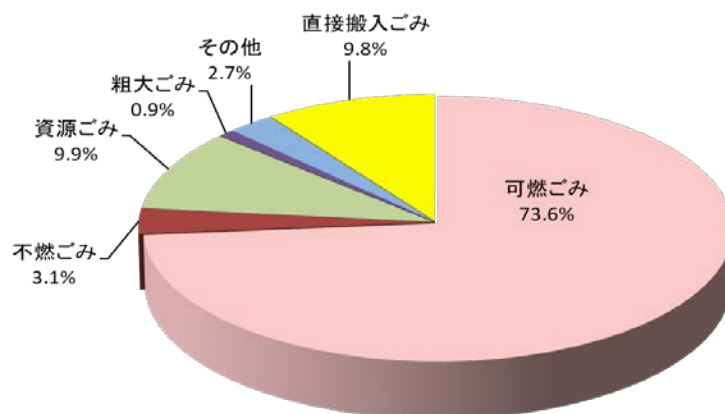
ごみ処理量の内訳は直接焼却量が338千トン（83.4%）、焼却以外の中間処理施設処理量が50千トン（12.2%）、直接資源化量が16千トン（3.9%）、直接最終処分量2千トン（0.5%）となっている。

収集区分別のごみ排出量の割合は、平成30年度は可燃ごみが73.6%であり、可燃ごみ以外では資源ごみが9.9%、不燃ごみが3.1%、粗大ごみが0.9%となっている。この構成比は、近年ほぼ同様の割合で推移している。

また、本県のリサイクル率は18%代の水準（平成30年度：18.2%）で推移しており、全国平均（平成30年度：19.9%）を下回っている。



【図表2-1 (岩手県) ごみ処理量の推移】



【図表2-2 (岩手県) 平成30年度ごみ収集区分別排出量】

② ごみ処理の体制

当初計画に基づくブロック別のごみ焼却体制は、(1)から(6)に示すとおりである。

また、市町村、一部事務組合又は広域連合が、最終処分場のほか粗大ごみ処理施設や資源化等施設を設置するなど、それぞれの団体でごみ処理体制を構築している。

当初計画の計画期間内に集約化を実施した沿岸南部ブロック、中部ブロックでは、広域処理を効率的に行うため、ごみの圧縮や大型運搬車への積替等を行う中継施設が設置されている。

○ 県北ブロックにおけるごみ焼却体制

久慈市、洋野町、野田村及び普代村の4市町村分を久慈広域連合において処理している。また、二戸市、軽米町、九戸村及び一戸町の4市町村分を二戸地区広域行政組合において処理している。

○ 県央ブロックにおけるごみ焼却体制

盛岡市（都南地域・玉山地域を除く。）、八幡平市、葛巻町では、それぞれ当該市町において処理している。

盛岡市の都南地域分は、紫波町分と矢巾町分とともに盛岡・紫波地区環境施設組合において、盛岡市の玉山地域分と岩手町分を岩手・玉山環境組合においてそれぞれ処理している。

また、滝沢市と雫石町の2市町分を滝沢・雫石環境組合において処理している。

○ 中部ブロックにおけるごみ焼却体制

当該ブロックは平成27年度に集約化が完了し、花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町の4市町分を岩手中部広域行政組合において処理している。

○ 県南ブロックにおけるごみ焼却体制

奥州市及び金ケ崎町の2市町分を奥州金ケ崎行政事務組合において処理している。

また、一関市及び平泉町の2市町分を一関地区広域行政組合において処理している。

○ 沿岸中部ブロックにおけるごみ焼却体制

当該ブロックは平成6年度に集約化が完了し、宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村の4市町村分を宮古地区広域行政組合において処理している。

○ 沿岸南部ブロックにおけるごみ焼却体制

当該ブロックは平成23年度に集約化が完了し、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町及び大槌町の5市町分を岩手沿岸南部広域環境組合において処理している。

【図表2-3 焼却処理の実施主体】

ブロック	市町村	焼却処理の実施主体
県北	久慈市、普代村、野田村、洋野町	久慈広域連合
	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	二戸地区広域行政組合
県央	盛岡市（都南地域、玉山地域を除く。）	盛岡市
	八幡平市	八幡平市
	葛巻町	葛巻町
	盛岡市（玉山地域）、岩手町	岩手・玉山環境組合
	盛岡市（都南地域）、紫波町、矢巾町	盛岡・紫波地区環境施設組合
	滝沢市、雫石町	滝沢・雫石環境組合
中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町	岩手中部広域行政組合
県南	奥州市、金ケ崎町	奥州金ケ崎行政事務組合
	一関市、平泉町	一関地区広域行政組合
沿岸中部	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	宮古地区広域行政組合
沿岸南部	大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町	岩手沿岸南部広域環境組合

【図表2-4 焼却施設の設置状況】

ブロック	市町村等	施設名称	施設の種類	処理能力 (ト/日)	使用期間	余熱利用の状況
			処理方式			
			炉型式			
県北	久慈広域連合	久慈地区ごみ焼却場	焼却	120	33	場内温水
			ストーカ式(可動)			
			全連続運転			
	二戸地区広域行政事務組合	二戸地区クリーンセンター	焼却	90	24	場内温水
			流動床式			
			全連続運転			
県央	盛岡市	盛岡市クリーンセンター	焼却	405	21	場内・場外温水、場内蒸気、発電(場内・場外利用)
			ストーカ式(可動)			
			全連続運転			
	八幡平市	八幡平市清掃センター	焼却	50	21	場内温水
			ストーカ式(可動)			
			バッチ運転			
	葛巻町	葛巻町清掃センター	焼却	10	26	なし
			ストーカ式(可動)			
			バッチ運転			
	岩手・玉山環境組合	ごみ焼却施設	焼却	28	22	場内温水
			ストーカ式(可動)			
			バッチ運転			
	盛岡・紫波地区環境施設組合	ごみ焼却施設	ガス化溶融・改質	160	16	場内温水、発電(場内・場外利用)
			シャフト式			
			全連続運転			
	滝沢・雫石環境組合	滝沢清掃センター	ガス化溶融・改質	100	17	発電(場内・場外利用)
			シャフト式			
			全連続運転			
中部	岩手中部広域行政組合	岩手中部クリーンセンター	焼却	182	4	発電(場内・場外利用)
			ストーカ式(可動)			
			全連続運転			
県南	奥州金ヶ崎行政事務組合	胆江地区衛生センター	焼却	240	25	場内・場外温水
			ストーカ式(可動)			
			全連続運転			
	一関地区広域行政組合	一関清掃センターごみ焼却施設	焼却	150	38	場内温水
			ストーカ式(可動)			
			全連続運転			
大東清掃センターごみ焼却施設	大東清掃センターごみ焼却施設	焼却	80	20	場内温水	
		流動床式				
		全連続運転				
沿岸中部	宮古地区広域行政組合	宮古清掃センター	焼却	186	25	場内温水
			流動床式			
			全連続運転			
沿岸南部	岩手沿岸南部広域環境組合	岩手沿岸南部クリーンセンター	ガス化溶融・改質	147	8	場内温水、発電(場内・場外利用)
			シャフト式			
			全連続運転			

※「使用期間」は、各施設の供用開始年度から平成30年度までの期間を示している。

イ 人口、ごみ処理量の将来推計

本県の人口は減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2040年には93万8千人になり、その後も減少を続けるものと見込まれている。

こうした人口減少に伴い、ごみ排出量は減少していくものと考えられ、これまでのごみ排出量の実績等を基に推計すると、今後の通常時における県全体の1日当たりのごみ焼却量は、2015年度は1,342トンであったものが2040年度には951トンまで減少するものと見込まれる。

このように通常時のごみ焼却量は、人口減少等に伴い減少していくものと考えられるが、近年は自然災害が多発する傾向にあり、焼却施設の整備に当たっては災害廃棄物の処理を円滑に進めるための視点も必要となる。

【図表2-5 ブロックごとの1日当たりごみ焼却量の推計】

ブロック	区分	年度別推計値					
		2015 (H27)	2020	2025	2030	2035	2040
県北	1日当たり焼却量(トン)	115	101	93	86	79	72
	人口	119,985	106,585	98,279	90,210	82,567	75,196
県央	1日当たり焼却量(トン)	540	505	479	459	439	415
	人口	475,793	458,260	441,523	423,161	403,453	382,024
中部	1日当たり焼却量(トン)	217	202	192	181	171	160
	人口	227,161	212,639	201,820	190,883	180,050	169,316
県南	1日当たり焼却量(トン)	255	234	219	205	191	177
	人口	268,397	247,933	232,159	216,757	201,979	187,486
沿岸中部	1日当たり焼却量(トン)	93	80	73	66	61	55
	人口	86,349	77,967	71,507	65,166	59,119	53,425
沿岸南部	1日当たり焼却量(トン)	121	106	97	88	80	72
	人口	113,067	103,057	94,537	86,162	78,161	70,657
合計	1日当たり焼却量(トン)	1,342	1,229	1,153	1,085	1,021	951
	人口	1,291,352	1,206,441	1,139,825	1,072,339	1,005,329	938,104

(3) 本県における今後のごみ処理体制の目指す方向

前述のとおり、今後の人口減少に伴い、通常時のごみ焼却量は減少していくものと推計されるが、災害対応やコスト削減、未利用エネルギーの活用を図るため、次に掲げのごみ処理体制の構築が必要となる。

ア 持続可能なごみ処理体制

今後の人口減少に伴いごみ排出量の減少が予測されることから、市町村等が長期的に安定した運営ができるよう焼却施設を集約化する。

集約化による一定以上の耐震性や規模等を有する焼却施設の整備により、災害時における稼働体制の確保を図り、通常時から災害時まで切れ目のないごみ処理体制を構築する。

集約化に当たっては、市町村等の厳しい財政状況の中でコスト削減を図りつつ、現有施設を活用していくために、ストックマネジメントの手法を導入し、地域の実情を踏まえて長寿命化・延命化を検討する。

イ 災害に強いごみ処理体制

災害時においても安定したごみ処理を進めるため、強靱な焼却施設を整備し、ストックヤードや自家発電設備等の付加施設・設備の整備を検討する。

自然災害が各地で発生する状況の中、災害廃棄物を処理するため、通常ごみの受入れに加え、ブロック内外で発生した災害廃棄物を受け入れられるよう処理能力の確保を図る。

ウ 住民の視点に立ったごみ処理体制

資源の有効利用、効率的な熱回収など未利用エネルギーの活用による環境負荷の低減を図るとともに、大規模化・集約化による余熱利用等により、周辺環境整備や防災拠点としての機能を付加し、住民にとって安全安心な焼却施設の整備を進める。

(4) 本県における今後のごみ処理施策の方向

ア ごみ処理広域化

① 基本的方向

第3章に掲げる「災害に強いごみ処理体制」、「持続可能なごみ処理体制」、「住民の視点に立ったごみ処理体制」の維持や構築・整備を推進していくためには、集約化・広域化は有効な施策の一つと考えられる。

ダイオキシン類対策については成果が得られたところであるが、今後も人口の推移やごみ排出量など、各地域の実情を踏まえて一定規模以上の能力・規模を有した焼却施設の整備が必要であり、災害対応のための余剰能力の確保、コスト削減、サーマルリサイクルの効率性といった観点から、最終的にはブロックごとに焼却施設を1か所に集約化していくことが求められる。

当初計画においては、焼却施設の規模や通勤圏、商圈等の地域特性を踏まえてブロック割を行い広域化を促進してきたが、計画策定後19年が経過し人口減少が進んでいるものの、地域特性に大きな変動はないものと考えられる。

また、県出先機関や一部事務組合等の設置状況や人口の推移等から、今後の広域化の検討のうえでも現行のブロック割の枠組みを維持することが適当と考えられる。

こうしたことから、ブロック割については、当初計画の考え方にに基づき、県北、県央、中部、県南、沿岸中部及び沿岸南部の6ブロックとする。

県は、各ブロックにおける施設整備の状況等を把握し、国の動向や他県等の情報提供を行うほか、市町村等が長期的に安定したごみ処理施設の運営ができるよう技術的助言を行う。

市町村等は、人口やごみ排出量の推移、施設の供用年数など、各地域の実情を踏まえた集約化に取り組み、「災害に強いごみ処理体制」、「持続可能なごみ処理体制」、「住民の視点に立ったごみ処理体制」の維持や構築・整備を推進していくことが必要となる。

② 集約化によるメリット

全国の焼却施設を見ると、100トン/日未満の小規模な施設では余熱利用が42.6%にとどまっている。一方で、100トン/日以上施設では90.0%の施設で余熱利用を行っており、特に300トン/日以上施設においては89.9%が発電利用している。

なお、当初計画では施設規模を100トン/日以上、できる限り300トン/日以上を目標としているが、この施設規模の考え方については、サーマルリサイクルの観点から現在でも効果的である。集約化に当たっては、こうした現状を踏まえて施設規模を検討することが望ましい。

また、広域化を進めることと並行して、各ブロック内の市町村等が協力し、より高い水準の分別区分に統一するよう調整を図るなど、施設統合までの間にごみの減量化・リサイクルが推進されることが期待される。

集約化を実施した沿岸南部ブロックや中部ブロックにおいても、従前施設の処理能力を合計した場合よりも小さい処理能力の施設が整備されており、ごみ減量化やリサイクルが

進むほか、熱エネルギーの回収などが図られ、合理的な施設となっている。

イ ごみ焼却施設の長寿命化・延命化

環境省では「廃棄物処理施設整備計画」において、ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進することにより、施設の長寿命化・延命化を図ることとしている。

また、同省作成の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成22年3月策定）によると、一般廃棄物処理施設は他の公共施設と比較すると施設全体として耐用年数が短く、焼却施設について見ると、平成初頭以前に稼働を開始した施設は、更新時期を迎えつつある状況となっている。一方で、国及び地方公共団体の財政状況も厳しい状況にあり、既存施設を有効利用するため、機能を効率的に維持することが急務となっている。

焼却施設の供用年数は、全国的に20年程度で廃止を迎えている施設が多く、本県でも、市町村等の財政状況を踏まえ、既存施設の保全を図るとともに、必要に応じて延命化を目的とする改修工事を行うなど、長寿命化を図っていくことが有効である。

なお、「環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）平成28年度～平成32年度」（平成28年3月策定）によれば、施設はその使用により性能等が劣化するため、長寿命化・延命化によって機能を維持・向上できるのは5年から10年程度と考えられており、その後の施設性能や環境性能の維持が困難となることから、計画的に集約化を検討・推進していくことが必要となる。

ウ ごみ減量化・リサイクル

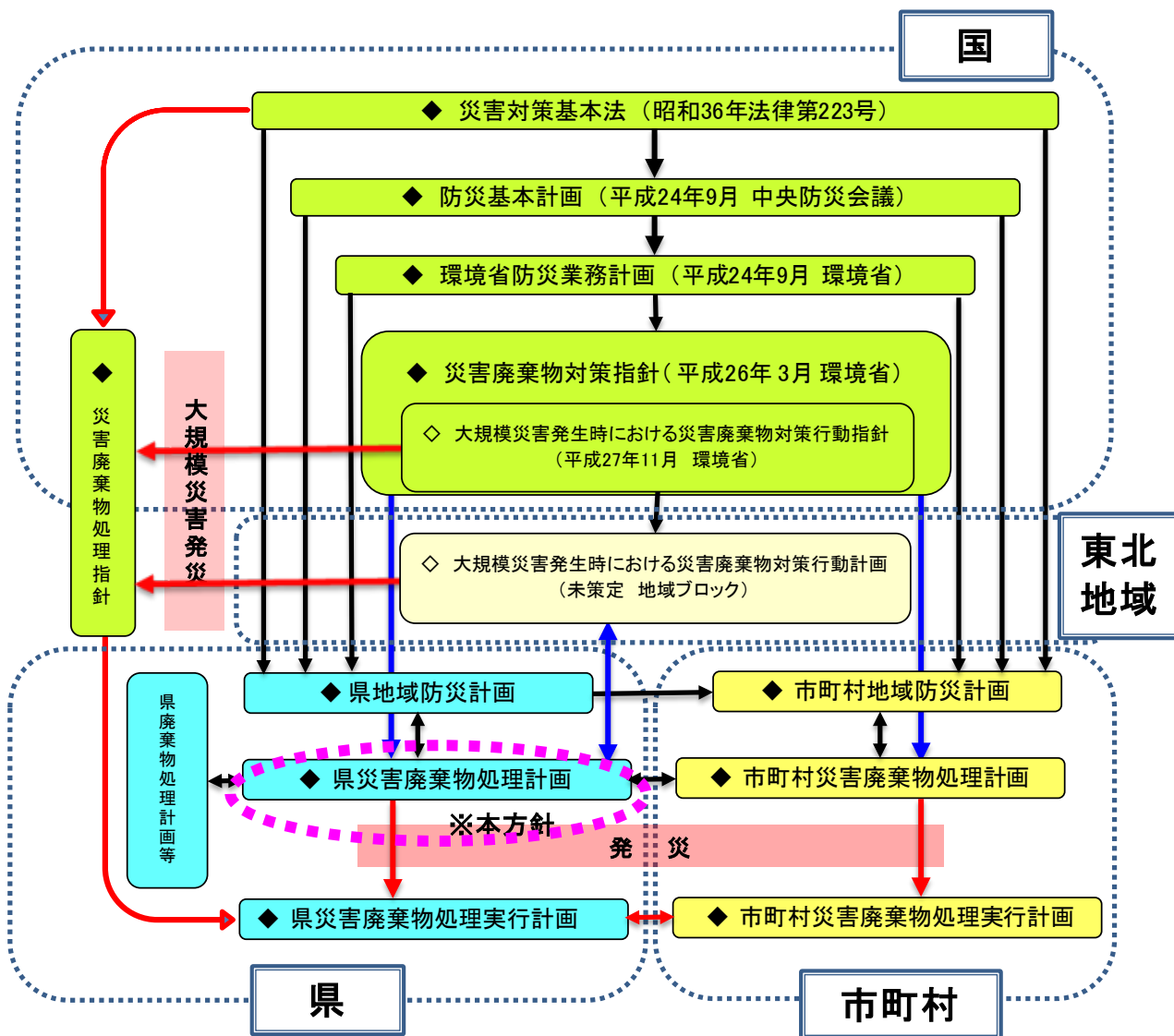
市町村等は、広域化に係る住民説明会等の市民参加による話合いの中で住民意識の高揚を図り、ブロック内でより高い水準の分別区分に統一するよう調整を図るなど、ごみ減量化・リサイクルを推進することが必要である。

また、施設の整備・改良に加え、市町村や住民、関係団体の連携・協働によるごみ減量化・リサイクルのほか、ごみ処理体制を実施していくためのあらゆる施策の導入を検討していくことが求められる。

5 災害廃棄物処理計画の位置付け

岩手県では、東日本大震災津波による、多種・大量の災害廃棄物の処理を経験しましたが、今後における平時から大規模災害までの切れ目のない対応への備えとして、これらの教訓を生かし、平成28年2月に「岩手県災害廃棄物対応方針」（都道府県災害廃棄物処理計画に相当）を策定しました。

同方針と災害廃棄物対策指針（平成26年3月環境省策定）、岩手県地域防災計画等との関係性は以下のとおりです。



6 放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン（第2版・概要）

（平成26年4月 岩手県）

1 ガイドラインの位置づけ

市町村における放射性物質汚染廃棄物等の焼却・埋立等を促進するに当たって、当面の基本的考え方を示すもの。

2 現状と課題

■農林業系副産物

- ・放射性物質汚染廃棄物等は、主に県南で発生しており、一関市が全体の約半分を占めている。
- ・現在、市町村等では焼却に向けた取組が進められているが、地域住民への丁寧な説明により理解を得ることが必要である。
- ・なお、一部の市町村では、腐敗等による環境汚染問題の発生が懸念される牧草の中長期的な保管のための乾燥・圧縮処理（ペレット化）を実施している。
- ・放射性物質汚染廃棄物等を大量に抱える地域では、焼却のみでは処理に長期間を要することが見込まれるほか、腐敗等による臭気など衛生上の支障も懸念されるため、効率的な処理、長期保管への対策など、新たな知見を求め、地域実情に応じた保管・処理について検討することが必要である。

■除染土壌

- ・放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染重点調査地域（一関市、奥州市、平泉町）において、除染土壌は施設敷地内で保管されている。
- ・除染後の空間線量率は、除染措置の目安の $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満に低減している。
- ・平成25年度以降は、学校等以外の公共施設、住宅等の除染を実施することとし、対応中である。

■道路側溝汚泥（除染計画対象区域）

- ・除染実施区域等の市町村道も含めた道路の側溝汚泥は、震災後、受入施設がないことから除去を停止している。
- ・平成24年度に学校周辺の県道の空間線量率を調査したところ、多くの地点で除染措置の目安の $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回っていた。
- ・市町村では季節ごとの側溝清掃を停止しているため、臭気など衛生上の支障が懸念されるところもある。
- ・現在、対象市町村では、汚泥の撤去に向け、一時保管施設等の設置等の検討や整備工事が行われているが、住民理解の醸成が必要である。

3 市町村等の主な対応状況

■農林業系副産物

- ・平成24年9月末に保管中だった24市町村のうち、平成26年3月末現在、焼却処理済が5市町村、焼却処理中が7市町村。このうち、一関市の大東清掃センターでは国のモデル事業として $8,000\text{Bq/kg}$ 超を含む牧草の焼却が行われた。

■除染廃棄物

- ・除染実施計画対象地域の一関市、奥州市、平泉町において、一時保管施設について整備または検討中である。

4 処理に向けた基本的な考え方

- (1) 国から詳細な処理方針を示されない場合は、他都県の情報も適宜入手しつつ、現実的な処理を推進
- (2) 既存施設を活用し廃棄物を $8,000\text{Bq/kg}$ 以下の濃度に抑制して焼却・埋立することを基本とし、市町村の取組を支援するとともに、新たな知見による多様な保管・処理方法も検討
※早期処理に向けた多様な処理方法、乾燥・圧縮処理（ペレット化）等の中長期的保管対策等
- (3) 一時保管施設の設置支援など地域ニーズに応じた処理を支援
※国への要望継続、国庫補助対象外の一時保管施設への支援等
- (4) 県の「放射能汚染廃棄物処理等支援チーム」による市町村と一体となった県民への丁寧な説明、技術支援の実施。
特に多量に廃棄物等を有する市町村等への重点支援

5 市町村等における処理等の指針

(1) 農林業系副産物

牧草、稲わら
堆肥、ほだ木

- (1) 対象地域 県内全域
- (2) 処理プロセス
①農家・牧草地⇒②保管施設(一時保管、ペレット化等)⇒③前処理施設(裁断等)
⇒④一般廃棄物焼却施設(生活系廃棄物と混焼し、焼却灰を8,000Bq/kg以下に管理)

(2) 除染土壌

除染土壌

- (1) 対象地域 除染実施区域等
- (2) 処理プロセス

(3) 除染廃棄物

道路側溝汚泥

- (1) 対象地域 除染実施区域等
- (2) モニタリング・調査 個別調査のほか、道路走行サーベイなどの実施
- (3) 処理方法
①道路側溝(除染上又は施設管理上最小限の汚泥を除去)
⇒②保管施設(地域内に一時保管場所を確保、対応可能な地域から)

道路法面草木
河川敷草木等

- (1) 対象地域 除染実施区域等
- (2) モニタリング・調査 道路走行サーベイ、河川公共水域放射性物質モニタリング等の実施
- (3) 処理方法
・市町村、民間処理業者等の処理施設において処理
・外部有識者による検討委員会の提言を踏まえ、野外焼却の自粛要請は継続しない

6 市町村等への県の支援

- (1) 技術支援: 支援チームによる対応、技術的支援等
- (2) 財政支援: 一時保管施設整備支援継続等
- (3) 国への継続的要望: 制度面、財政面で要望を継続

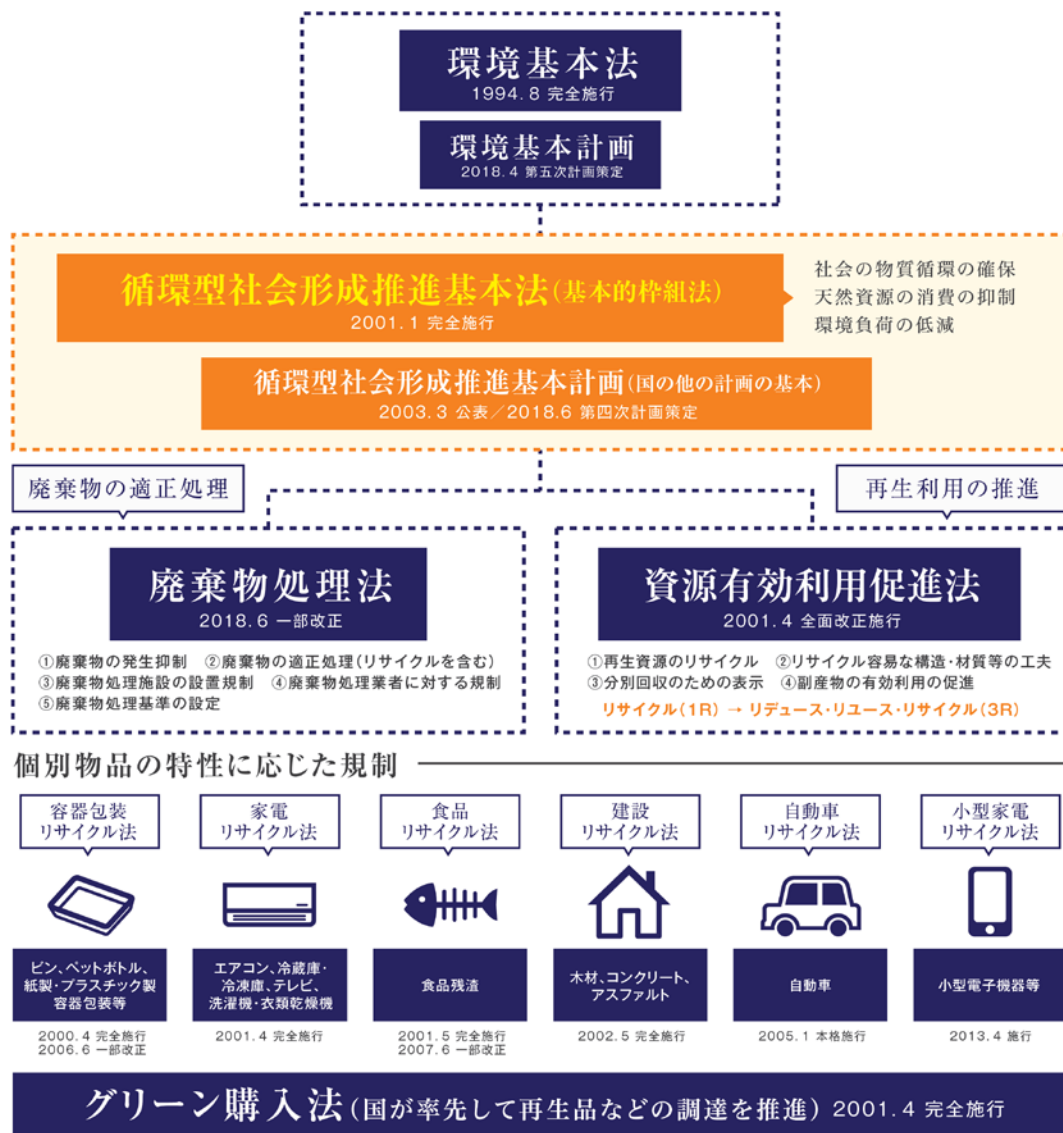
7 変化に応じたガイドラインの見直し

今後の状況の変化(新たな知見、技術開発など)⇒処理の迅速化・効率化

7 循環型社会形成のための仕組み

(1) 法制度と国の循環型社会形成推進基本計画の概要

ア 循環型社会を形成するための法体系



出所：第四次循環型社会形成推進基本計画パンフレット（環境省）

イ 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

将来像	持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 				
	地域循環共生圏形成による地域活性化 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	適正処理の推進と環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	災害廃棄物処理体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化） 	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
循環分野における基盤整備					
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 					

目標値	2000年度	2015年度	2025年度目標		
	資源生産性（万円/トン）	24	38	49	（+102%）
	入口側の循環利用率（%）	10	16	18	（+8ポイント）
	出口側の循環利用率（%）	36	44	47	（+11ポイント）
	最終処分量（百万トン）	57	14	13	（▲77%）

（ ）内は2000年度比

国の取組	持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 ○ シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○ 廃棄物エネルギーの徹底活用 ○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 				
	地域循環共生圏形成による地域活性化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の掘り起こし ・ 実現可能性調査への支援 ○ コンパクトで強靱なまちづくり ○ バイオマスの地域内での利活用 	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○ シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○ 素材別らの取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック戦略 ・ バイオマス ・ 金属(都市鉱山の活用) ・ 土石・建設材料 ・ 太陽光発電設備 ・ おむつリサイクル 	適正処理の推進と環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的・効率的な処理体制 ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・ 環境産業全体の健全化・振興 ○ 環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・ 空き家・空き店舗対策 ○ 東日本大震災からの環境再生 	災害廃棄物処理体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画 ・ 国民へ情報発信、コミュニケーション ○ 地域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ブロック協議会 ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○ 全国 <ul style="list-style-type: none"> ・ D.Waste-Netの体制強化 ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・ IT等最新技術の活用 	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・ アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○ 海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援
循環分野における基盤整備					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子マニフェストを含む情報の活用 ○ 技術開発等(廃棄物分野のIT活用) ○ 人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン) 					

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画 概要（環境省）

(2) 条例の整備

ア 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年12月制定、平成15年4月施行）

「いわて資源循環型廃棄物処理構想」を実現し、「大量消費・大量廃棄」型の社会から「資源の循環による持続可能な新しい社会」を構築するための具体的な仕組みとして、また、当時、全国最大級となった青森県境産業廃棄物不法投棄事案を教訓に、同様な事件の発生を未然に防止するための仕組みとして制定した。

① 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則

地域で発生した産業廃棄物は、その地域で循環的に処理するという自県（圏）内処理を事業活動における原則とし、その実現に向け努力を求めるものである。この原則は、本条例の解釈や運用はもちろん、本県の産業廃棄物に関する政策を形成、実施する際の基準となるものであり、この原則を実現するため、県は処理施設の整備等に努めるものとした。

② 再生資源利用認定製品認定制度

廃棄物の循環的利用を進めるためには、リサイクル製品の流通の拡大が不可欠であるが、リサイクル製品はコスト高や品質への不安から需要が伸びない状況にある。そこで、再生資源を利用した製品で基準に適合すると認められるものを知事が岩手県再生資源利用認定製品と認定し、当該製品の円滑な流通の促進を図る制度を創設した。

【認定基準】

- a 主として県内で生じた再生資源を利用し、県内で製造されていること。
- b 環境への負荷の抑制に十分な配慮がなされているなど、環境保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造されていること。
- c 申請時において既に県内で販売されており、又は申請の日から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実であること。
- d 岩手県再生資源利用認定製品品質基準に適合していること。

認定製品は、県において、優先的に購入、又は使用するよう努めるとともに、県民、事業者及び市町村等に対し広く周知し利用を呼びかけることとされている。

令和2年9月30日時点で、47社170製品を認定している。

③ 優良な産業廃棄物処理業者の育成

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、産業廃棄物処理業者の担う役割が重要であることから、優良な処理業者の育成を図るため、産業廃棄物処理業者の格付け制度と保証金制度を創設した。

格付け制度は、県内の産業廃棄物処理業の経営の健全化を図る一般社団法人又は一般財団法人を県が「産業廃棄物処理業者育成センター」に指定し、当該センターが、本県許可を有する処理業者を処理能力等により格付けし、排出事業者が処理委託する産業廃棄物処理業者の選定の判断に資するものである。

保証金制度は、事故等に対する緊急対処等の費用とするため、本県許可を有する処理業者が当該センターに一定の保証金を預託するもの（納入した処理業者が自ら緊急対処等を行う場合に保証金を返還するもの）である。

なお、現在は、(一社)岩手県産業資源循環協会を産業廃棄物処理業者育成センターに指定しており、令和2年6月26日時点の格付け認定は98社、保証金預託は84社である。

④ 許可の取消し等の基準

廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理業者に対し事業停止又は許可の取消しを行う場合の基準を定めるもので、違反の種類ごとに基準により点数化し、その点数に応じ処分内容を定めた。

行政処分の基準を明確化することにより、違反行為の抑止と適正かつ迅速な行政処分の判断を目的としてしている。

⑤ 廃棄物等の適正保管

有価物を偽装した不法投棄事案等が後を絶たないことから、指導監督対象を「廃棄物」から「廃棄物等」に拡大し、適正保管を義務付けるとともに、必要に応じ立入検査を、一定の種類及び基準を超える物質が検出された場合は調査命令を、生活環境上の支障が生ずるおそれがある場合は措置命令を行うことができるよう定めた。

⑥ 建設資材廃棄物の適正処理

建設リサイクル法の対象建設工事の受注者等に対し、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理方法等の事前届出を義務付けた制度である。県広域振興局土木部及び土木部土木センター並びに建築主事を置く7市で届出受理事務を実施している。

届出等の受理状況は次のとおり。

	届出	変更届出	通知(公共工事)
平成30年度	1,690件	7件	2,066件
令和元年度	1,644件	13件	1,972件

⑦ 原状回復の確保等

排出事業者に対して、処理業者に委託する際の処理能力の確認と年1回の処分状況の確認及び不適正処理発見の際の報告を義務付けたほか、廃棄物処理に関与した者に対し、不適正処理されたこと等を知った場合に報告を義務付けるとともに、当該関与者に対し措置命令を行うことができる制度を規定した。

⑧ 産業廃棄物処理施設の設置等事前協議制度

廃棄物の適正処理を確保し環境の保全を図るためには、廃棄物処理施設等の設置予定者は廃棄物処理の重要性を十分認識し、適切な施設整備と施設管理に努めることが必要であるが、廃棄物処理施設等の設置に当たっては技術的な基準を満たすことをはじめ立地に当たっての種々の開発規制法との調整、あるいは立地市町村や地域住民との調整などを要することも多い。このため、平成2年6月から「産業廃棄物処理に関

する指導要綱」を制定し、廃棄物処理施設等を設置する場合に、その事業計画、施設の構造などが適正であるか、廃棄物処理法に基づく手続きの前に審査するための事前協議制度を導入した。この事前協議の仕組みを、本条例に盛り込み、平成15年4月1日から施行している。

なお、事前協議に当たっては、設置予定地の周辺住民等との調整を目的とした事前説明を義務付けている。

直近5年間の事前協議件数は次のとおり。

施設の種類		平成27年度 (件)	平成28年度 (件)	平成29年度 (件)	平成30年度 (件)	令和元年度 (件)
新規	焼却施設	1	0	0	0	0
	最終処分場	0	0	0	1	1
	その他	10	15	12	20	16
	小計	11	15	12	21	17
変更	焼却施設	12	8	7	1	8
	最終処分場	4	3	3	4	7
	その他	53	29	23	35	12
	小計	69	40	33	40	27
合計		80	55	45	61	44

イ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年12月制定、平成15年4月施行（環境保全協力金の制度は平成16年1月1日施行））

本条例は、循環型地域社会の形成に関する条例において規定した県外産業廃棄物（自動車リサイクル法第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条第4項に規定する特定再資源化物品並びに小型家電リサイクル法第11条第4項第1号に規定する認定計画に係る同法第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等を除く。以下同じ。）の県内搬入の事前協議について、その手続き等を規定している。

県では、平成2年度から「廃棄物処理に関する指導要綱」により県外産業廃棄物の搬入に関し事前協議制を行っていたが、青森県境産業廃棄物不法投棄事案の教訓を踏まえ、実効性の向上と行政手続きの透明化の要請及び広域的な産業廃棄物対策として北東北3県で同一かつ同時に条例を制定することの合意から本条例を制定した。

県外で発生した産業廃棄物を県内に搬入する際には、当該事業者に対し、性状及び処理方法等の確認のため、県への事前協議を義務付け、循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない処理方法等の基準の適否について審査し、結果を通知する制度である。基準に適合しない搬入や事前協議を終了していない搬入については、中止等の勧告を行い、勧告に従わないときは公表することとしている。

直近5年間の事前協議件数は次のとおり。

年度	H27	H28	H29	H30	R1(H31)
	施行	施行	施行	施行	施行
	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目
事前協議件数	324件	429件	524件	497件	430件

また、県外排出事業者は本県に対する税負担がないこと、産業廃棄物の搬入により本県に環境負荷を生じさせることなどから、県の環境保全政策推進のため、事前協議の際に、環境保全協力金の納付について、県外排出事業者と契約する権限を知事に与える環境保全協力金制度を創設した。平成16年1月1日以降の事前協議から適用し、搬入終了後の実績に応じて支払うこととしている。

直近5年間の環境保全協力金の額は次のとおりであり、年間収入はおよそ2,000万円を見込んでいる。

	最終処分	再生利用	再生利用以外の中間処理
協力金	500円/t	50円/t	200円/t

年度	H27	H28	H29	H30	R1(H31)
納入実績	18,931,600円 (257社)	23,462,400円 (322社)	20,118,900円 (333社)	23,835,600円 (344社)	25,263,700円 (403社)

ウ 岩手県産業廃棄物税条例

本条例は、最終処分に掛かる経費の削減を図ろうとする経済的な刺激を与えることによって最終処分量の削減を促すこと、及び産業廃棄物の発生抑制、循環的利用の促進、適正処理の確保に関する施策の費用に充てることを目的として、北東北3県で同一かつ同時に制定した。

排出事業者が納税義務者、最終処分業者が特別徴収義務者となり、排出事業者が産業廃棄物を最終処分場に搬入した場合、1トンにつき1,000円を課税する制度である。

直近5年間の税収は次のとおり。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
税 収	77,326千円	77,326千円	79,215千円	93,063千円	95,439千円
最終処分量	77,326t	77,326t	79,215t	93,063t	95,439t

※ 最終処分量は、産業廃棄物税収入額からの算定値である。

(3) その他の制度

ア 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業は、事業者等における産業廃棄物等の発生抑制及びリサイクル等の推進に資する取組みを支援する補助制度であり、平成15年度から産業廃棄物税と環境保全協力金を財源とする「循環型地域社会形成推進事業」の主要な細事業と

して実施している。

令和元年度事業までに134事業を採択し、118事業が補助事業として実施されている。

【制度の概要】

事業者等による産業廃棄物等の発生・排出抑制やリサイクル促進の取組に対して、県が直接補助を行う。

(補助メニュー等)

事業区分	事業内容	補助率及び補助限度額
企業内ゼロエミッション推進事業	自社内で廃棄物の排出抑制やリサイクルなどを促進することによって、廃棄物を減量化しようとする事業	補助率：補助対象経費の1/2以内 補助額：100万円以上 1,000万円以下
地域・企業間ゼロエミッション推進事業	複数の事業者が、共同して廃棄物を資源として有効に活用することによって、廃棄物を減量化しようとする事業	補助率：補助対象経費の1/2、2/3以内 補助額：100万円以上3,000万円以下 (団体 100万円以上4,500万円以下)
廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業	産業廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用に係る技術研究開発	補助率：補助対象経費の1/2、2/3、10/10以内 補助額：100万円以上 1,000万円以下
廃棄物利用製品開発推進事業	廃棄物を利用した製品の開発	補助率：補助対象経費の1/2以内 補助額：100万円以上 1,000万円以下
廃棄物利用製品製造推進事業	廃棄物を利用した製品の製造	補助率：補助対象経費の1/2以内 補助額：100万円以上 1,000万円以下 (団体 100万円以上1,500万円以下)
ゼロエミッション普及促進事業	自ら排出する産業廃棄物等の発生抑制等を行う場合の機械装置の購入等	補助率：補助対象経費の1/3以内 補助額：100万円以上500万円以下
環境産業育成支援事業	リサイクル製品の商品力強化や販売促進、技術の利用促進等	【岩手県再生資源利用認定製品】 補助率：補助対象経費の1/2以内 補助額：30万円以上300万円以下 【その他】 補助率：補助対象経費の1/3以内 補助額：20万円以上200万円以下

(補助対象者)

県内に事業所を置く又は置こうとする事業者（NPO法人を含む。）、主に県内に事業所を置く事業者で構成される法人格を有する団体等

イ エコショップいわて認定制度

廃棄物の減量化・リサイクルの促進に積極的に取り組む小売店及び飲食店を「エコショップ・エコレストラン」として認定し、流通から消費段階における廃棄物の発生抑制を誘導する。(令和2年9月時点認定店舗数 エコショップ：223 エコレストラン：6)

(補助対象者)

県内に店舗を有する小売店及び飲食店(店舗毎の認定)

(認定方法)

小売店からの認定申請の受付及び審査について指定NPOが対応し、県知事及び市町村長(エコショップ認定制度に賛意のある市町村)が連名で認定

(認定の基準)

- i ごみ減量化やリサイクル促進のための取組計画が作成されていること

ii 取組計画において、取組基本項目の中で実施可能な項目のうち5項目以上を取組項目として定めていること

iii 取組計画に沿った取組が行われていること

iv 取組の結果について、自ら評価が行われていること

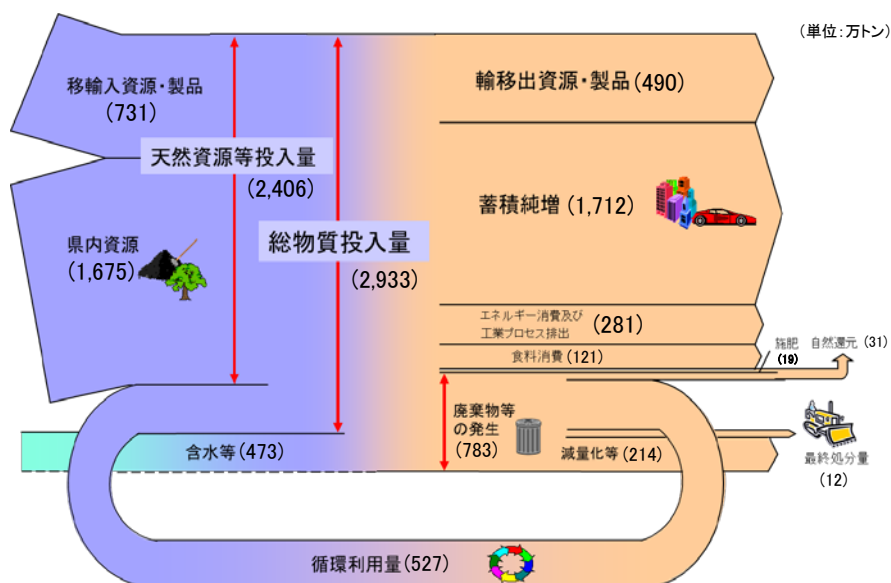
(主な審査項目)

i ごみの減量化、リサイクルの取組項目と達成目標

ii 環境影響評価項目の目標達成に向けた手順 (P D C Aサイクル)

8 物質フロー

(1) 岩手県の物質フロー (平成 30 年度)



(2) 物質フローの指標

	岩手県				全国値
	H25年度	H30年度	H25年度	H30年度	平成28年度
			災害廃棄物を除く		
資源生産性 (①÷②)〈万円/ト〉	17.4	18.5	---	---	39.4
①県内(国内)総生産〈億円〉※1	48,125	44,573	---	---	5,196,305
②天然資源等投入量〈万ト〉	2,768	2,406	---	---	131,900
入口側の循環利用率 (④÷⑤)×100〈%〉	25.9	18.0	18.5	18.0	15.4
出口側の循環利用率 (④÷③)×100〈%〉	75.8	67.3	69.9	67.3	43.6
廃棄物等発生率 (③÷⑤)×100〈%〉	34.2	26.7	26.4	26.7	35.3
③廃棄物等発生量(万t)	1,276	783	898	783	55,100
④循環利用量(万t)	967	527	628	527	24,000
⑤総物質投入量(②+④)〈万ト〉	3,735	2,933	3,397	2,933	155,900
⑥最終処分量〈万ト〉	38	12	15	12	1,400
最終処分率 (⑥÷③)×100〈%〉	3.0	1.5	1.7	1.5	2.5

※1: 平成30年度岩手県の県内総生産は平成29年度の値を使用

(3) 物質フローを構成する各項目の用語の定義

項目		解説
入口側	総物質投入量	・天然資源等投入量と循環的利用量の和
	天然資源等投入量	・県内資源と移輸入の量の和
	県内資源	・県内で採取される資源の量
	移輸入	・県内に移輸入される資源及び製品の量
	循環的利用量	・再生利用のうち自然還元以外のものの量
含水等	・天然資源等投入には含まれないが、廃棄物等に含まれる水分量 ・経済活動に伴う土砂等の随伴投入量（鉱業，建設業，上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）	
出口側	移輸出	・県外に移輸出される資源及び製品の量
	蓄積純増	・土木構造物，建築物，耐久財など，すぐには棄てられず経済活動の中に蓄積するものについて，ある年に新たに蓄積したのから，同年に廃棄・解体されて廃棄物等となったものを除いたものの量
	エネルギー消費及び工業プロセス排出	・化石資源やバイオマス資源（廃棄物等を除く）がエネルギーとして利用されて排ガスや排水になった量 ・鉄鉱石中の酸化鉄から還元される酸素，石灰石から分離する二酸化炭素など，工業プロセスでの物質変化に伴い排出されるものの量
	食料消費	・人の食料や家畜の餌のうち，直接あるいは取り込まれたのちに廃棄物等となるものを除いたものの量
	施肥	・農地に散布した肥料の量
	廃棄物等の発生	・廃棄物等の発生量
	自然還元	・農業から排出される稲わら，麦わら，もみがら等で農地等に還元された量 ・家畜ふん尿のうち，農地に還元されている量（処理によりたい肥や肥料として利用されているものは循環的利用に計上）
	循環利用	・再生利用のうち，自然還元以外のものの量
	減量化	・廃棄物等を処理する目的で中間処理により減量化した量。したがって，廃棄物等を廃棄物発電付き施設で燃焼して減量化された分は，エネルギー消費ではなくこの項目に含まれる。
	最終処分	・直接又は中間処理後に最終処分された廃棄物の量

問い合わせ先

岩手県環境生活部 資源循環推進課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL 019-629-5380 FAX 019-629-5369

E-MAIL AC0003@pref.iwate.jp